

国の施策等に関する提案・要望

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ
夢にあふれる新たな熊本の創造“へ



令和元年（2019年）5月

 熊本県

我が国観測史上初めて、震度7が連続して発生し、本県に未曾有の被害をもたらした「平成28年熊本地震」から三年が経過しました。本県では、一日も早い熊本の再生に向けて、県民の皆様とともに、目の前の一つ一つの困難に立ち向かい、復旧・復興の歩みを進めてまいりました。

この間、国におかれましては、迅速な被災者の救助活動や生活支援はもとより、国庫補助制度の創設や補助率の嵩上げ、地方財政措置の拡充など、地方負担の最小化のため、多くの手厚い支援措置を実現いただきました。このような国の強力な御支援により、復旧・復興に躊躇なく取り組めますことに、県民を代表して深く感謝申し上げます。

県では、被災者の住まいや生活の再建、被災地の新たなまちづくりなど、残された課題に総力を挙げて取り組んでいるところです。特に、住まいの再建については、「被災された方々の住まいの再建なくして心の復興はない」との強い決意のもと、県政の最重要課題と位置づけ、全力で取り組んでいます。しかし、今なお約1万4千人の方々が仮設住宅での生活を余儀なくされています。引き続き、被災された全ての方々が、恒久的な住まいを一日も早く確保できるよう、全力を尽くして参る所存です。

また、県政運営の基本方針である「熊本復旧・復興4カ年戦略」の最終年度となる今年度は、その総仕上げとして、様々な取組みを積極的に展開して参りたいと考えております。

貴省（府）におかれては、被災者の一日も早い住まいや生活の再建と熊本の更なる発展につながる創造的復興が実現できるよう、次の事項について適切な対策を講じていただくことを強く要望します。

令和元年（2019年）5月

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県議会議長 井手順雄

国の施策等に関する提案・要望
(平成28年熊本地震関連)

P 1 ~ P 4 5

(平成28年熊本地震関連以外)

P 4 6 ~ P 1 1 6

国の施策等に関する提案・要望
（平成28年熊本地震関連）

目 次

共通項目

県・被災市町村の負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置	...	3
大規模災害発生時における財政支援制度の常設化	...	5

内閣府

応急仮設住宅の供与期間の更なる延長等	...	8
被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設	...	10
災害救助法制度の見直し	...	13
被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実	...	16
震災ミュージアムの実現及びデジタルアーカイブの取組みに対する財政支援	...	18

文部科学省

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実	...	20
熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等	...	23
公立学校施設の災害復旧に係る財源の確保	...	25
公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等	...	26

厚生労働省

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等	...	28
水道施設災害復旧事業費補助の交付期間の延長	...	31
医療・福祉施設に係る防災対策等の推進	...	32

農林水産省

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実	...	34
----------------------	-----	----

経済産業省

グループ補助金に係る財政支援措置の継続	...	35
---------------------	-----	----

国土交通省

被災地の住まい確保・再建と復興まちづくりに必要な事業への予算確保等	...	36
阿蘇地域へのアクセスルートの早期回復に向けた国直轄事業等の早期完成	...	37
阿蘇山直轄砂防事業の促進	...	39
阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援	...	40
JR豊肥本線の早期復旧に向けた支援	...	42
南阿蘇鉄道の早期復旧に向けた支援	...	43
阿蘇地域の観光復興に向けた支援	...	44

県・被災市町村の負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置

【各府省庁】

提案・要望事項

県や被災市町村の財政負担については、政府を挙げての強力な支援により、その最小化が図られてきた。

県及び被災市町村が熊本の再生に向けて、復旧・復興に係る事業を着実に履行できるよう、引き続き、地方の財政負担の最小化と、中長期の財源の確保のための特別な財政措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：死者 270 人、住家被害 198,129 棟 令和元年（2019 年）5 月 13 日時点
- ・総事業費：平成 28 年度（2016 年度）～30 年度（2018 年度）地震関係
[県予算]8,550 億円 [被災市町村 予算]6,045 億円 歳入欠かん等債発行対象 21 団体

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
補助率嵩上げ等	激甚災害指定及び補助制度の創設・補助率嵩上げ	国の特別な財政支援措置の継続
地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置	復興基金創設のための特別交付税の別枠措置、普通交付税・特別交付税の算定方法の特例措置	地方負担分への特別な交付税措置の継続

3 要望の詳細

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率嵩上げ、それらに合わせた地方財政措置の拡充などの手厚い財政支援を講じていただいた。しかし、復旧・復興には長い期間と多額の費用が必要なため、中長期にわたり安心して事業に取り組むことができる財源の確保が求められる。

特に、熊本の将来の発展に向けて、創造的な復興を加速するため、復旧事業に対する継続的な支援はもとより、今後本格化する復興事業についても継続的な財政支援をお願いしたい。

（県等で実施している主な復興事業の例）

- ・被災者の住まい再建
- ・阿蘇へのアクセスルート（道路、鉄道）の回復
- ・益城町の復興まちづくり
- ・被災企業の事業再建
- ・阿蘇くまもと空港の創造的復興 など

(被災市町村で実施されている主な復興事業の例)

- ・災害公営住宅整備事業
- ・街路事業
- ・小規模住宅地区改良事業
- ・都市防災総合推進事業
- ・宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、宅地液状化防止事業)
- ・下水道事業 など

大規模災害発生時における財政支援制度の常設化

【各府省庁】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興の取組みに対しては、補助制度の創設や補助率の嵩上げ、地方負担分（裏負担・単独事業）への十分な交付税措置など、政府を挙げて地方の財政負担の最小化に取り組んでいただいている。

平成 28 年熊本地震のような大規模災害発生時には、住民に安心していただくために、被災自治体は一日も早く災害からの復旧が果たせるよう、復旧・復興に要する財源確保を心配することなく、躊躇なく復旧・復興に取り組めるような財政支援制度が不可欠である。

そのため、平成 28 年熊本地震のために構築いただいた特別な財政支援措置等はもとより、今後の大規模災害発生の際にも必要不可欠となるものについては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化（立法措置を含む。以下同様。）し、被災自治体が復旧・復興事業の実施に注力できるような仕組みづくりをお願いしたい。

また、平成 28 年熊本地震のような広範囲の震災から、真の復興を実現するためには、原形復旧を原則とする災害復旧事業だけでなく、新たなまちづくりに向けた創造的復興に取り組む総合的な財政支援が必要である。

そのため、東日本大震災時に創設された復興交付金のような幅広い財政需要に対応できる自由度の高い総合的な交付金制度の創設又は国庫補助制度及び地方財政措置の拡充等とこれらの常設化をお願いしたい。

併せて、大規模災害発生時には、被災自治体により迅速かつ的確に被災者支援に取り組めるよう、国における一元的な要望窓口の設置及び復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 県内における被害額（試算）

下記のとおり他分野で多岐にわたる被害が生じている。

項目	被害額	項目	被害額
建築物（住宅関係）	2兆377億円	その他の公共施設等	736億円
水道施設	119億円	公共交通関係	86億円
電気・ガス施設	280億円	農林水産関係	1,826億円
医療・福祉関係施設	758億円	商工関係	8,200億円
公共土木施設	2,685億円	文化財	936億円
高速道路	342億円	廃棄物処理	900億円
文教施設（文化財を除く）	944億円	計	3兆8,189億円

(2) 被害状況等を踏まえた法に基づく措置

国においては、災害法制に基づき速やかな地域指定等に対応していただいた。

(H28.4.14) 前震発生

災害対策基本法に基づく非常災害対策本部(国)・災害対策本部(県)設置、
県内全市町村への災害救助法適用、県内全域への被災者生活再建支援法適用

(4.16) 本震発生

(4.26) 激甚災害法に基づく「本激」指定(東日本大震災と同じ)

(5.2) 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」指定(東日本大震災と同じ)

(5.13) 大規模災害復興法(東日本大震災後に法制定)に基づく「非常災害」指定(「特定大規模災害」ではない)

(3) 平成28年熊本地震を契機に一般制度化された財政支援措置等

県を挙げての被災状況の具体的な説明と真摯な要望を汲み取っていただき、下記については一般制度化された。

- ・地域支え合いセンターの設置等に係る国庫補助制度の創設
- ・スクールカウンセラー追加配置に係る全額国庫補助制度の創設
- ・液状化対策に係る国庫補助率の高上げ(社会資本整備総合交付金 1/4 1/2)
- ・造成宅地滑動崩落防止緊急対策に係る国庫補助率の高上げ(同 1/3 又は 1/4 1/2)
- ・廃棄物処理対策への災害対策債適用の明示化、公共施設等適正管理推進事業債の創設
- ・住宅ローン控除の適用に係る個人住民税の特例等 など

(4) 県及び被災市町村における平成28年度(2016年度)～平成30年度(2018年度)の予算額

	H28～30年度最終予算額	地震関連予算	実負担額	実負担率
熊本県	3兆0,941億円	8,550億円	431億円	5.0%
被災市町村 (歳入欠かん等債 発行対象21団体)	2兆2,879億円	6,045億円	458億円	7.6%

2 大規模な災害発生時に必要不可欠と考えられる事業及び要望内容

(1) 財政措置が講じられたもの

平成28年熊本地震においては、都市部から中山間地まで広範な被害が及んだことを踏まえ、
国においては、東日本大震災と同様に次のような特別な財政措置を講じていただいた。

項目	平成28年熊本地震のための特別な財政措置	要望内容
中小企業等グループ補助金	・補助率 1/2 ・災害対策債(充当率100%、交付税措置95%)の充当	補助制度及び地方財政措置の常設化
被災農業者向け経営体 育成支援事業	・補助率 1/2 原則3/10 1/2	補助制度(拡充分)の常設化
災害廃棄物処理対策 (環境保全基金(グリーン・ニューディール(GND)基金)積立金)	災害対策債(同上)の元利償還額に対する交付税措置額を除いた実質負担の一部に被害と税収の規模に応じてGND基金からの支援措置を創設	補助制度及び地方財政措置の常設化

私立学校施設災害復旧事業	・補助率 2/3 激甚災害法 1/2 + 経常費助成 1/6	補助制度（拡充分）の常設化
平成28年熊本地震復興基金積立金	・特別交付税措置 （措置率100%、510億円）	地方財政措置の常設化
公共土木施設、農地及び農業用施設等災害復旧に対する民間企業への業務委託	・一部 特別交付税措置 （災害査定関連事務経費（措置率50%））	補助制度の創設等による地方負担の軽減

（２）財政措置が講じられていないもの

一方で、平成 28 年熊本地震のように広範囲に被害を及ぼすような大規模災害発生時において、必要不可欠である次の財政措置については、未だに講じられていない。

項 目	平成28年熊本地震のための特別な財政措置	要望内容
新たなまちづくりに向けた復興交付金制度の創設等	なし	自由度の高い総合的な交付金制度の創設及び常設化 又は 国の財政支援措置及び地方財政措置の拡充等による特段の配慮とこれらの常設化

3 要望の詳細

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興の取組みに関しては、地方負担の最小化に向け、これまで政府を挙げて手厚い財政支援を講じていただいたことにより、県、被災市町村ともに躊躇なく復旧・復興事業に取り組んでいる。

こうした平成 28 年熊本地震における手厚い財政支援の経験を踏まえると、今後、平成 28 年熊本地震と同様の大規模な災害が生じた場合においても、被災自治体が躊躇なく、速やかに復旧・復興事業に取り組める仕組みづくりが重要であるため、今後の大規模災害発生時にも不可欠なこれら事業に係るものについては、激甚災害法のように一定の基準に達した際には、被災自治体からの要望を待たずしても措置されるよう、常設化をお願いしたい。

実際、平成 28 年熊本地震以降に発生した大規模災害（平成 30 年 7 月豪雨や平成 30 年北海道胆振東部地震等）においても、被災農業者向け経営体育成支援事業など、必ず措置されている事業があるため、常設化いただくことで躊躇なく事業に着手できるなど不安感が取り除かれることとなる。

また、市町村の区域が広範に被災した場合には、まちづくりに新たにに取り組む必要があり、その費用も多額となることから、自由度の高い総合的な交付金制度の創設と常設化又は国の財政支援措置及び地方財政措置の拡充等による特段の配慮とこれらの常設化をお願いしたい。

さらに、平成 28 年熊本地震への対応において、被災地の課題把握や財政的影響等の把握がスムーズにできず、国への要望までに時間を要したことや、第一線で被災者支援の指揮をふるうべき幹部職員が省庁ごとに再々要望する必要があったこと等を踏まえ、今後の大規模災害に備えた一元的な要望窓口の設置や復興予算の一括要求・確保等の体制整備をお願いしたい。

応急仮設住宅の供与期間の更なる延長等

【内閣府、財務省】

提案・要望事項

やむを得ない理由により自立再建が困難な世帯については、応急仮設住宅の供与期間の1年の再延長を認めていただいたところである。

土地区画整理事業や地盤改良工事などの公共事業等の影響により自宅の完成が遅れる世帯や、災害公営住宅の完成時期の影響により入居が遅れる世帯については、応急仮設住宅の供与期間の更なる延長と、それに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 応急仮設住宅の入居状況 (H31.4.30 現在)

区分	県内		県外		計	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	1,862	4,325			1,862	4,325
借上型仮設住宅	4,288	9,594	24	45	4,312	9,639
公営住宅等	100	255	4	6	104	261
計	6,250	14,174	28	51	6,278	14,225

(2) 応急仮設住宅設置費用

単位：億円

区分		平成28年度 実績額	平成29年度 実績額	平成30年度 見込み額	平成31年度 見込み額
建設型仮設住宅		357.4	0.1	6.5	10.9
借上型仮設住宅		86.4	110.6	58.0	31.0
計		443.8	110.7	64.5	41.9
財源 内訳	国費	386.2	88.9	43.0	22.8
	一財	57.6	21.8	21.5	19.1
国庫負担率		87.0%	80.2%	66.7%	54.3%

(3) 応急仮設住宅の供与期間満了に伴う延長手続きの結果について

(平成30年(2018年)4月～平成31年(2019年)3月に供与期間満了を迎えた入居者の状況)

対象世帯数 15,085 世帯のうち、供与期間を延長した世帯は 8,538 世帯、延長していない世帯は 6,478 世帯。延長していない世帯のうち、延長を希望されていた世帯は 361 世帯。

	対象 世帯数	延長あり		延長なし		うち 延長希望	保留	
			割合		割合			割合
全体	15,085	8,538	57%	6,478	43%	361	69	0%
県	6,966	4,339	62%	2,613	38%	120	14	0%
熊本市	8,119	4,199	52%	3,865	48%	241	55	1%

2 要望の詳細

平成28年熊本地震における被災者のうち、いまだ約6千世帯、約1万4千人の被災者が応急仮設住宅等での生活を送っている。土地区画整理事業や地盤改良工事などの公共事業等の影響により自宅の完成が遅れる世帯や、災害公営住宅の完成時期の影響により入居が遅れる世帯については、応急仮設住宅の供与期間の更なる延長と、それに伴い必要となる財源を確保いただくようお願いしたい。

被災者の住まいの再建に向けた支援制度の創設

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

本県では、「住まいの再建なくして復興はありえない」との考えの下、全ての被災者が自らの意向に沿った住まいの再建ができるよう、幅広く、手厚い支援策を実施している。

いつどこで起こるか分からない今後の災害においても、被災者の住まいの再建は、共通の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

【熊本県が実施する住まいの再建支援策】

- 1 住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備
- 2 被災者の再建希望に応じた各種支援
 - ・金融機関等から自宅再建のための融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - ・金融機関等から自宅再建のためリバースモーゲージ（高齢者向け返済特例）を利用して融資を受けた場合の利子相当額の一部を助成
 - ・応急仮設住宅等から恒久的な住まいに移転する場合の移転費相当額を助成
 - ・民間賃貸住宅に入居する際の初期費用（礼金・手数料等）相当額を助成
 - ・保証人不在被災者に対する民間賃貸住宅入居の支援
 - ・公営住宅入居者に対する支度費用相当額の助成

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 住家被害状況

家屋被害の状況（罹災証明）	世帯数（令和元年5月13日時点）
全壊	12,544 世帯
大規模半壊	12,377 世帯
半壊	55,626 世帯
一部損壊	132,910 世帯
合計	213,457 世帯

(2) 応急仮設住宅の入居状況（平成31年4月30日時点）

区分	県内		県外		計	
	戸数	人数	戸数	人数	戸数	人数
建設型仮設住宅	1,862	4,325			1,862	4,325
借上型仮設住宅	4,288	9,594	24	45	4,312	9,639
公営住宅等	100	255	4	6	104	261
計	6,250	14,174	28	51	6,278	14,225

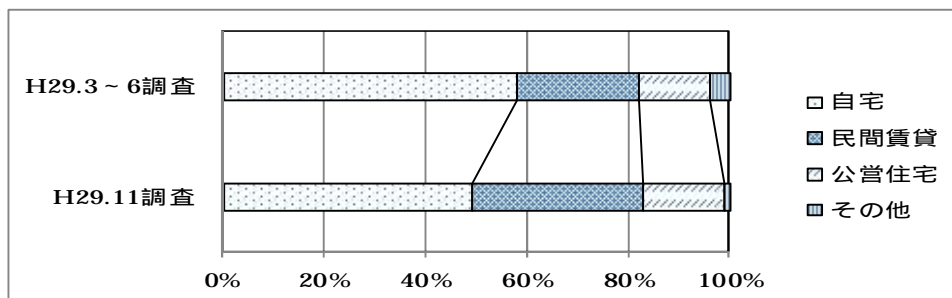
(3) 住まいの再建に関する調査結果について

2回目の調査(平成29年11月実施)において、全体の約5割が自宅を、約3割が民間賃貸住宅を、約2割が公営住宅を住まいの再建先として希望するという結果となり、1回目の調査と比較すると自宅希望が10%減、民間賃貸住宅希望が9%増という結果になった。

また、1回目の調査(平成29年3月~6月実施)では住まいの再建先を「まだ決めていない」と回答した世帯が約4,000世帯あったが、2回目の調査では142世帯と大幅に減少した。こうした動きは住まいの再建支援策制度化後、被災者の住まいの再建への意識が高まり、住まいの再建の動きが本格化した結果であると考えられる。

<再建希望先の状況等>

	自宅		民間賃貸住宅		公営住宅		その他		未定 (まだ決めていないなど)	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
全体	8,169	48%	5,577	33%	2,783	16%	237	1%	142	1%
建設型	2,224	61%	94	3%	1,172	32%	56	2%	75	2%
借上型	5,945	45%	5,483	41%	1,611	12%	181	1%	67	1%



(4) 本県での住まい再建支援に係る取組み(復興基金を活用)

住まいの再建に向けた専門的な相談体制の整備

住まいの再建について支援が必要な世帯に専門の相談員を配置し、被災者への個別訪問(伴走型)等による支援を実施。

被災者の再建希望に応じた各種支援

仮設住宅の供与期間内に一日も早く震災前の生活を取り戻していただくよう、被災者の意向に沿った住まいの再建支援をパッケージで実施。

	支援事業名	事業概要
ア	自宅再建利子助成	子育て世帯を含む多くの世帯に対し、自宅再建を行う際の利子助成
イ	リバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)利子助成	リバースモーゲージ(高齢者向け住宅再建融資)に対する利子助成
ウ	転居費用助成	仮設住宅等から自宅や民間賃貸住宅など恒久的な住まいへの転居費助成
エ	民間賃貸住宅入居支援助成	民間賃貸住宅に住み替える際の初期負担の助成
オ	保証人不在被災者支援事業	保証人がいない被災者でも民間賃貸住宅への入居ができるよう支援
カ	公営住宅入居助成事業	公営住宅に入居する際の支度費用の助成

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
被災者の自立再建に向けた支援制度	被災者生活再建支援金 それ以外は各自治体がそれぞれ独自に実施	応急救助から住まいの再建までを総合的に支援する制度の創設及びその財政支援

3 要望の詳細

応急仮設住宅の供与などの応急救助については、災害救助法において制度化されているが、その先の住まいへの再建については、既存の支援制度では十分でないことから、制度の隙間を埋め、柔軟な実施を可能とするため、国から措置された復興基金を活用し被災自治体において独自に支援を行っている。

本県においては、復旧復興の三原則の一つに被災された方々の痛みを最小化することを掲げ、創造的復興に向けた県の施策の重点 10 項目の最重要課題として、住まいの再建に取り組んできた。具体的には、住まいの再建に向けた専門的な相談体制を整備するとともに、被災者の再建希望に応じた各種助成を実施している。

これらの支援制度があらかじめ設けられていれば、発災当初から被災者の住まい再建を見据えて支援を行うことが可能となり、被災者が早期に住まいの再建に着手し、震災前の生活を取り戻すことにつながる。

また、住まいの再建を早期に果たすことは、長期的にみると国・県・市町村の財政的負担の軽減にもつながるものであり、いつどこで起こるか分からない今後の災害においても共通の課題である。そのため、国においては、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設するとともに、その財政支援をお願いしたい。

災害救助法制度の見直し

【内閣府】

提案・要望事項

被災者に対する応急救助に関し、都道府県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法制度の見直しを行っていただきたい。併せて、次の見直しを行っていただきたい。

- (1) 罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等を災害救助法の対象とすること
- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し
 - 当初からバリアフリーの応急仮設住宅を一定割合整備可能となるよう制度の見直し
 - 高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入に要する経費を災害救助法の対象とすること
 - 建設型仮設住宅の維持管理経費を災害救助法の対象とすること

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

家屋被害の状況（罹災証明）	世帯数（令和元年5月13日時点）
全壊	12,544世帯
大規模半壊	12,377世帯
半壊	55,626世帯
一部損壊	132,910世帯
合計	213,457世帯

(1) 他都道府県からの応援職員派遣人数

9,427人 うち罹災証明書の発行等の災害救助費対象外業務にあたった人数 6,089人

(2) 応急仮設住宅の入居状況（平成31年4月30日時点）

区分	戸数	人数
建設型仮設住宅	1,862戸	4,325人
借上型仮設住宅	4,312戸	9,639人
公営住宅等	104戸	261人
計	6,278戸	14,225人

建設後の改修対応件数：設置箇所

手摺	スロープ	段差解消	その他	計
706	21	25	44	796

本県においては、建設当初、1割の仮設住宅にスロープを設置。

いわゆる孤独死件数

建設型仮設住宅 4件 借上型仮設住宅 22件 計26件(平成31年3月31日時点)

応急仮設住宅の維持管理経費

ア	平成28年度(2016年度)所要額(実績)	87,501千円
イ	平成29年度(2017年度)所要額(実績)	153,466千円
ウ	平成30年度(2018年度)所要額(実績)	232,427千円
エ	平成31年度(2019年度)所要額(予算)	202,811千円

オ 維持管理経費の内訳

- ・集会所、談話室、外灯、浄化槽、受水槽、排水槽及び共同アンテナ等共用施設の維持管理費用(電気代、水道代等)
- ・団地内通路及び団地駐車場の補修に要する経費
- ・共用施設等(給排水設備、共同アンテナ等)の修繕に要する経費
- ・浄化槽、受水槽等の保守点検に要する経費
- ・その他、応急仮設住宅を適切に管理するために必要な経費

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
あらかじめ定められた基準を超える応急救助を実施する場合	都道府県に裁量がなく、個別に国に協議が必要	都道府県の裁量による
(1)罹災証明書の発行等に従事する応援職員に係る経費等	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
(2)地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し		
バリアフリー仕様(室内のフラット化等)の応急仮設住宅の建設	バリアフリー応急仮設住宅の建設に関する制度なし 個別協議により対応	建設当初から一定割合を整備できるような制度の見直し
ICTを活用した見守り体制の構築	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること
建設型仮設住宅の維持管理経費	災害救助法の対象外経費	災害救助法の対象とすること

3 要望の詳細

平成28年熊本地震では、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条第1項の内閣総理大臣が定める基準を超える応急救助に関しては、東日本大震災等において認められた応急救助であっても、同条第2項の規定により個別に協議を行う必要があったことから、特別協議を行い、対応していただいた。しかし、県の裁量の余地がなく、仮設住宅の仕様に関する協議に時間を要するとともに、被災した避難所の修繕費、県外ドクターヘリの運航経費や避難者の入浴施設への移送経費等についても協議が必要となるなど、被災地の実情に応じた迅速な対応が困難な状況もみられた。

今後の災害を見据え、県の裁量により災害に応じて適時的確に対応できるよう、災害救助法の見直しを行っていただきたい。

また、平成 28 年熊本地震を踏まえ、被災した住宅の応急修理や生活必需品の提供などの現物給付制度について、より良い制度となるよう、見直しを検討していただきたい。

- (1) 平成 28 年熊本地震に係る対応については、国の強力な支援の下、多数の応援職員を派遣いただいた。これらの応援職員は、災害救助費の対象となる避難所運営等に限らず、災害救助と不可分の関係にある住家被害認定調査業務や罹災証明書の交付等の業務にも対応していただいたが、その費用が高額となり、被災自治体の財政負担が大きなものとなった。

また、余震の長期化により車中泊による避難を行う被災者が多数発生し、グラウンド等を開放して避難車両の受入れを行わざるを得なかった避難所もあったが、その利用再開には多額の整備費用が必要となった事例もあった。

これらの費用や避難所となった指定管理施設の使用料や休業補償については、いずれも災害救助法の対象外であるため、今後の災害での被災者への応急救助においての迅速な判断に影響を与えかねない。そのため、これらの費用について災害救助法の対象経費としていただきたい。

- (2) 地域の実情に応じた応急仮設住宅の供与を行うための見直し

現在、応急仮設住宅の建設に際しては、段差解消を図るための手摺、スロープ等を一部に設置する費用が認められているが、車椅子利用者等が利用する際、玄関やトイレ、風呂等の間口が狭かったり、段差があったりするため、建設後に改修が必要となる。

そのため、建設当初から一定割合の応急仮設住宅をバリアフリー（室内のフラット化、広い間口等）の仕様で整備できるよう、制度の見直しをお願いしたい。

阪神淡路大震災や東日本大震災においても問題となっていたいわゆる孤独死が平成 28 年熊本地震においても発生している。このような事案が発生しないよう、見守り体制を強化する必要があるため、高齢独居世帯の見守りを支援するシステム（ICT）の導入を行う必要がある。この導入経費について、災害救助法の対象経費としていただきたい。

現在、建設型仮設住宅の経費のうち、建設経費と解体経費については災害救助法の対象経費となっている。しかしながら、供与期間中の維持管理経費は、災害救助法の対象外であり自治体の負担となっている。

維持管理に当たっては、経常的に年間数億円が必要となり、経年劣化に伴う損傷箇所の補修、建設後発生した不具合（団地内の雨水排水対策）に伴う改修経費も別途発生する。

このほか、仮設住宅での生活において、子どもたちの遊び場も必要であることから、入居者等から遊び場の整備を求める声が出されている。

このため、建設型仮設住宅の建設から供与期間終了までの維持管理に係る経費を災害救助法の対象経費としていただきたい。

被災者の生活基盤の復旧のための支援制度の充実

【内閣府】

提案・要望事項

被災者生活再建支援金の支給対象を拡大（半壊世帯への柔軟な対応、一部損壊世帯及び宅地被害への支援）していただきたい。

災害援護資金の償還について、借受人の困窮状態等に応じた減免や償還期間の延長、貸付原資未償還に係る被災自治体の負担軽減等、制度の見直しを行っていただきたい。

災害弔慰金等の支給認定について、市町村が災害との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。

切れ目なく、漏れなく被災者の支援を行うため、ICTを活用し、被災者の情報を集約・共有することが可能なシステムを構築していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

住家被害罹災証明発行世帯 213,457 世帯（令和元年5月13日時点）

全壊 12,544 世帯 大規模半壊 12,377 世帯

半壊 55,626 世帯 一部損壊 132,910 世帯

宅地危険度判定（平成29年1月11日時点）の「危険」と「要注意」（簡易調査含む）件数
7,137 件 宮城県2,356 件、新潟県726 件、岩手県217 件

災害援護資金貸付制度の貸付状況（熊本市含む（平成30年3月31日時点））

貸付者数 728 世帯 貸付額 1,286,513 千円

死者数（令和元年5月13日時点） 270 名（うち直接死55名、災害関連死215名）

ピーク時における避難者数 避難所：855 箇所、183,882 人（平成28年4月17日時点）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
被災者生活再建支援金の支給対象	<ul style="list-style-type: none"> 半壊世帯は一部対象 一部損壊世帯は対象外 宅地被害は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 半壊世帯、一部損壊世帯への支給 宅地被害世帯への支給
災害援護資金の償還に関する制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 償還の減免は死亡又は精神・身体に著しい障害を受けた場合 償還期間は10年 償還期間最終年度に未償還がある場合は、被災自治体が負担 	<ul style="list-style-type: none"> 借受人の困窮状態等に応じた減免対象の拡大 減免対象外の困窮者等に対する償還期間の延長 未償還分に係る被災自治体の負担軽減
災害弔慰金等の支給認定基準	各市町村の判断	統一的な支給認定基準の策定
被災者に対する切れ目のない支援を行うためのシステム	被災市町村がそれぞれ被災台帳を作成し、対応	国において構築されたICTシステムを被災自治体が活用

3 要望の詳細

観測史上初となる震度7の2回の観測や過去に例をみない長期間にわたる余震の継続により、多数の住宅被害が発生し、宅地にも甚大な被害が発生した。

現行の被災者生活再建支援制度では、半壊世帯（解体世帯を除く）や一部損壊世帯が支援の対象外となっているが、半壊や一部損壊の住家被害であっても、その修理等に多大な費用が必要となり、被災者の生活再建の障害となっている。

また、これと同様に、宅地の被害の復旧費用がかさむことも、被災者の住宅再建に大きな障害となっている。

これら平成28年熊本地震での被害を踏まえ、今後の災害においても、すべての被災者の円滑な生活再建が行われるよう、半壊や一部損壊、宅地被害を受けた世帯への支援が実施できるよう制度改正をお願いしたい。

平成28年熊本地震では、県内で20万棟を超える住家被害が生じ、被災者にとって被災した住宅の再建が大きな課題となった。

低所得者に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」があるが、その償還については、貸付金を10年間（据置期間3年、返済期間7年）で償還する制度であり、借受人の困窮状態等によっては償還計画に沿った償還が困難となる状況が見込まれる。また、償還期間最終年度に未償還があった場合は、被災自治体が負担せざるを得ない状況にある。

そのため、借受人の困窮状態等に応じた返済が可能となるよう、償還の減免要件の緩和や償還期間を延長するとともに、借受人の貸付原資未償還が生じた場合は、国がその費用の一部を負担するなど被災自治体の負担軽減を図る制度の見直しをお願いしたい。

平成28年熊本地震によって死亡した270人（平成31年4月12日時点）のうちいわゆる災害関連死は215人であり、直接死55人を大幅に上回っている状況である。

災害弔慰金等の支給認定に係る災害と死亡との因果関係の判断については、国から統一的な基準が示されていないことから、平成28年熊本地震では県が「関連死認定基準（準則）」を策定し、市町村が災害弔慰金等の支給認定事務を円滑に、かつ、統一的に行えるよう支援してきたところである。

しかしながら、今後の災害を見据え、市町村が災害と死亡との因果関係を統一的に判断できるよう、基準を定めていただきたい。

災害が発生した場合は、家屋の罹災状況や仮設住宅への入居状況などの被災者の情報を集約し、被災者への漏れや切れ目のない効果的な支援を実施する必要がある。

しかし、情報が不十分な段階では、被災者ごとのニーズの把握ができず、適時的確な支援を実施できない恐れがある。

このため、災害発生直後の避難所への入所時から、罹災証明、仮設住宅の入居状況、生活再建支援制度の活用など、被災者ごとに一連の情報を集約するとともに、支援制度の活用状況等を含めて関係機関で共有することが必要である。

そのため、国においてICTを活用した被災者情報を集約・共有するシステムを構築していただきたい。

平成 28 年熊本地震の記憶や経験、教訓を後世に伝える震災ミュージアムの実現及びデジタルアーカイブの取組みに対する財政支援

【内閣府、環境省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震の被害の実情や復旧・復興の過程で得られたノウハウ、教訓等については、本県のみならず国民全体の共有財産として後世に遺すとともに、今後の災害対策や防災教育に活かす必要がある。そのため、震災遺構を保存・活用するとともに、拠点等において平成 28 年熊本地震の記憶や経験、教訓を発信し、後世に伝える震災ミュージアムの実現に向けた取組み及びデジタルアーカイブの取組みに対して、引き続き財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況及び総事業費

- 震災遺構を保存するとともに平成 28 年熊本地震の情報を発信する拠点等を活用する震災ミュージアムの実現に向けて、平成 29 年度（2017 年度）に策定した「熊本地震震災ミュージアムの実現に向けた基本方針」に基づき、震災遺構（東海大学阿蘇キャンパスの被災した建物や敷地内に出現した地表地震断層）の保存や、展示室、研修室等を備えた拠点等の整備に係る計画の策定を進めている。
- デジタルアーカイブ事業は、平成 28 年熊本地震関連資料（写真、映像、文書等）を収集、整理のうえ保存し、被害の実情や復旧・復興の過程について専用ウェブサイトでの公開を進めている。（令和 2 年度（2020 年度）までに約 20 万点を収集し順次公開）
- 事業費想定 最大約 33 億円（平成 30 年度（2018 年度）～令和 4 年度（2022 年度））
（単位：百万円）

	2018	2019	2020	2021 以降	合計
震災ミュージアム	386	411	1,994	146	2,937
デジタルアーカイブ	121	87	87	13	308
計	507	498	2,081	159	3,245

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
平成28年熊本地震の記憶や経験、教訓を後世に伝える震災ミュージアムの実現に向けた取組やデジタルアーカイブの取組みに対する財政支援	なし	地方創生の取組み及び阿蘇くじゅう国立公園内の園地整備の取組みに係る財政支援の継続や新たな制度の創設

3 要望の詳細

南海トラフ地震をはじめ、今後、大きな地震がいつどこで起きてもおかしくない状況にあるとの認識のもと、平成 28 年熊本地震の経験を教訓として、国民全体で共有し、今後の災害に活かす必要があるため、被害の実情や復旧・復興の過程で得たノウハウ、教訓等を記録、整理、蓄積し、後世に遺していくことが重要である。

本県では、防災対策や防災教育の充実・強化の視点から、平成 28 年熊本地震の記憶や経験、教訓を後世に伝える取組みとして、激しい地震により出現した断層や被災した建物等を震災遺構として保存しつつ、平成 28 年熊本地震の情報を発信する拠点を整備、活用する震災ミュージアムの実現に向けた取組みを更に推進することとしている。

また、デジタルアーカイブについては、資料収集の目標を達成する見込みであり、その後は資

料を整理・保存・公開していく必要がある。

そのため、地方創生の取組み及び阿蘇くじゅう国立公園内の園地整備の取組みとして引き続き支援をお願いするとともに、新たな財政支援制度を創設していただきたい。

心のケア・学習支援・就学などに係る支援体制の充実

【文部科学省】

提案・要望事項

被災した児童生徒等の心のケアや学習支援等に係る支援体制の充実のため、以下の措置を講じていただきたい。

児童生徒の心のケア、学習支援などに係る教職員の加配措置

スクールカウンセラーの全額国庫補助による追加配置の継続

被災児童生徒就学支援等事業の実施に必要な交付金の配分、所要の予算の確保及び財政支援の継続

【現状・課題等】

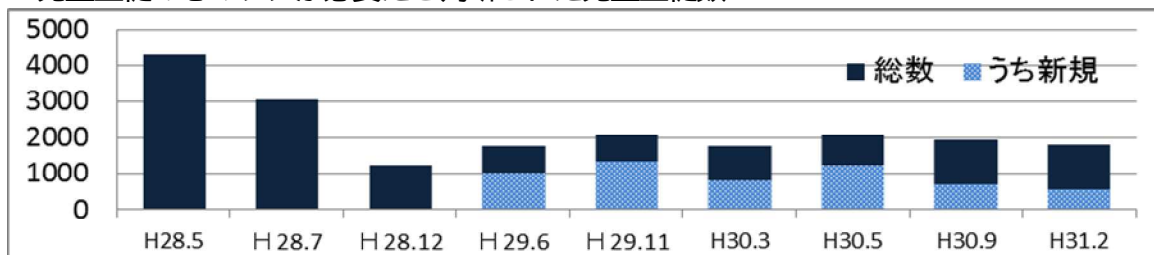
1 被害の状況及び総事業費

児童生徒の心のケア、学習支援の対応のため、教職員加配が必要

- ・総事業費：168 百万円（ R 元年度事業費。R2 年度以降は金額精査中）

児童生徒の心のケアへの対応が必要

- ・児童生徒の心のケアが必要だと判断された児童生徒数



調査時期	H28.5	H28.7	H28.12	H29.6	H29.11	H30.3	H30.5	H30.9	H31.2
人数	4,277	3,054	1,247	1,753	2,086	1,768	2,088	1,935	1,804
うち新規数	-	-	-	1,035	1,330	793	1,225	711	557

「新規数」は、平成 29 年度（2017 年度）から調査

- ・総事業費 40,977 千円（ H31 事業費）

（うち、人件費 36,371 千円、人件費以外（報償費、旅費等）4,606 千円）

被災した幼児・児童・生徒への就学支援等を確実に実施するための所要の予算の確保が必要

平成 28 年熊本地震の発災後、経済的に就学が困難な幼児児童生徒の就学機会を確保するため、被災児童生徒就学支援等事業（平成 28 年熊本地震対応分）が国において創設された。県では、この事業を活用して、就学が困難な児童生徒への支援を行った市町村、あるいは支援を必要とする生徒や学校に対して、必要な補助を実施してきた。しかしながら、平成 30 年度（2018 年度）は、国の交付額（264 百万円）が、本県の要望額（279 百万円）を下回ること（要望額の約 95%）となった。

また、これまでは平成 28 年熊本地震のみを対象とする事業であったが、被災児童生徒就学支援等事業実施要領の改正により、平成 28 年熊本地震後に発生した大規模災害も対象となったことから、令和元年度（2019 年度）の配分額も県要望額を下回る 300 百万円程度の見込みであるが、県要望額どおりの配分が必要である。

さらに、要領の改正（平成 31 年（2019 年）1 月）により事業の実施期間が大規模災害ごとに原則 3 年間と明記されたことに伴い、平成 28 年熊本地震への支援期間は令和 2 年度（2020 年度）（平成 30 年度（2018 年度）から 3 年間）で終了となるが、平成 28 年熊本地震被災者の生活再建は未だ途上にあり、依然として厳しい状況にあるため、所要の予算の確保とともに、被災者の生活再建の実態に応じた事業実施期間の延長が必要である。

H31 事業予定

- ・H31 総事業費：481 百万円（うち県要望額：321 百万円）
- ・H31 国予算額：594 百万円（うち県配分見込額：300 百万円）

【H31 事業費内訳】 国補助率は県事業ごとに 2/3 又は 10/10。 (単位：百万円)

事業名	総事業費	うち県要望額	国予算額
被災児童生徒就学支援等事業	481	321	594
被災幼児就園支援事業	1	1	本県への 配分見込み 額 300
被災児童生徒就学援助事業	56	37	
奨学金事業	143	95	
被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業	1	1	
私立学校授業料等減免事業	209	139	
専修学校・各種学校授業料等減免事業	71	48	

総事業費には市町村事業費も含む。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
小中学校への加配措置	42人 全額	令和2年度（2020年度）以降の加配措置の継続
スクールカウンセラー（SC）の追加配置への継続的支援	補助率10/10	令和2年度（2020年度）以降の制度の継続
被災児童生徒就学支援等補助事業の実施に必要な交付金の配分、所要の予算の確保及び財政支援の継続	被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害等対応分）	令和元年度（2019年度）交付金の県要望額の配分、令和2年度（2020年度）予算における事業実施に必要な予算の確保及び財政支援の継続

3 要望の詳細

平成 30 年度（2018 年度）は、熊本県全体で 42 人分の加配の予算措置をいただき、児童生徒の心のケアや学習支援など、被災地域の学校運営に支障がないよう、教諭等を配置し、少人数指導やチーム・ティーチングによる授業等を行い、児童生徒が授業に集中して取り組むことができるようになった。また、養護教諭を配置し、SC との連絡調整を行うことができた。

令和元年度（2019 年度）も、熊本県全体で 42 人（教諭 33 人、養護教諭 7 人、栄養教諭 1 人、事務職員 1 人）の加配措置をいただいた。

平成 28 年熊本地震からの教育の復旧・復興を成し遂げていくためには、今後も引き続き、各市町村からの要望に応じた被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員の加配が必要不可欠であり、来年度以降も引き続き支援をお願いしたい。

ＳＣの配置については、被災した児童生徒等の心のケア等に係る緊急配置の全額が補助対象となる「災害時緊急ＳＣ活用事業」が平成 28 年度（2016 年度）に制度化され、平成 29、30、令和元年度（2017、2018、2019 年度）も補助事業者として指定された。令和 2 年度以降も引き続き制度を継続し、本県をその対象として指定していただきたい。

平成 31 年（2019 年）1 月に、国において被災児童生徒就学支援等事業（平成 28 年熊本地震対応分）の見直しが実施され、これまでの平成 28 年熊本地震に加え、その後発生した大規模災害（北海道胆振東部地震、平成 30 年 7 月豪雨）等も支援の対象とする被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害等対応分）となった。このため、国の令和元年度（2019 年度）予算は平成 30 年度（2018 年度）当初比 216%となっているものの、平成 28 年熊本地震への配分額は 300 百万円程度の見込み。更に平成 28 年熊本地震への支援期間は令和 2 年度（2020 年度）で終了とされた。

しかしながら、平成 28 年熊本地震の被災者の生活再建は未だ途上にあり、県内被災地で実施されたアンケート調査（ ）によれば、震災後の家計において学校生活に関わる経費が圧迫されている世帯が約 3 割を占めるなど、依然として厳しい状況である。

経済的な困窮により児童生徒等が就学困難な状況に陥ることなく、児童生徒等に必要な支援が継続できるよう、交付金必要額の配分及び所要の予算の確保とともに、被災者の生活再建の実態に応じ、事業実施期間の延長をお願いしたい。

平成 30 年（2018 年）1 月～ 5 月実施

（公社）セブ・ザ・フルド・イン・ジャパン調査（熊本県上益城郡御船町、益城町）

熊本城や阿蘇神社をはじめとする文化財の復旧・復興等

【文部科学省】

提案・要望事項

文化財の早期復旧及び復興に向けた埋蔵文化財発掘調査への支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

- 熊本城の復旧・復興に向けた国からの財政支援及び人的支援の継続
- 阿蘇神社等の国指定(登録)文化財の災害復旧に係る国庫補助率の嵩上げ
- 復興に向けた埋蔵文化財発掘調査に係る人的支援の継続及び国庫補助率の嵩上げ

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

熊本城

被害総額 634 億円（試算）

- ・ 重要文化財建造物 13 棟（事業費約 72 億円）
- ・ 再建・復元建造物等 20 棟（事業費約 137 億円）
- ・ 石垣 崩落・膨らみ・緩み 517 面（事業費約 425 億円）
約 23,600 m²（全体の 29.9%）（うち崩落約 8,200 m²（全体の 10.3%））

阿蘇神社等の国指定(登録)文化財

- ・ 被害状況：国指定文化財 44 件（うち民間所有 12 件）
国登録文化財 56 件（うち民間所有 45 件）
- ・ 被災総額：168 億円（うち阿蘇神社 9 億円） 熊本城を除く
- ・ 令和 2 年度（2020 年度）以降継続事業：国指定文化財 14 件（うち民間所有 4 件）
国登録文化財 5 件（うち民間所有 5 件）

[民間所有の大規模修繕事業]

国指定重要文化財 阿蘇神社

事業者 宗教法人阿蘇神社

事業期間 H28（2016）年～R5（2023）年

（楼門以外は 2019 年 3 月復旧完了）

事業費見込み R1（2019）年度 305,550 千円

R2（2020）年度 69,693 千円

R3（2021）年度以降 139,387 千円

国指定重要文化財 江藤家住宅

事業者 個人

事業期間 H28（2016）年～R5（2023）年

事業費見込み R1（2019）年度 230,400 千円

R2（2020）年度 255,000 千円

R3（2021）年度以降 245,350 千円

埋蔵文化財

- ・ 平成 28 年熊本地震では特に被害が大きかった 17 市町村における個人住宅等の全半壊戸数が 42,000 棟を超え、建替えに伴う埋蔵文化財発掘調査の業務量が増加した。
- ・ 引続き、被災自治体における復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る国庫補助等について十分な補助をお願いしたい。（国庫補助額 事業費の 50% 平成 28 年熊本地震に伴う嵩上げはなし）
- ・ 人的支援については、熊本城石垣復旧や益城町土地区画整理事業による埋蔵文化財発掘調査が継続することから支援が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
熊本城の復旧に向けた支援の継続	櫓等：90%（5%嵩上げ） 石垣：75%（ " ） *交付税措置95%	継続的な財政支援 継続的な人的かつ技術的支援
国指定(登録)文化財の復旧に向けた国庫補助率の嵩上げ	国指定：70～85% 国登録：設計費のみ70%補助	国庫補助率の嵩上げ
復興に係る埋蔵文化財発掘調査に係る人材確保と国庫補助率の嵩上げ	国庫補助：1/2	人的支援の継続 国庫補助率の嵩上げ

3 要望の詳細

県民の誇りであり、本県のシンボルである熊本城が大きく被災し、復旧のためには、長い年月と多大な経費を要するとともに高い専門性が必要となる。現在復旧を進めているが、復旧には今後 20 年程度要する見込みであることから、熊本城が復旧するまで引き続き復旧に向けた財政支援と、石垣等の復旧に係る知識や経験を有する専門職員の派遣等による人的支援をいただきたい。

国、県、市町村指定文化財及び未指定文化財の多くが被災し、復旧に多額の経費を要するため、県においては、復興基金及び民間からの寄附金を財源に、国指定から価値のある未指定文化財までの民間所有者に対する支援制度を創設し、早期復旧を支援しているところ。

このうち、国指定文化財の復旧には、国庫補助制度があるものの、復旧に要する費用が多額で、所有者の負担が大きい。特に資力に乏しい民間が所有する国指定・国登録文化財の早期復旧を進めるためにも、補助率の嵩上げをお願いしたい。

平成 28 年熊本地震により 18 万棟を超える個人住宅及び各種公共インフラ等において甚大な被害が生じた。現在も復旧に向けた住宅建替えと公共事業に伴う工事が高い水準で継続しており、土地の改変時に必要となる埋蔵文化財発掘調査の早期対応が求められている。

特に、震災復興による益城町における土地区画整理事業や熊本城石垣の復旧については、埋蔵文化財発掘調査の相当な業務量の継続が見込まれ、調査に従事する専門職員の不足により、事業の進捗に遅れが生じることが考えられる。被災自治体等が安心して事業に取り組み、早期復興を遂げるために、令和 2 年度（2020 年度）以降も引き続き不足が見込まれる文化財専門職員の派遣について、国の支援をお願いしたい。

また、復旧工事に係る埋蔵文化財発掘調査には公共工事の事業計画に遅滞が生じないよう迅速な対応が求められるため、事前の埋蔵文化財の広がりや正確な調査費用を算出するための試掘・確認調査に要する費用について被災自治体の負担を軽減するため、補助金の満額査定に加え、補助率の嵩上げをお願いしたい。

【東日本大震災の事例】

$$1/2 \text{ 国庫補助} + 1/4 \text{ 補助率嵩上げ} + 1/4 \text{ 特別交付税} = 10/10$$

公立学校施設の災害復旧に係る財源の確保

【文部科学省】

提案・要望事項

公立学校施設の災害復旧が着実に完了できるよう、所要の予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害状況：公立学校等 714 校中 446 校が被災。
- ・総事業費：22,000 百万円

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
公立学校施設の災害復旧に係る予算確保	2/3 (激甚嵩上げあり)	事業完了までに必要となる予算確保

3 要望の詳細

平成 28 年熊本地震により、県立学校 71 校中 57 校、市町村立学校等 643 校中 389 校の学校施設が被害を受けており、復旧には 220 億円以上の費用を要することが見込まれる。

震度 7 が連続したことにより、校舎等が大きな被害を受けたが、復旧にあたって、文部科学省の御尽力により、公立学校の災害査定は平成 29 年 (2017 年) 8 月に終了した。

また、公立学校施設災害復旧費国庫負担金は、国庫負担率 2/3 に加え、激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律による嵩上げ分も含め、平成 28 年 (2016 年) 10 月の第二次補正予算で所要の予算を全て確保いただいた。

さらに、事故繰越をしてもなお平成 30 年度 (2018 年度) までに復旧完了しない事業に係る復旧予算は、国の平成 30 年度 (2018 年度) 補正予算で予算の付替えをしていただいた。

しかしながら、未だ、全ての復旧工事が完了しておらず、長期にわたる大規模な改築工事も予定されているため、復旧が完了するまでの所要の予算を確保していただきたい。

公立社会教育施設の災害復旧等に係る国庫補助制度の創設等

【内閣府、文部科学省】

提案・要望事項

公立社会教育施設の早期復旧及び復興に向けた支援のため、以下の措置を講じていただきたい。

特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する新たな国庫補助制度の創設

特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

・社会教育施設()の被害の状況及び被害総額(H29.4 報告分)

(社会教育施設：公民館、図書館、博物館、体育施設等)

(1) 被害施設数：226 施設

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村施設数 60 施設

(内訳：荒尾市 1、八代市 23、玉名市 5、山鹿市 5、菊池市 5、

上天草市 3、合志市 10、水俣市 1、菊陽町 6、氷川町 1)

(2) 被害総額 : 11,865 百万円

うち特定地方公共団体の基準に該当しない市町村被害額 1,722 百万円

(内訳(千円)：荒尾市 943、八代市 29,992、玉名市 1,718、山鹿市 2,498、

菊池市 22,566、上天草市 740、合志市 1,517,419、

水俣市 629、菊陽町 145,517、氷川町 不明)

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
特定地方公共団体の基準に該当しない市町村の公立社会教育施設に対する国庫補助制度の創設	国庫補助制度なし	新たな国庫補助制度の創設
特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第3条第1項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加	対象外	対象事業への追加

3 要望の詳細

平成 28 年熊本地震では公立社会教育施設に甚大な被害が生じたが、現行制度では激甚災害法に基づく特定地方公共団体の基準に該当しない場合は、被害が生じていても災害復旧補助制度の適用がなく、自治体負担が大きくなっているため、速やかな復旧が困難な状況が発生した。

公立社会教育施設は、平成 28 年熊本地震でも各自治体の指定避難所として活用されるなど地域で重要な役割を果たしており、地域における防災拠点としての施設の重要性を考えると、今後の激甚災害においては特定地方公共団体の基準に該当しない市町村でも、被災した施設の確実な復旧のための支援が必要であるとともに、基準の算定上も公立社会教育施設を公立土木施設等と同様に取り扱うべきであるとする。

そのため、国庫補助制度の創設及び 特定地方公共団体指定の基準となる激甚災害法第 3 条第 1 項に規定される自治体負担額合算額の対象事業への公立社会教育施設災害復旧事業の追加をお願いしたい。

被災者の生活再建を支援するための事業に対する財政支援等

【厚生労働省】

提案・要望事項

- (1) 被災者の生活再建を支援するため、次の事業について、引き続き同様の財政支援をお願いしたい。
 - 応急仮設住宅入居者等の見守りや相談支援等を行うための事業
 - 被災者の心のケアを実施するための事業
 - 被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するための事業
- (2) 生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の「特例措置」に係る制度の恒久化を図っていただきたい。
- (3) 被災者の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設及び放課後児童クラブの利用者を支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現在の状況

- (1) - 1 平成 28 年熊本地震による応急仮設住宅等の入居状況（平成 31 年 4 月 30 日時点）
 - ・建設型仮設住宅 1,862 戸
 - ・借上型仮設住宅 4,312 戸
 - ・公営住宅等 104 戸
 - 2 地域支え合いセンター設置市町村
熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、美里町、大津町、菊陽町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、八代市、菊池市、合志市（18 市町村）
 - 1 こころのケアセンターの設置（平成 28 年 10 月 17 日設置）
 - ・平成 30 年度（2018 年度）は約 14 名で、年間約 1,100 件の相談や支援者への技術支援など、被災者の心のケアに取り組んでおり、令和元年度（2019 年度）も同規模の事業を実施。
 - 2 被災者の心の健康調査第 2 回の結果（平成 30 年 3 月～6 月実施）
 - ・高度のメンタルリスク該当者は 8.2%で、依然、平時の 2 倍。（前年度調査結果 9.7%）乳幼児健診における親子の心のケアの結果（期間：平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月）
 - ・相談問診票（県作成）を用いて 12 市町村で 6,186 組に実施。
 - ・自覚症状が一つでもあった者：保護者 33%、1 歳 6 か月児 16%、3 歳児 28%
 - ・健診時の相談支援で安心される方がほとんどで、約 99%がその後の支援は不要。
 - ・継続支援が必要な親子には、心理相談での支援や保健師による支援を実施。
- (2) 緊急小口資金貸付「特例措置」（平成 28 年 5 月 6 日～6 月 17 日） 貸付件数：11,689 件
 - (3) 利用者負担額の災害減免の実施状況：

平成 28 年度（2016 年度）	認可外 5 市町村、放課後 13 市町村
平成 29 年度（2017 年度）	認可外 6 市町村、放課後 9 市町村

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
(1) 被災者見守り・相談支援等事業	国庫補助10/10	所要額の確保
(1) 被災者の心のケア支援事業	国庫補助3/4 1/4は特別交付税措置	令和2年度(2020年度)以降も令和元年度(2019年度)と同様の財政支援
(1) 被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業	国庫補助3/4 1/4は特別交付税措置	令和2年度(2020年度)以降も令和元年度(2019年度)と同様の財政支援
(2) 生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の「特例措置」	個別協議により適用	制度の恒久化
(3) 被災した家庭の認可外保育及び放課後児童クラブ利用の支援制度	なし	制度の創設

3 要望の詳細

(1) 地域支え合いセンターは、被災者の見守りや生活支援、健康づくりや地域交流の促進などを通じて、被災者の痛みを最小化するとともに、安心した日常生活を支えるための支援を実施しており、避難生活等が長期化の中で生活再建を進めている被災者にとって欠くことができないものとなっている。

応急仮設住宅については、退去が進んでいるところではあるが、残された世帯は、再建に向けた様々な課題を抱えている世帯であり、また退去が進むことにより孤立することも懸念されるため、地域支え合いセンターにおける更なるきめ細かな支援が非常に重要なものとなってくる。

今般、被災者見守り・相談支援等事業が一般事業化され、平成28年熊本地震分については、経過措置として令和2年度(2020年度)まで国庫補助10/10が措置されることと、本県の状況にご配慮いただいたことについて感謝するとともに、各市町村の地域支え合いセンターの運営に必要な所要額の確保については引き続きお願いしたい。

こころのケアセンターは、被災者への相談支援、支援者への技術支援、被災者を支援する人材の育成、心の健康に関する普及啓発等を通じて、被災者の心のケアを実施しており、被災者にとって欠くことができないものとなっている。

また、平成30年(2018年)3月に実施した心の健康調査(応急仮設住宅・みなし仮設住宅の入居者)では、依然、高度メンタルリスクの割合が平時の2倍であり、今後、復興期に見られるはさみ状格差の進行や災害公営住宅への移転などの新たな住環境の変化により生じるメンタルヘルズ課題に中長期にわたり対応していく必要がある。

このため、令和2年度(2020年度)以降も令和元年度(2019年度)と同様の財政支援をお願いしたい。

被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するために、「被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業」が、平成 28 年度（2016 年度）に定額補助事業（10/10）として創設され、平成 30 年度（2018 年度）からは補助率が 3/4 になり、残り 1/4 は特別交付税で措置されることとなった。

被災した妊産婦・乳幼児等の心身の健康等に関する支援は中長期的に実施する必要があるため、令和 2 年度（2020 年度）以降も令和元年度（2019 年度）と同様の財政支援をお願いしたい。

- （ 2 ） 平成 28 年熊本地震では、熊本県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付（緊急小口資金）について、国により、貸付対象の緩和や償還期限の延長など、通常より貸付要件が緩やかな「特例措置」を適用いただき、利用実績が 1 万件以上となるなど、被災者の生活再建を十分に後押しいただいた。

これらを踏まえ、本県においては、今後の大規模災害発生時においても、特例措置が迅速開始できるよう、国との協議や貸付事務の準備手順等を記載した「手順書」を作成したところ。国においても、生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例措置が迅速に開始できるように、大規模災害時の特例貸付について「生活福祉資金貸付制度要綱」に明記するなど、恒久的な制度としていただきたい。

- （ 3 ） 被災者の経済的負担の軽減を図るため、保育所等の保育料については、平成 28 年度（2016 年度）に利用者負担の減免に対する財政支援（10/10）がなされたが、認可外保育施設や放課後児童クラブについては、同様の財政支援制度がない。

そのため、これらの利用者負担の減免に対する財政支援制度の創設をお願いしたい。

水道施設災害復旧事業費補助の交付期間の延長

【厚生労働省】

提案・要望事項

水道施設等の災害復旧について、水道管を布設する道路や橋梁等の復旧・整備の遅延等により一部復旧工事に着手できていないところもあることから、未完了部分の事業完了まで補助対象となるよう交付期間の延長をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 現状・課題及び総事業費

- ・平成 28 年熊本地震等により水道施設は、県内 21 市町村で約 43 万戸が断水し、その被害額が約 53 億円にものぼる甚大な被害を受けた。
- ・被災した水道施設の災害復旧については、水道事業者である市町村等が国庫補助を受けて事業を実施していたが、水道管を布設する道路や橋梁等の復旧・整備が遅延している箇所については、水道の復旧工事も遅延している状況。
- ・このため、平成 30 年度（2018 年度）内の水道復旧が未完となり、部分的に補助金を受け入れられていない。

平成 30 年度（2018 年度）に施行した予算は平成 28 年度（2016 年度）予算（平成 30 年度（2018 年度）に事故繰越）であるため、令和元年度（2019 年度）への繰越は不可能であった。

【参考】

県内 16 市町村等の交付決定総額（補助額） 3,516 百万円

平成 31 年度以降必要予定額（補助額） < 事業未完了事業体 > 170 百万円

<平成 31 年（2019 年）3 月末現在の進捗状況>

単位：百万円

単位：百万円

対象事業体	補助交付決定額	補助執行額 (不用額を含む)	進捗率	事業未完了により 平成 31 年度（2019 年度）以降 に必要と される補 助額（予 定）	必要予定額
熊本市	1,464	1464	100%	→	0
阿蘇市	330	298	90%		32
御船町	22	21	95%		1
益城町	635	624	98%		11
西原村	130	130	100%		0
南阿蘇村	613	487	80%		126
6 市町村 計	3,194	3,024	95%		170

事業未完了による必要予定額は県調べによる額。

昨年の要望資料と比較可能とするため、事業完了の事業体も含めている。

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
水道施設災害復旧事業費補助	3 年以内の事業完了	平成30年度（2018年度）未完了部分に係る令和元年度（2019年度）以降の交付期間の延長

医療・福祉施設に係る防災対策等の推進

【厚生労働省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震を教訓として、今後の災害を見据えた医療・福祉施設に係る防災対策等を推進するため、以下について、システム構築や財政支援をお願いしたい。

- (1) 被災した社会福祉施設等の支援のための ICT を活用した情報共有システムの構築
- (2) 医療施設の業務継続計画 (B C P) 策定支援のための国庫補助制度の創設
- (3) 医療施設の耐震化促進のための国庫補助制度の拡充

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

(1) 社会福祉施設等の被害状況

- ・高齢者関係福祉施設等 750 施設 ・障がい者福祉施設 267 施設
- ・保育所等 508 施設 ・児童養護施設等 11 施設 ・救護施設 3 施設

(2) 県内病院の業務継続計画 (B C P) 策定状況 (平成 30 年 12 月時点)

80 施設 / 214 施設 (37.4%)

(3) 県内病院の耐震化の状況 (平成 30 年 9 月時点)

145 施設 / 214 施設 (67.8%)

未耐震建物 69 施設のうち 49 施設が耐震診断未実施

2 現行制度及び要望内容

項 目	現行制度	要望内容
(1) 社会福祉施設等の被災状況等が把握できるシステム	なし	ICT を活用した社会福祉施設の被災・開所等の集計・情報共有システムの構築
(2) 医療施設の業務継続計画 (B C P) 策定支援の補助制度	B C P 策定研修会 (国直轄)	マニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援に加え、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設
(3) 医療施設の耐震化を促進するための補助制度	1 医療提供体制施設整備交付金事業 (耐震改修) ・基準面積及び単価 例：二次救急病院 基準面積：2,300㎡ 基準単価：40.3千円 × 基準額：92,690千円 ・対象施設 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急病院、一定の耐震基準を満たさない病院 公的病院は対象外 2 医療施設災害重費等補助金事業 (耐震診断) ・基準額 5,600千円	医療施設の耐震化補助制度の拡充 1 基準面積及び単価の引上げ (1) 耐震改修 (例：二次救急病院) 基準面積：8,635㎡ 基準単価：165千円 × 基準額：1,424,775千円 医療施設耐震化基金を活用した医療施設耐震化整備事業と同等 (2) 耐震診断 ・基準額 建物の規模等に応じた金額を設定 (延床3,000～11,000㎡：3,000～27,500千円) 2 対象外施設の対象化 例：公的病院、在宅当番医制診療所等

3 要望の詳細

- (1) 平成 28 年熊本地震では、特に発災直後、社会福祉施設等の被災状況、開所や空室の状況、人員・物資の充足状況等の把握ができず、国等からの被災状況等の問合せや利用者等からの開所状況等の問合せについて十分な把握ができなかった。また、情報不足などから、被災した施設に対する人員派遣、入所者の移送調整などの支援についても迅速な対応ができなかった。

社会福祉施設等の被災状況等を迅速に把握し、支援につなげるとともに、利用者等に対する情報提供を適時適切に行うことができるよう、国において、被災施設の状況を国や自治体が一時的に情報共有できるシステムを構築していただきたい。

- (2) 平成 28 年熊本地震の教訓や災害直後の医療機関の役割を踏まえると、被害を最小限に抑えるための備えや、通常の医療機能を取り戻すための対応を盛り込む B C P の策定は必須であるが、本県の病院における B C P 策定率は 37.4%にとどまっている。

B C P 策定を促進するため、国においてマニュアルの充実や研修機会の提供等の技術的支援を行うとともに、計画の策定や推進に要する経費に係る補助制度の創設をお願いしたい。

- (3) 地震発生時、医療施設は、入院患者等の安全を確保するとともに、被災地から救急患者を受け入れ、適切な医療を提供する拠点となるため、建物の耐震化を促進する必要がある。

未耐震診断・未耐震改修の病院に対しては、国の医療提供体制施設整備交付金等補助制度を紹介しているが、平成 28 年熊本地震後も反応は鈍く、補助制度の活用が進まない状況にある。これは、老朽化のため、耐震補強よりも、費用が多額だが新築建替を選択する病院が多いこと、現行補助制度の基準額が新築建替の実勢価格と比較して少なく、補助制度を活用しても多額の自己負担が生じること（資金不足）等の理由が挙げられている。

以上の理由により、国による補助制度の拡充をお願いしたい。

農林水産業の復旧・復興に向けた支援の充実

【農林水産省】

提案・要望事項

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

大切畑ダムの復旧を含む復旧・復興の完了に向けた取組みは、令和2年度(2020年度)以降においても続くため、必要な予算を確保していただきたい。

防災・減災対策に必要な工事(治山、排水機場、海岸整備)に係る別枠の予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

2 海洋ゴミ(流木等)や堆積土砂対策の充実強化

海域を漂流する流木、流出土砂の堆積等による漁場環境悪化に迅速な対応を行うため、新たな災害復旧事業の創設等、対策の充実強化をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 農林水産業の復旧・復興に向けた予算措置等

本県では、平成28年熊本地震による甚大な被害を受けたが、国から特段の支援をいただき、官民一体となった取組みにより、着実に復旧・復興へ進んでいるところ。しかしながら、令和2年度(2020年度)以降においても、大切畑ダムの復旧を含む復旧・復興の完了に向けた事業を推進する必要があるため、十分な予算確保をお願いしたい。

平成28年熊本地震等の被害を受けて、県内の防災意識が高まっており、治山事業、排水機場整備及び海岸整備等の防災・減災対策に資する事業のニーズが強まっていることから、十分な予算確保と本県への重点配分をお願いしたい。

とりわけ、治山事業については、迅速な復旧と効果的な流木災害対策の実現を図るため、大規模な災害に関連した治山激特事業は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等により引き続き、通常予算とは別枠で確保し、治山激特事業以外の治山事業についても、計画的な復旧ができるよう更なる予算枠の確保と本県への重点配分をお願いしたい。

2 海洋ゴミ(流木等)や堆積土砂対策の充実強化

本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震に起因する流木や土砂が、同年6月の豪雨の後に有明海に大量に流れ込むなどの漁場への被害が発生した。今後も、豪雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧される。このうち、海域を漂流する流木等については、現行制度では十分対応できないため、例えば、東日本地域を対象を限定している「漁場復旧対策支援事業」の全国展開等、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。

また、これまで堆積土砂対策として、水産環境整備事業を活用していたが、本来は災害復旧目的の事業ではなく、費用対効果などの事業要件があることや、国や県の予算措置後に着手することになるため、速やかに取りかかれぬ等の制約も多いことから、制度の見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

グループ補助金に係る財政支援措置の継続

【総務省、経済産業省】

提案・要望事項

地震により被災した多くの企業・事業者を支援するため、グループ補助金について、次年度の事業実施に必要な財政支援措置を継続いただきたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

県内商工業の建物、設備等の被害額 8,200 億円と推計され、その甚大な被害からの復旧・復興を促進するためには、今後も財政支援措置が必要である。

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
グループ補助金の事業継続	平成28年度（2016年度）予算措置 1,474.5億円 平成29年度（2017年度）予算措置 70.3億円 （61.5億円を令和元年度（2019年度）へ事故繰越） 平成30年度（2018年度）予算措置 179.7億円 （全額を令和元年度（2019年度）へ明許繰越）	次年度の事業実施に必要な財政支援措置の継続

3 要望の詳細

平成 28 年熊本地震により被災した多くの企業・事業者にとって、東日本大震災時と同様に措置されたグループ補助金を活用した復旧整備事業は、被災した企業・事業者はもとより、本県経済の復旧・復興にとって、極めて有効な施策である。

これまでの数次にわたるグループ認定を経て、本補助金の申請予定者は 4,894 件（H31.3 未現在）という膨大な数に上ったものの、設計費等の補助対象経費の拡大や事故繰越手続きの簡素化などの国の絶大な支援とともに、申請相談体制の拡充など、あらゆる手段を講じた結果、その 99.3%に当たる 4,861 件（H31.3 未現在）の交付決定に至り、着実に復旧工事が進められてきたところである。

しかしながら、益城町、南阿蘇村や熊本市など被害が甚大であった地域では、平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に向けて、県道熊本高森線の 4 車線化事業、土地区画整理事業などの公共工事に相当の期間を要しており、「公共交通インフラなどの復旧による影響」（本人の事情によらない理由）により、事業着手までに期間を要することで、未だ申請できない事業者や事業完了できない事業者が存在していることから、このような事業者については、万全の対応を図る必要がある。

このため、「本補助金の継続」について、次年度も事業が実施できるよう、地方財政措置を含めて引き続き格段の配慮をお願いしたい。

被災地の住まい確保・再建と復興まちづくりに必要な事業への予算確保等

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震による被災地の復旧・復興に必要な住まいの確保・再建と復興まちづくり（液状化防止、小規模住宅地区改良事業等による被災地の復興等）について、十分な予算確保や地方負担の軽減等の中長期的な支援をお願いしたい。

1 現状と課題

平成 28 年熊本地震発生からこれまで、被災市町村と力を合わせて、復旧・復興に懸命に取り組んできた結果、生活インフラや産業の再生などが着実に進みつつある。

一方で、未だ熊本市や益城町などの被災市町村において 14,000 人余りの方々が仮設住宅等で不自由な生活を余儀なくされており、被災者の生活再建や復興まちづくりなど、復興の取組みは道半ばにある。

これまでも国において、財政支援措置を講じていただいているが、被災市町村において、厳しい現状を乗り越え、本格的な復興（創造的復興）を成し遂げるためには、国による財政支援が引き続き必要となっている。

2 要望内容

項目	要望内容
被災地の住まいの確保・再建と復興まちづくりに必要な事業の予算確保等 ・宅地の復旧・耐震化（液状化防止） ・小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業、街路事業、土地区画整理事業等による被災地の復興 ・災害公営住宅の家賃低廉化 ・応急仮設住宅の利活用 等	予算確保や地方負担の軽減など中長期的な支援

3 要望の詳細

本格的な復興（創造的復興）を成し遂げるためには、液状化防止や、小規模住宅地区改良事業、都市防災総合推進事業、街路事業、土地区画整理事業などの被災者の住まいの確保・再建に必要な事業を、市町村と連携し引き続き進めていく必要がある。

災害公営住宅については、1,717 戸すべてを令和元年度（2019 年度）までに完成させる予定であり、整備に必要となる予算の確保をお願いしたい（平成 30 年度（2018 年度）までに 496 戸完成、令和元年度（2019 年度）に 1,221 戸完成予定）。

また、被災者の生活再建を支援する市町村の負担を軽減するため、被災者の災害公営住宅入居後の家賃を軽減する家賃低廉化事業や、被災者の住まいの再建に向けて木造の応急仮設住宅を継続利用するために必要となる改修事業なども、併せて推進する必要がある。

これらの事業について、中長期的な予算の確保や地方負担の軽減など、国による継続した支援をお願いしたい。

阿蘇地域へのアクセスルートの早期回復に向けた 国直轄及び国直轄代行事業の早期完成

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

被災した阿蘇地域の早期の復旧・復興に向け、直轄事業による阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策及び国道 57 号（現道、北側復旧ルート）の災害復旧事業並びに直轄代行事業による国道 325 号阿蘇大橋及び県道熊本高森線（俵山トンネルルート）について、早期完成をお願いしたい。

また、応急復旧していただいた南阿蘇村道栃の木～立野線の災害復旧事業については、早期の恒久復旧をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

南阿蘇村の阿蘇大橋地区では大規模な斜面崩壊が発生し、国道 57 号が遮断されるとともに、国道 325 号阿蘇大橋が落橋した。また、西原村の県道熊本高森線俵山トンネルルートでは、橋梁 6 橋及びトンネル 2 本を含む延長約 10 km に渡って大規模に被災するなど、阿蘇地域では特に甚大な被害が発生した。

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
【直轄事業】 ・国道 57 号（北側復旧ルート） 【直轄代行事業】 ・国道 325 号（阿蘇大橋ルート）	令和 2 年度（2020 年度） 完成に向けた 着実な事業促進
【直轄代行事業】 ・県道熊本高森線（俵山トンネルルート）	令和元年（2019 年）秋頃の完 成に向けた 着実な事業促進
【直轄事業】 ・阿蘇大橋地区の大規模崩壊斜面对策 ・国道 57 号（阿蘇大橋地区現道部） 【直轄代行事業】 ・南阿蘇村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）	早期完成

工事が進む国道 57 号北側復旧ルート（H31.2 月末時点）



3 要望の詳細

平成 28 年熊本地震で被災した阿蘇大橋地区の斜面や国道 57 号、国道 325 号阿蘇大橋について、被害の規模や現場状況の厳しさから、復旧は困難を極めると想定されたが、国においては、いち早く直轄事業及び直轄権限代行事業で復旧事業等に取り組んでいただいている。

また、県道熊本高森線と南阿蘇村道栃の木～立野線については、全国で初めて大規模災害復興法に基づく直轄代行で復旧事業に取り組んでいただいている。

いずれの路線も地域住民の重要な生活道路であるとともに、本県にとっても物流や阿蘇地域の観光産業を支える非常に重要な路線である。

現在でも、通行止めが続いている路線もあり、多くの県民が通学や通勤など、不便な日常生活を強いられているとともに、熊本県内はもとより九州全体の物流や観光など、経済活動にも非常に深刻な影響を及ぼしている状態が続いている。

これらの復旧は、地元の期待も大きく、また、阿蘇地域については熊本県の復興に欠かせないものであるため、引き続き、国道 57 号（現道、北側復旧ルート）と国道 325 号阿蘇大橋の早期完成と、応急復旧している県道熊本高森線（俵山トンネルルート）及び村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）の恒久復旧に向け事業を促進いただきたい。

< 国の対応状況 >

- ・阿蘇大橋地区の崩壊斜面对策及び国道 57 号（現道）については、復旧事業推進中。
- ・国道 57 号（北側復旧ルート）及び国道 325 号阿蘇大橋については、令和 2 年度（2020 年度）での全線開通目標を公表（H29.4.16）し事業推進中。
- ・県道熊本高森線（俵山トンネルルート）については、トンネルと旧道を活用して平成 28 年（2016 年）12 月に暫定開通するとともに復旧工事が完了した区間を順次開通。本年 4 月 12 日に、令和元年（2019 年）秋頃の全線開通を公表。
- ・村道栃の木～立野線（長陽大橋ルート）については、平成 29 年（2017 年）8 月に応急復旧により開通。

平成 29 年（2017 年）4 月 24 日 熊本復興事務所・熊本地震復旧対策研究室設置

阿蘇山直轄砂防事業の促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

阿蘇地域の土砂災害を防ぎ、人命、財産を守るため、阿蘇山直轄砂防事業の促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況

阿蘇地域は全国平均の約2倍の平均年降水量や火山性の脆い地質で土砂災害が起こりやすい。平成2年（1990年）及び平成24年（2012年）にも大規模な土砂災害が発生し人的被害等が発生している。

さらに、平成28年熊本地震とその後の降雨により、阿蘇地域のいたるところで山腹崩壊、土石流、がけ崩れ等が発生し、膨大な量の不安定な土砂が発生・残存しており、土砂災害の発生リスクが高まった状態となっている。県では、災害関連緊急事業や激甚災害対策特別緊急事業等を鋭意進めてきたところであるが、いまだ流域の荒廃は著しい状況である。

2 現在の状況

県で現在実施している災害対応のみならず、阿蘇カルデラ内において集中的な土砂災害防止対策を講じていく必要があることから、平成30年度（2018年度）から阿蘇山直轄砂防事業に着手していただき、平成31年（2019年）3月には工事着手式が行われたところである。

阿蘇山直轄砂防事業 総事業費	平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）（予定） 約150億円
----------------	--

3 要望の詳細

阿蘇地域の人命、財産を保全するため、土石流・流木による直接的な被害を防止・軽減するとともに、河川へ流出する土砂量を低減し、下流域における土砂洪水氾濫被害を軽減するために、阿蘇山直轄砂防事業による抜本的な対策の促進をお願いしたい。



着手式典（平成31年3月10日）

阿蘇くまもと空港の創造的復興への支援

【国土交通省】

提案・要望事項

国内外からのゲートウェイ“阿蘇くまもと空港”について、コンセッション方式の導入による熊本の更なる発展に繋がる創造的復興の早期実現のため、令和元年度（2019年度）末までの国内線別棟ビルの整備、及び別棟ビルの運用と一日も早い新ターミナルビル完成に向けた支援をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港へのアクセス鉄道の整備に向けた取組みに対する技術的協力と財政的な支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・被害の状況：天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁に多数の亀裂などの大規模な損壊が発生。
- ・総事業費：未定（新ビルの設計・建設費用は、新しい運営権者において積算）

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
阿蘇くまもと空港の創造的復興		<ul style="list-style-type: none">・国内線別棟ビルの令和元年度（2019年度）末までの整備、及び別棟ビル運用と新ターミナルビル完成に向けた国の全面支援・空港アクセス鉄道整備に向けた技術的協力と財政的な支援

3 要望の内容

平成28年熊本地震により、阿蘇くまもと空港ターミナルビルが損壊し、特に国内線ビルでは、一部天井の落下、躯体の損傷（主に増築部分）、壁の多数の亀裂など多大な損傷を受けた。

その後、応急復旧工事は完了したが、耐震性能は従前のままであり、又、国内線ビルの老朽化や国際線ビルの狭隘さなどの問題が残るため、県としては、十分な耐震性能を有する国内線と国際線が一体となった新しいターミナルビルを建設する必要があると判断し、その手法として、新ターミナルビルの設計段階から民間の専門性、ノウハウ、資金を最大限活用するため、コンセッション方式の導入を目指すことを決定した。

平成30年（2018年）3月には、令和元年度（2019年度）末までの国内線別棟ビルの完成、並びに令和4年度（2022年度）中の新ターミナルビルの供用開始などが盛り込まれた募集要項が公表され、平成31年（2019年）3月には優先交渉権者が選定されるなど、国による公募選定手続きがこれまでにないスピードで着実に進んでいる。令和2年（2020年）4月に空港運営の民間委託が本格始動するが、引き続き、阿蘇くまもと空港の創造的復興の早期実現に向けて、スケジュールを着実に進めていただきたい。

また、新ターミナルビルの建設に当たり、十分な耐震性と円滑なターミナル機能を備えた国内

線別棟ビルの早期完成について国の全面支援をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港は、鉄軌道が接続しておらず、空港への交通アクセスは、自家用車やリムジンバスに頼るしかなく、朝夕の渋滞時には著しく定時性が低下するなど非常に脆弱である。

現在、阿蘇くまもと空港を平成 28 年熊本地震からの創造的復興のシンボルとするための各種事業を行っており、この一環で、空港への交通アクセスの改善にも取り組むこととした。

定時性、速達性、大量輸送性の確保による県民の利便性向上はもとより、急増するインバウンドへの対応等によるコンセッション方式の導入効果の最大化や、平成 28 年熊本地震で痛感したリダンダンシーの確保、自家用車から環境にやさしい公共交通機関への転換促進の観点からも、抜本的な空港アクセス改善策として、豊肥本線からの鉄道の分岐延伸を検討しているところである。

J R九州とは鉄道整備に向けた基本的な方向性について合意し、J R九州の協力を得ながら詳細な検討を進めることとしているが、鉄道整備に係る専門的な知見が必要になるため、国から助言等をいただくなど技術的な協力をお願いしたい。

また、鉄道の分岐延伸には多額の費用を要するため、国の支援なしには実現は困難である。J R九州からは、運行開始後、整備費の 3 分の 1 を上限に拠出するという今までにない協力を得たところだが、今後、整備方針が決定した場合には、国においても整備費について最大限の支援をいただくなど特別な配慮をお願いしたい。

J R 豊肥本線の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

阿蘇地域の復興に向けた阿蘇大橋地区の砂防事業、道路事業と一体となった J R 豊肥本線の早期復旧への支援をお願いしたい。

鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助に係る地方負担に対する地方財政措置の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- ・阿蘇大橋地区を中心に大規模な斜面崩壊等多数
- ・平成 28 年（2016 年）4 月 15 日から肥後大津駅 - 豊後荻駅で運休（平成 28 年（2016 年）7 月 9 日、阿蘇駅 - 豊後荻駅間で運行再開）
- ・国及び県の沿線斜面对策工事等と併行して、J R 九州も鉄道復旧工事を実施中（令和 2 年度（2020 年度）内に工事完了・運転再開見込み、復旧費用については非公表）

2 要望内容

項目	要望内容
鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助に係る地方財政措置の拡充	災害対策債の適用など地方財政措置を拡充すること

3 要望の詳細

J R 九州の鉄道復旧工事と国の直轄事業として実施されている阿蘇大橋地区の砂防事業等を連携して進めていただくなど、J R 豊肥本線の早期復旧に資する支援をお願いしたい。

また、平成 30 年（2018 年）6 月の鉄道軌道整備法の改正により、黒字鉄道会社が運営する赤字路線の災害復旧が同法に基づく支援の対象に追加されたところ。当該制度を用いて地方公共団体が、地域住民の生活に不可欠なローカル鉄道の復旧支援に取り組みやすくするため、地方財政措置の拡充をお願いしたい。

法改正により追加された災害復旧事業は地方公共団体の補助が前提となっているが、地方債を活用できないことにより短期的に大きな財政負担を強いられる可能性があり、膨大な復旧・復興事業に取り組む地方公共団体にとって負担の状況によっては制度を活用できない場合もありうるため、グループ補助金等で見られた災害対策債の適用など地方財政措置の拡充をお願いしたい。

南阿蘇鉄道の早期復旧に向けた支援

【総務省、国土交通省】

提案・要望事項

南阿蘇鉄道の災害復旧事業に必要な中長期的な予算の確保等をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

- 被害状況 立野地区を中心に橋梁損壊、トンネル亀裂多数等
平成 28 年（2016 年）4 月 15 日から全線運休（7 月 31 日、高森駅-中松駅間運行再開）
- 総事業費 約 65～70 億円 ・工期 設計着手から 5 年程度
工期等については、今後の詳細設計等により精査される予定

2 現行制度及び要望内容

項目	要望内容
復旧に必要な予算確保	復旧工事に必要な「特定大規模災害等鉄道施設災害復旧費補助」に係る予算額の確保
税制特例措置の適用	東日本大震災における三陸鉄道に相当する特例措置の適用 ・固定資産税に係る課税標準の引下げ（1/4、2/3） ・不動産取得税及び登録免許税の免除
地域公共交通網形成計画に基づく取組み等への支援・助言等	南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画に基づく取組み及び持続可能な公共交通網の構築についての支援・助言等

3 要望の詳細

南阿蘇鉄道については、平成 29 年度（2017 年度）に国の新たな支援制度が決定され、現在、復旧事業が進められているところ。今後も、復旧事業の確実な実施に必要な中長期的な予算の確保に加え、復旧後の長期的な運行をより確かなものとするために、東日本大震災における三陸鉄道に相当する税制特例措置による支援をお願いしたい。

また、創造的復興の実現に向けた南阿蘇鉄道沿線地域公共交通網形成計画に基づく取組み及び持続可能な公共交通網の構築についての支援・助言等をお願いしたい。

（参考）南阿蘇鉄道に係る災害復旧事業費（見込み）

	事業費 (百万円)	国			主な復旧工事
		(1/2)	(1/4)	南阿蘇村 (1/4)	
2017年度 2補 (国補正対応)	900	450	225	225	・第一白川橋りょう詳細設計(測量、地質調査、下部工設計) ・戸下トンネル調査設計(測量、設計、落石調査) ・犀角山掘削、犀角山トンネル撤去工事
2018年度 当初	1,300	650	325	325	・第一白川橋りょう復旧工事(上部工設計、仮設備設置等) ・戸下トンネル復旧工事(坑内排水工等) ・立野橋りょう復旧工事 等
2019年度 当初	1,136	568	284	284	・第一白川橋梁復旧工事(復旧準備工、下部工工事等) 等
2020～22年度 (見込)	3,345	1,673	836	836	・第一白川橋りょう復旧工事(下部工・上部工等) ・戸下トンネル復旧工事(起点斜面工事等) ・信号・通信設備復旧工事、軌道整備工事 等
計	6,681	3,341	1,670	1,670	

阿蘇地域の観光復興に向けた支援

【国土交通省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震による甚大な被害を受けた阿蘇地域の観光復興について、九州の地理的中心に位置し、九州周遊観光に大きく貢献することから、以下の支援をお願いしたい。

政府観光局（JNTO）訪日プロモーションにおける阿蘇を中心に据えた情報発信の強化

交通インフラが整備されるまでの間の代替交通機関利用者への支援

【現状・課題等】

1 被害の状況及び総事業費

これまで、本県観光をけん引してきた阿蘇地域では、平成 28 年（2016 年）4 月の熊本地震及び同年 6 月末の大雨による土砂崩れ等の影響により、交通インフラや観光関連施設に甚大な被害が発生し、著しく観光客が減少した。この結果、九州の周遊観光にも大きな影響を与えている。

そこで、平成 30 年（2018 年）5 月、阿蘇地域の観光協会長等が一体となり、落ち込んだ阿蘇地域の観光産業を立て直すための活動を行うための新たな組織「阿蘇広域観光連盟」を立ち上げ、観光復活に向け動きだしているところ。しかし、平成 30 年（2018 年）2 月 28 日に再開した阿蘇地域の観光の目玉である阿蘇中岳火口見学は、平成 31 年（2019 年）4 月の噴火警戒レベル引き上げに伴い、周辺規制がかかった状況である。

さらに、大動脈である国道 57 号と JR 豊肥本線が復旧工事中ということもあり、県全体と比べて、阿蘇地域は、いまだに旅行需要が回復しきれていない状況。

【宿泊客の動向（県内主要 39 宿泊施設の 1 月～12 月の H30/H27 の比較）】

県全体	88.3%
阿蘇地域以外	96.6%
阿蘇地域	78.6%

出典：熊本県宿泊客数動向調査を基に作成

2 現行制度及び要望内容

項目	現行制度	要望内容
政府観光局（JNTO）訪日プロモーションにおける阿蘇を中心に据えた情報発信の強化	観光庁の平成31年度（2019年度）予算において、JNTOによる東北観光復興プロモーション1,000百万円が計上されている。	政府観光局（JNTO）が行う訪日プロモーションにおいて、阿蘇を中心に据えた情報発信の実施
阿蘇地域における交通インフラが整備されるまでの間の代替交通機関利用者への支援	なし	・交通事業者への働きかけ ・国による経費支援

3 要望の詳細

地震直後の平成 28 年（2016 年）には、国の強力な御支援により、「九州ふっこう割」を実施した結果、旅行需要の一定の回復が見られた。しかしながら、交通インフラや観光施設の復旧には時間を要し、本格的な回復までは未だ道半ばである。特に、阿蘇地域の動脈である国道 57 号

やＪＲ豊肥本線の復旧までは交通アクセスが制限され、大量の観光送客は困難であることから、阿蘇地域の広域周遊を促進するために、以下の取組みへの支援をお願いしたい。

政府観光局（ＪＮＴＯ）訪日プロモーションにおける阿蘇を中心に据えた情報発信の強化

ＪＲ豊肥本線の肥後大津駅～阿蘇駅間が不通などの交通アクセスが制限される中、外国人旅行者に対し阿蘇の魅力を伝え、阿蘇への旅行を意識づけられるような情報発信の強化が求められている。折しも、令和２年度（2020年度）には国に直轄事業として尽力いただいている国道５７号北側復旧ルート完成や、ＪＲ豊肥本線の運転再開が見込まれている。そこで、政府観光局（ＪＮＴＯ）が行う訪日プロモーションにおいて、アクセス改善を契機として、九州の地理的中心に位置し、九州の周遊観光に大きく寄与する阿蘇をＰＲするなどの情報発信の強化をお願いしたい。

交通インフラが整備されるまでの間の代替交通機関利用者への支援

ＪＲ豊肥本線の不通区間である肥後大津駅～阿蘇駅間の交通インフラが回復するまでの間、インバウンド旅行者が代替バス等に乗車する際、ＪＲ九州レールパスなどの九州周遊チケットも対象とできるよう交通事業者へ働きかけを行うとともに、その際、交通事業者に対する財政支援をお願いしたい。

**国の施策等に関する提案・要望
（平成28年熊本地震関連以外）**

目 次

喫緊の重要課題の解決に向けた施策

地方税財源の充実確保	... 48
公共事業予算の安定的な総額確保	... 51
水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興	... 52
川辺川ダム問題の解決	... 54
地方創生の推進	... 55

“災害に強く誇れる^{たから}資産を次代につなぎ 夢にあふれる新たな熊本の創造“へ

安心で希望に満ちた暮らしの創造

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する新たな交付金制度の創設	... 57
治安基盤の整備充実	... 58
貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策	... 59
「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進	... 60
公衆衛生獣医師確保のための補助制度の創設	... 61
様々な人権問題の解決に向けた施策の推進	... 62
動物保護施設の整備に係る支援の拡充	... 63
女性の社会参画の加速化	... 64
地方消費者行政予算の充実・強化	... 65
夢を叶える教育の推進に向けた環境整備	... 66
学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援	... 70
特別支援学校の教育環境整備	... 71
安心して私立学校に通える教育環境の実現	... 72
長寿で安心して暮らせる施策の充実	... 73
障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実	... 76
熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実	... 78

未来へつなぐ資産の創造

九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進	... 80
地域公共交通（路線バス・地域鉄道）の確保・維持に対する支援	... 82
天草地域及び県南地域における交通基盤づくりの支援強化	... 83
肥薩おれんじ鉄道に対する支援	... 84
立野ダムの整備推進	... 85

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援	... 86
所有者不明土地の取得制度の充実	... 87
『九州を支える広域防災拠点構想』の推進	... 88
世界遺産に係る支援	... 90
国立公園満喫プロジェクト推進の支援	... 91
地下水の硝酸性窒素対策への支援	... 92
有明海・八代海の再生	... 93

次代を担う力強い地域産業の創造

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現	... 96
意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化	... 98
中山間地域対策等の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援	... 100
震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化	... 102
再生可能エネルギー導入拡大	... 104
大規模太陽光発電所建設に伴う課題への対応	... 105
海外に向けた観光物産振興の推進	... 106
熊本地震からの創造的復興に係る人材確保	... 108
外国人材の活躍機会の拡大	... 109
高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成	... 110

世界とつながる新たな熊本の創造

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援	... 112
八代港の整備促進	... 113
熊本港の整備促進	... 114
選手育成と地域のスポーツ振興	... 115

地方税財源の充実確保

【内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

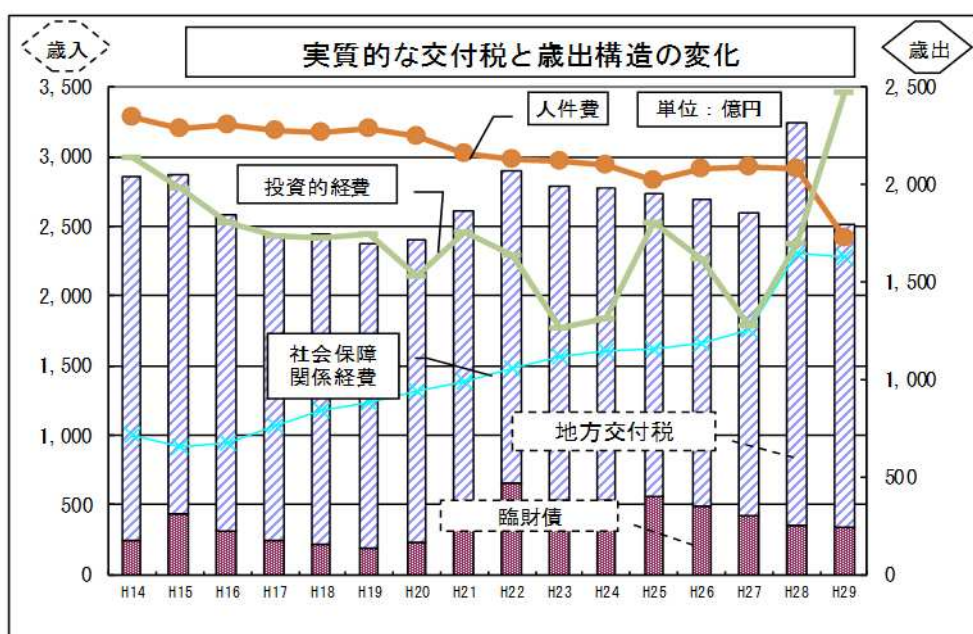
- 1 地方一般財源総額の充実確保
- 2 持続可能な地方交付税制度の確立
- 3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築
 - 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
 - 固定資産税における償却資産課税の現行制度堅持
 - ゴルフ場利用税の堅持
 - 車体課税見直しに伴う地方税財源の確実な確保
 - 将来的な車体課税の見直しの際の地方税財源の確保

【現状・課題等】

平成 21 年度（2009 年度）以降、1 兆円を超える地方交付税の別枠加算等の措置により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税は、三位一体改革以前の平成 15 年度（2003 年度）水準近くまで復元されたものの、社会保障関係経費や年々増加する臨時財政対策債の償還費などにより、依然として厳しい財政運営を強いられている。

厳しい財政状況のなか、本県では、給与削減まで踏み込んだ「財政再建戦略」（平成 21～24 年度（2009～2012 年度）当初予算）を策定し、行財政改革の取組みを強力に推進した結果、財政再建に一定の道筋が立ちつつあったが、平成 28 年熊本地震からの迅速な復旧・復興と財政健全化の両立という困難な課題に直面しており、中長期にわたる財源確保が不可欠となっている。

さらに、今後も少子高齢化の中で、地域経済の活性化や雇用対策、福祉の充実など地方の役割は増大し、これらに的確に対応していくためには、臨時財政対策債等の特例措置を講じるのではなく、交付税率の引上げにより地方一般財源総額の一層の充実を図ることが必要である。



1 地方一般財源総額の充実確保

平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、平成 31 年度から平成 33 年度までの地方一般財源総額について、「平成 30 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」方針が示され、平成 31 年度（2019 年度）地方財政計画では平成 30 年度（2018 年度）を 0.6 兆円上回る 62.7 兆円が確保されたところである。今後も、地方が責任を持って、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、平成 32 年度地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要不可欠な地方一般財源総額を充実確保していただきたい。

また、令和 2 年度（2020 年度）に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、人件費等制度改正に伴う財政需要の増加について、地方財政計画に確実に計上していただきたい。

2 持続可能な地方交付税制度の確立

地方交付税については、引き続き、本来の役割である財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮されるよう、その総額を確保していただきたい。

また、更なる法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指していただきたい。臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう確実に確保いただきたい。

社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、引上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担の全額を基準財政需要額に算入していただきたい。

3 偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築

地方法人課税の偏在是正については、令和元年（2019 年）10 月に地方法人特別税・譲与税制度を廃止し、新たに恒久措置として、大都市に税収が集中する構造的課題に対処する観点等から、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講じることとされ、新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用するとされている。

今後は、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置としていただきたい。

また、消費税の軽減税率制度の導入に伴う減収に対しては、地方の社会保障財源に影響を与えないよう、代替税財源等による措置を確実に講じていただきたい。

償却資産に係る固定資産税は、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、現行制度を堅持していただきたい。なお、平成 30 年度（2018 年度）税制改正において創設された固定資産税の償却資産に係る特例措置は、生産性革命の実現に向けた集中投資期間における臨時・異例の措置であり、その期限をもって確実に終了させるとともに、今後、新たな特例措置の創設を行わないようにしていただきたい。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地における特有の行政需要に対応していること、また、市町村にとっても貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持していただきたい。

税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、平成31年度（2019年度）税制改正における措置をもって最終的な結論とされたところ。

この恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税の見直しやグリーン化特例の重点化等により財源を確保し、なお不足する財源については、都道府県自動車重量譲与税の創設や揮発油税から地方揮発油税への税源移譲により、全額を国費で補てんとされている。

平成31年度与党税制改正大綱においては、上記の地方財源の補てんに際して国において必要となる財源については、今後の歳出・歳入にわたる努力により確保を図るとされている。

国においては、地方財政に影響を及ぼすことがないよう、国の責任において確実に確保していただきたい。

上記の車体課税の見直しについては、平成31年度（2019年度）税制改正における措置をもって最終的な結論とされたが、同時に「自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」とされたところ。今後、中長期的な視点に立った検討を行う際には、自動車関係諸税が地方の貴重な財源であることを十分に踏まえて、地方税財源を確実に確保していただきたい。

公共事業予算の安定的な総額確保

【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

地方の社会資本整備を着実にかつ計画的に推進するため、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保をお願いしたい。

インフラ施設の老朽化対策として、防災・減災、国土強靱化の取組みに対する持続的な支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県における社会資本の整備は依然として遅れており、引き続き着実にかつ計画的に整備を進めていく必要がある。(道路改良率 57.4% (全国 35 位、道路統計年報 2018))

近年では、大型自然災害が多発し、道路、河川、砂防・治山、港湾、下水道等の社会資本の整備の必要性がより高まっている。

社会資本の整備は、企業立地・雇用・観光客の増加や民間投資の誘発といったさまざまなストック効果を発揮するものであり、このストック効果を重視しつつ、さらに、「安全」と「成長」に重点化を図っていくため、公共事業予算の安定的かつ持続的な総額確保が必要である。

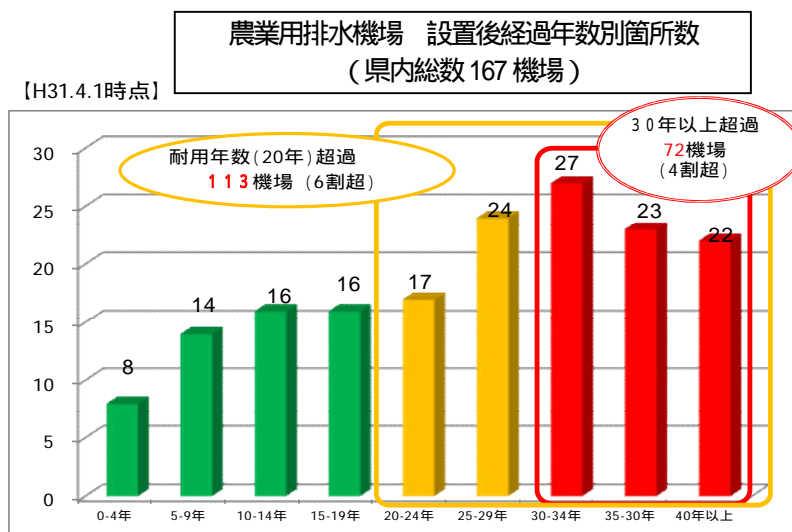
- 本県の基幹産業である農林水産業においても、生産基盤整備の推進により、生産性の向上や農山漁村の安全・安心の実現などのストック効果を発揮している。

一方、農業用の排水機場については、耐用年数(20年)を超える施設が6割超であるなど、施設の老朽化が進行しており、計画的な更新整備が必要である。

このため、本県が真に必要とする社会資本の整備を滞りなく執行するためには、必要な予算総額が確保されなければならない。

平成30年度(2018年度)補正予算と令和元年度(2019年度)予算において、特に緊急に実施すべき対策について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として財政支援をいただいたことにより、防災・減災、国土強靱化を加速させることができる。

一方で、今後の災害に備え、災害に強い国土を形成する「国土強靱化」の推進や、高度経済成長期に建設された大量のインフラの老朽化対策については、長期的、計画的かつ着実に進める必要があるため、3か年の対策に止まらず、持続的な予算確保をお願いしたい。



水俣病対策の推進 / 水俣・芦北地域の振興

【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 チッソ金融支援措置について、これまでの閣議了解等に基づき、県が償還を着実に進めるよう、引き続き所要の措置を講じていただきたい。
- 2 救済措置に係る熊本県の財政負担及び関係市町の国民健康保険財政負担の増加について、適切な対応を図っていただきたい。
- 3 認定業務促進のため、検診医の確保等検診体制の整備等について特段の配慮をいただくなど、県との連携をより密にして取り組んでいただきたい。
- 4 水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について、今後も所要の財源確保を講じていただきたい。
- 5 昭和53年（1978年）6月の閣議了解に基づき、昨年7月に策定した「第六次水俣・芦北地域振興計画平成31年度（2019年度）実施計画」に掲げる事業の実施について、予算を確実に確保するとともに、引き続き財源措置を講じていただきたい。
- 6 更なる地域の発展と研修効果の充実のため、平成28年度（2016年度）から水俣市で実施されている「環境調査研修所」の研修の拡充を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 チッソ株式会社への貸付等に係る県債の未償還残高は以下のとおり。

熊本県のチッソ県債未償還残高（元利合計）

H31.3.31 現在（単位：億円）

	患者県債	へドロ県債	H7 一時金県債	H22 一時金県債	特別県債	合計
未償還残高	50.7	0.6	18.4	90.9	108.2	268.8

- 2 水俣病特措法救済措置対象者は37,613人、裁判上の和解による解決者は2,992人に上っている。また、水俣市をはじめとする関係市町の一人当たりの医療費は、右表のとおり県内市町村の中でも上位を占めている。

関係市町の一人当たりの医療費（単位：円）

市・町名	平成29年度
水俣市	556,464(1)
芦北町	555,105(2)
津奈木町	554,421(3)
天草市	446,556(11)
上天草市	459,506(9)
県内市町村平均	407,810

()内は県内順位。後期高齢者医療制度に係る医療費は含まれていない。

- 3 被害にあわれた方の迅速な救済に向け、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までに1,200件の審査完了を目指している。引き続き、検診医の確保といった更なる検診体制の整備等、認定業務を促進するための取組みを、国と県がより連携して進めていく必要がある。

（H31年3月末時点の認定申請者数632人）

- 4 被害者・家族の高齢化が進み、疲弊した地域社会の再生を図るため、引き続き水俣病発生地域の医療・福祉の充実や再生・融和（もやい直し）の促進、更に地域振興等について予算措置が必要である。

5 当地域は、過疎化・高齢化が著しく、一人当たり市町村民所得が県平均の約8割の水準に止まるなど依然として非常に厳しい状況にあり、引き続き「第六次水俣・芦北地域振興計画平成31年度実施計画」に掲げる事業の実施について国の財源措置が必要である。

([水俣・芦北地域]H29年10月1日時点高齢化率：県内最高の39.8% H27年度一人当たり市町村民所得：1,926千円)

6 平成28年(2016年)3月、まち・ひと・しごと創生本部の「政府関係機関移転基本方針」により、本県が提案していた「環境調査研修所」の水俣市への研修機能の一部移転が決定された。この決定により、平成28年度(2016年度)から環境研修の一部が水俣環境アカデミア等で実施されているが、更なる地域の発展と研修効果の充実のため、研修の拡充を実施していただきたい。

川辺川ダム問題の解決

【国土交通省】

提案・要望事項

1 球磨川の治水対策

「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策について、必要な予算措置を講じ、迅速に進めていただくとともに、県が行う治水対策の検討に対して、技術面等の支援をお願いしたい。

また、国、県、流域市町村で構成する「球磨川治水対策協議会」での更なる治水安全度の向上に向けた治水対策の検討に、引き続きご尽力いただきたい。

2 五木村の生活再建

村の生活再建を着実に進めるため、平成23年(2011年)6月の国、県、村の三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業に対し、交付金の配分等で特段の配慮を講じていただきたい。

また、ダム建設廃止等に伴う生活再建のための法律の制定に向けて取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

1 球磨川流域では、洪水による浸水被害等が頻繁に発生しており、流域住民の洪水に対する不安を解消するため、治水対策は急務である。

治水対策を迅速かつ効果的に進めていくためには、国において、必要な予算措置を講じていただくことが不可欠である。

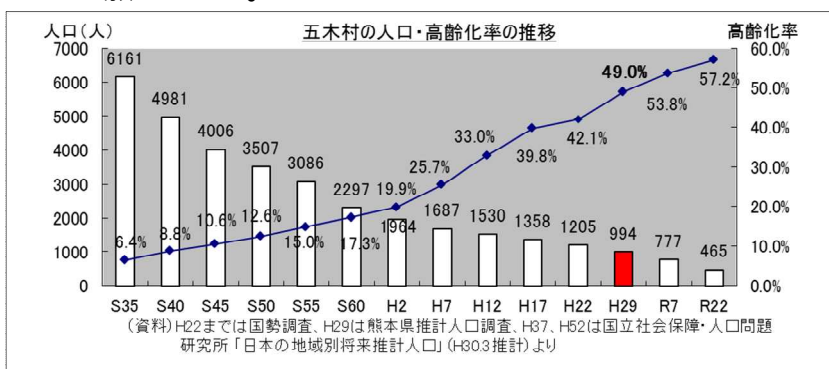
また、県管理区間の対策を迅速に進めていくためには、市房ダムの有効活用策や川辺川筋の治水対策の検討等に対して、技術面及び財政面における国の支援が必要不可欠である。

さらに、対策の実施と並行して、「球磨川治水対策協議会」において、中期的に達成すべき治水安全度の目標に向けた検討を、引き続き国、県、流域市町村が連携して進めていくようお願いしたい。

2 五木村は、ダム計画発表当時から人口が約5分の1にまで減少しており、また、高齢化率(H29:49.0%)が県内で最も高いことから、生活再建の取組みは少しの遅れも許されないとの危機感を抱いている。

このような状況の中、平成23年(2011年)6月の国、県、村による三者合意に基づき、県及び村が実施する村の生活再建に必要な事業を着実に進めるためには、国による財政面及び技術面の支援が必要不可欠である。

また、村の生活再建をより確実に行うため、事業実施に当たってその裏付けとなる法律の制定をお願いしたい。



水没予定 489 世帯のうち
6割を超える世帯が村外移転

現在、ダム計画発表当時から
人口が約5分の1にまで減少

村内全集落のうち約2/3の集落で
65才以上人口が5割超
(35集落中24集落)
(H31.2.28 五木村指定区別人口調)

地方創生の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

提案・要望事項

- 1 地方創生の実現に向け、地方がその実情に応じた息の長い取組みを継続的かつ主体的に進めていくための確実な地方財政措置をお願いしたい。
また、平成31年度(2019年度)地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)について、今後も更なる充実・強化を図っていただきたい。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興のためにも、本県の地方創生の取組みを着実に推進できるよう、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金による強力な財政支援をお願いしたい。
地方創生推進交付金について、国の次期総合戦略が策定される令和2年度(2020年度)以降の予算においても、さらなる地方創生の実現に向けた取組みの推進を図るため着実に措置するとともに、今後一層の規模拡大を図ること。
また、地方の意見を十分に踏まえ、対象事業の要件緩和や事務手続の簡素化・合理化等の取組みを進めること。また、引き続き、年度当初から全ての事業が着手可能となるよう交付決定するとともに、随時、変更申請手続が可能となるよう運用を改めること。
地方版総合戦略に掲げる事業を速やかに実施するために必要な地方創生関連交付金の予算総額の安定的な確保を図ること。
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について、より一層の活用促進を図るために、制度の拡充・延長を行うこと。
- 3 地方自治体から地方分権改革に関する提案を募集している「提案募集方式」については、地域の実情を理解し提案をできる限り実現していただきたい。
なお、地方へ事務・権限を移譲する際は、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要を的確に把握し、確実な財源措置を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県は、平成27年(2015年)10月に「熊本県人口ビジョン」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本県における人口の現状と将来展望や、この将来展望に向けて5か年で取り組む施策の基本的方向、具体的施策を策定した。
また、県内市町村も、平成28年(2016年)3月末までに全ての団体が地方版総合戦略の策定を完了した。
熊本の地方創生を着実に進めていくためには、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保する必要がある。
- 2 平成28年熊本地震からの創造的復興を含め、本県の地方創生の取組みを着実に推進するためには、地方創生推進交付金や地方創生関連補助金の長期的な財源の確保が重要である。
そのため、地方創生推進交付金等については、国の次期総合戦略の対象期間(令和2年度(2020年度)から5年間)についても、地方が適切な目標管理の下、創意工夫しながら柔軟に活用することができるよう更に自由度の高い制度とするとともに、引き続き十分な予算規模とすべきである。

併せて、事務手続きの簡素化、合理化等の取組みを進めるとともに、引き続き、年度当初から事業着手が可能となるよう交付決定を行うことが必要である。また、変更申請については、新規申請の追加募集時にしか認められておらず、変更決定までも時間を要するため、事業の円滑な執行のため、随時申請が可能となるよう運用を改める必要がある。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、県内市町村において、11市町村12事業で活用されているが、本税制の適用期限は令和元年度までとなっており、企業が寄附を通じて地方創生に参画し、地方創生を持続可能な取組みとするためには、本制度の拡充及び延長が必要である。

- 3 真の地方創生を実現するには、国の関与を可能な限り縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要である。

令和元年（2019年）の提案についても、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなど、その実現可能性をより一層高める必要がある。

特に、提案募集方式は、内閣府との事前相談を通してより具体的な提案が提出されている。提案の実現に際しては、提案をいかにして実現するかという断固たる姿勢で取り組むこととすべきである。

土砂災害特別警戒区域からの住宅移転を促進する 新たな交付金制度の創設等

【内閣府、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

土砂災害特別警戒区域から安全な地域へ住宅移転を促進するため、平成 27 年度（2015 年度）に県が単独費により創設した「土砂災害危険住宅移転促進事業」による移転は年々増加している。

今後、さらに住宅移転を促進するため、移転経費の実費補助等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

熊本県内には土砂災害警戒区域が 21,268 区域あり、このうち 19,805 区域で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を抱えており、そこに人家が約 24,000 戸立地している。

土砂災害を防止する為のハード対策には多くの経費と期間を要し、また、人家 5 戸未満の区域は施設整備事業の対象外である。毎年各地で頻発する土砂災害から人命を守るためにはソフト対策も重要である。

レッドゾーンから安全な地域への住宅移転を促進するため、熊本県では平成 27 年度（2015 年度）から県単独費による「土砂災害危険住宅移転促進事業」を実施している。平成 27 年度（2015 年度）に 7 件、平成 28 年度（2016 年度）に 10 件、平成 29 年度（2017 年度）に 27 件、平成 30 年度（2018 年度）に 28 件の移転が決定しており、実績が年々増加している。

平成 30 年（2018 年）は、全国で昭和 57 年の集計開始以降最も多い 3,459 件の土砂災害が発生している。加えて、本県では高齢化率が 3 割を超え 4 世帯に 1 世帯が避難に支援や時間を要する高齢者世帯であることから、レッドゾーンから安全な地域への住宅移転は、人命を守るために極めて有効な対策であると考えられる。

移転経費の実費に対する補助を行うことや、既存制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」の要件緩和・補助対象経費の拡充を図る等、住宅の移転等に関する新たな交付金制度の創設をお願いしたい。



治安基盤の整備充実

【総務省、警察庁】

提案・要望事項

- 1 安全で安心して暮らせる熊本の実現のため、警察官の増員による人的基盤の充実を図っていただきたい。
- 2 変化する社会情勢等に対応しつつ、良好な治安を確保するため、必要な物的基盤の整備充実を図っていただきたい。

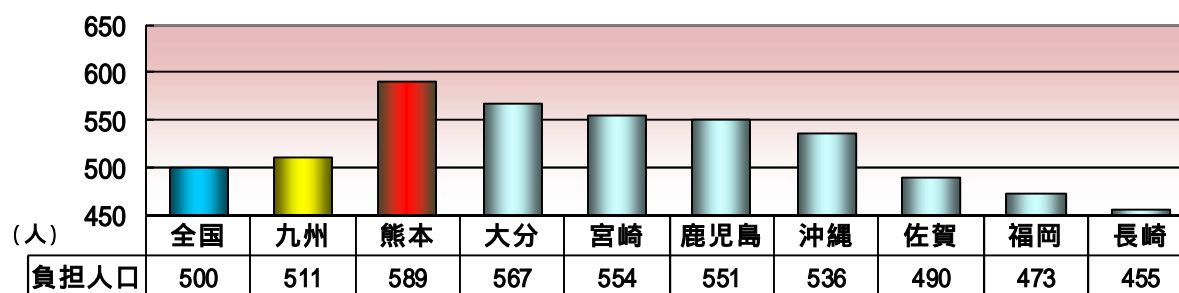
【現状・課題等】

1 本県においては、人身安全関連事案、振り込め詐欺等への迅速・的確な対応、テロ等事態対処能力の強化等の各種治安対策に加え、平成28年熊本地震により住まいの再建が困難な多くの県民のため、仮設住宅等における見せる活動の強化による犯罪抑止、震災復旧事業に絡む犯罪等の取締りなど、「被災地の安全と安心の確保」に取り組んでいるところである。

また、「観光立県」に向けた取組を推進した結果、外国人宿泊者の増加率が全国比約2倍（21.6%）と着実に増加するとともに、外国人雇用においては、外国人労働者の増加率（31.2%）が全国1位、外国人を雇用する事業所数の増加率（22.8%）についても全国2位になるなど、県内に滞在する外国人は飛躍的に増加している。

このような中、本県においては、警察官一人当たりの負担人口（589人）が九州内で最も高く、全国平均（500人）はもとより九州各県平均（511人）を大幅に上回る状況にあり、安全で安心して暮らせる熊本を実現し、子供・女性・高齢者の安全と安心の確保及び平成28年熊本地震からの創造的復興を支える警察活動の推進を図るとともに、増加する外国人が良好な治安を体感できるような環境を整備するため、警察官の増員による人的基盤の充実が急務である。

九州各県の警察官1人当たりの負担人口



注：外国人住民を含む県内人口に基づく警察官の政令定数（地方警務官を除く）の人口負担率として換算

2 変化する社会情勢等に対応しつつ、良好な治安を確保するため、AIやIoT等の先端技術の開発・活用、大規模災害発生時等における警察活動の拠点となる警察施設の整備促進、警察車両、無線機等の警察活動を支える警察装備等の増強を行うとともに、円滑な交通社会を実現するため、社会資本整備重点計画に基づく特定交通安全施設等整備事業等の効果的な推進など、物的基盤の整備充実が急務である。

警察施設の整備（中長期的な視点に基づく計画的な警察署の施設整備等）

警察装備等の整備（AIやIoT等の先端技術、ビッグデータ等を活用したシステムの調達・保守・運用、警察車両の増強、大規模災害発生時における対策資機材等の増強等）

特定交通安全施設等整備事業の推進（交通情報提供インフラの整備、災害に強い交通安全施設等の整備等）

貧困の連鎖を教育で断ち切る支援策

【厚生労働省】

提案・要望事項

生活困窮者自立支援法で自治体の任意事業とされた生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を行う事業について、国が4分の3を負担する必須事業としていただきたい。

【現状・課題等】

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯等の子どもが希望する高校、大学等に進学し、夢を実現できるよう支援することが重要である。

平成27年(2015年)4月施行の生活困窮者自立支援法では、生活困窮世帯等の子どもに対する塾などの学習支援を行う事業は国庫負担2分の1の任意事業であり、自治体が2分の1を負担する必要がある。

生活困窮からの脱却に果たす教育の重要性に鑑み、この事業の拡充を図るため、自立相談支援事業と同様に、国庫負担4分の3の必須事業として位置づける必要がある。

【参考：本県の取組み（H30年度）】

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習援助事業」 補助率 1/2

- ・事業費 40,903 千円
- ・生活保護受給家庭及び生活困窮家庭の児童生徒 約 300 名を対象に実施（H30 年 12 月末現在）

「水銀フリー社会」の実現に向けた施策の推進

【経済産業省、環境省】

提案・要望事項

水銀フリーの取組みが全国的に広がり、「水銀フリー社会」が、より早期に実現するよう、次の施策を推進していただきたい。

- 1 水銀削減の必要性の理解促進、水銀含有製品の使用削減や代替製品への転換促進及び水銀含有製品の適正処理の理解促進など、「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、広く国内外に情報発信を行っていただきたい。
- 2 「水銀フリー社会」の実現に向けて取り組む地方公共団体の動きが加速化するよう技術的・財政的支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

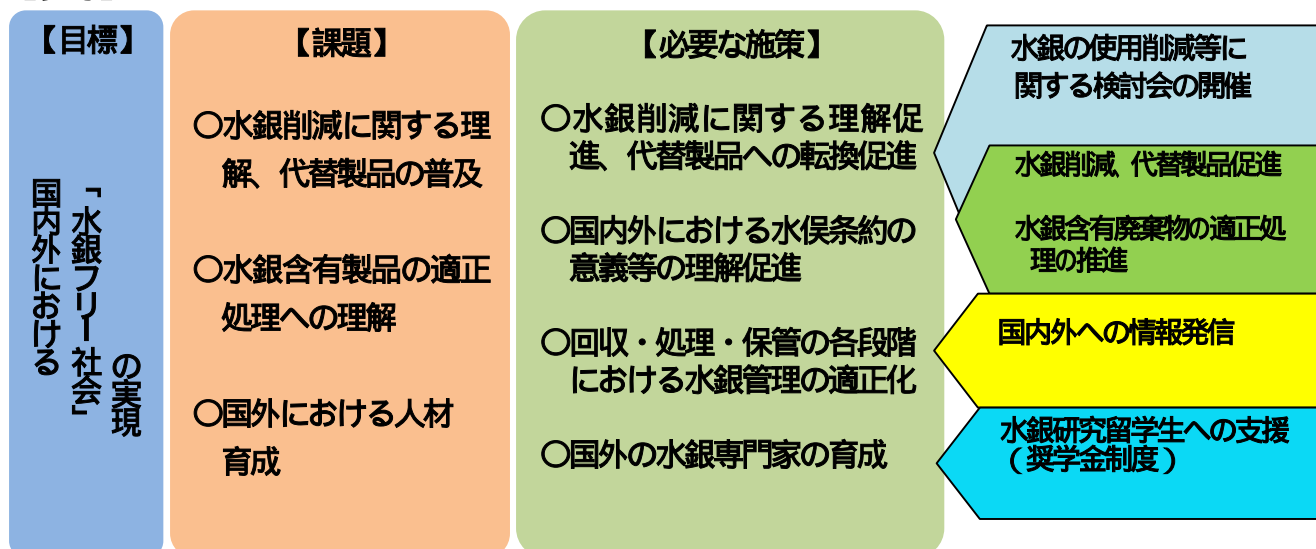
水俣病を経験した熊本県は、平成25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行い、「水銀フリー社会」の実現に向けて検討会の開催、情報発信、専門家の育成等に積極的に取り組んでいる。

国内外における「水銀フリー社会」の実現を効果的かつ強力に推進するためには、水銀削減の必要性の理解促進など「水銀フリー社会」の実現に向けて必要な取組みを地方公共団体と連携して行うとともに、国内外に向けた情報発信を行う必要があり、国による積極的な取組みが不可欠である。

さらに、水銀含有廃棄物の回収、国内外への情報発信など、「水銀フリー社会」実現に向け、先導的に事業に取り組む地方公共団体への技術的・財政的支援をお願いしたい。

【参考】水銀フリーに関する取組み等

【熊本県の取組み】



公衆衛生獣医師の確保

【厚生労働省】

提案・要望事項

鳥インフルエンザや豚コレラ等の家畜伝染病のほか、食中毒や感染症に対する業務等、公務員獣医師が担う分野の重要性は増しているが、公務員獣医師を目指す学生は少なく、かつ都市部志向であり、公務員獣医師の採用は全国の自治体間の競争となっている。

そこで、本県では獣医師確保のために、獣医学部在学中の学生に対する修学資金貸与事業を行っているが、熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業に対しては農林水産省から1/2補助があるのに対して、公衆衛生獣医師が確保できる熊本県獣医師確保修学資金貸与事業に対しては、国の補助制度がない。

ついては、自治体が実施している公衆衛生獣医師確保のための修学資金に関し、農林水産省と同様の補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県の公務員獣医師の採用状況

最近受験者数が減少傾向である。また、内定辞退者も多く、ほぼ毎年採用予定者数を下回っている。

受験年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
採用予定者数 a	7	8	9	8	14	13	7	8	11	13	10
受験者数	11	15	17	24	32	27	31	20	26	14	12
採用内定者数	8	10	12	18	25	22	22	16	14	12	12
採用者数 b	4	3	4	6	10	13	5	7	9	8	4
b - a	-3	-5	-5	-2	-4	0	-2	-1	-2	-5	-6

2 本県の修学資金貸与制度

修学資金の型：1型：熊本県産業動物獣医師修学資金貸与事業

対象は、産業動物獣医師（熊本県農林水産部獣医師職員含む）志望学生

2型：熊本県獣医師確保修学資金貸与事業（平成28年度～）

対象は、熊本県獣医師職員（健康福祉部、農林水産部問わず）志望学生

貸与額：1型、2型とも国立大学（月額10万円上限）私立大学（月額18万円上限）

貸与対象者：獣医学を専攻する学生1～6年生

1型は、国（農林水産省）から1/2補助あり。2型には補助制度なし。

様々な人権問題の解決に向けた施策の推進

【法務省】

提案・要望事項

国民一人ひとりの人権意識を高め、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題を早期に解決するため、以下のとおり、なお一層の人権施策の推進を図っていただきたい。

- 1 人権侵害による被害者の救済が図られるよう、実効性のある人権救済制度を早期に確立していただきたい。
- 2 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」による国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、また「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の充実強化を図っていただきたい。
- 3 地方自治体において人権教育・啓発への取組みを着実に進めるために必要な予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 人権侵害による被害者の救済については、県においても、その一助となるよう、人権に関する各種の相談事業を実施している状況である。しかしながら、インターネットを利用した差別的な情報の流布や、同和地区の地名を一覧にした書籍の発行など、人権に係る不当な差別その他の人権侵害事案に対応するためには、実効性のある人権救済制度が早急に確立される必要がある。
- 2 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決は、人が人として生きるための社会全体の課題であり、国としてマスメディアを活用した啓発活動や人材育成など更なる施策の充実強化に取り組む必要がある。
- 3 県及び県内市町村においては、「熊本県人権教育・啓発基本計画」及び各市町村基本計画を策定し、同計画に基づいて人権教育・啓発に係る施策を展開している。今後とも、県民の更なる人権意識の高揚に向けて、地域における人権教育・啓発に関する施策のより一層の充実強化を図る必要がある、そのための予算を確保する必要がある。

動物保護施設の整備に係る補助事業の拡充

【環境省】

提案・要望事項

熊本県においては、保健所で保護、引取りした犬猫については、譲渡や返還されなかった場合、県動物愛護センター（以下「センター」という。）に搬送しているが、「殺処分ゼロを目指す」施策を行っており、収容犬猫数が累増している。

そこで、本県では有識者等によるセンターあり方検討会の報告を踏まえ、センター整備に係る基本計画を策定する予定である。仮に改修等となった場合、環境省の「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」による補助制度があるが、予算額を補助希望自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は十分な補助が受けられない恐れがある。

については、上記補助事業の更なる拡充等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 「動物収容・譲渡対策整備費補助事業」の概要

犬猫保管施設の新築・改築・改修等の事業に対して、補助金を交付。交付先は自治体で、補助率は1/2。希望する自治体で案分されるため、希望自治体が多い場合は補助額が少なくなることがある。

予算額 H29：119百万円 、H30：145百万円 、H31：203百万円

2 熊本県動物愛護センターの概要

昭和54年（1979年）に建設（築39年）。平成29年（2017年）4月に、「動物管理センター」から「動物愛護センター」へ名称を変更し、運営方針も「管理」から「愛護」に転換した。また、「殺処分ゼロを目指す」取組みの強化等により安楽死処分数が激減するが、センターでの保護動物数が累増（平成31年（2019年）3月13日現在：犬137頭、猫26頭）している。

以前は、週1回殺処分を行っていたため、保護動物の累積はなかった。

3 センター整備等に関する検討

老朽化と併せて、センターが「管理」から「愛護」へと役割を拡大したことから、譲渡拡大のための適正な飼養環境や、保健所と連携した動物愛護行政の現場司令機能など、将来的な機能強化に関して、平成30年度（2018年度）に有識者等によるあり方検討が行われた。また、令和元年度（2019年度）は、あり方検討会の報告を踏まえ、センター整備に係る基本計画を策定する予定である。

女性の社会参画の加速化

【内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省】

提案・要望事項

女性の社会参画が加速化し、女性が輝いていくためには、男女を問わず、力を発揮できる社会づくりが必要である。

また、女性の社会参画の加速化は、人口減少などに伴う労働力不足を補うだけでなく、新たな発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力にもつながるものである。

女性の活躍促進には、安心して子供を育てられる環境づくりなど、その地域の実情に応じた様々な取り組みが必要であるため、国の積極的な取り組みに加え、新たな基金の創設等、地域が必要とする取り組みを幅広く、継続的に支援する制度の創設をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県では、県内における事業所の管理職（係長相当職以上）に占める女性の割合の目標を30%と掲げ、各種取り組みを推進している。

しかしながら、女性の社会参画を加速化していくためには、男女の固定的役割分担意識の解消、出産・育児が不利にならない女性の労働環境の整備、女性の役員・管理職への登用促進などの課題に対する一層の取り組みが必要である。

こうした状況から、平成26年（2014年）8月、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議」を発足し、平成27年（2015年）2月には、都道府県としては初めてとなる「熊本県女性の社会参画加速化戦略」を策定し、男女が共に働きやすい環境整備などの施策・事業を進めている。また、平成27年（2015年）9月に施行された女性活躍推進法に基づく「熊本県女性の活躍推進計画」を平成28年（2016年）3月に策定し、さらなる女性の活躍に向け取り組んでいるので、継続的な国の財政支援をお願いしたい。

女性が輝き、力を発揮できる社会づくりを進めるためには、企業や働く男性及び女性の意識改革を促すとともに、働く環境を改善することが重要であり、これは、地方だけではなく全国的な取り組みが必要であることから、国において、現在の社会構造に見合った税・年金制度の構築や継続的に支援する制度の創設など、積極的に取り組んでいただきたい。

【取り組みイメージ】

企業を変える取り組み

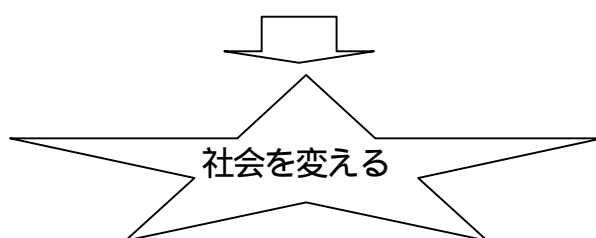
- ・従業員のワークライフバランス（長時間労働の是正）を重視
- ・女性の採用、管理職登用促進

女性・男性の意識を変える取り組み

- ・女性：キャリア意識の向上
- ・男性：働き方、家庭への関わり

社会環境を変える取り組み

- ・子供を安心して育てる環境
- ・多様な担い手による子育て支援



地方消費者行政予算の充実・強化

【内閣府、財務省】

提案・要望事項

地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業（旧地方消費者行政推進交付金）については、活用期限までの所要額の総額の確保をお願いするとともに、平成28年熊本地震に係る特例的な支援措置の継続をお願いしたい。

また、同交付金の地方消費者行政強化事業については、交付対象の拡充や活用期間の延長など、制度の充実をお願いしたい。

併せて、消費生活センター・消費生活相談窓口の運営や都道府県及び市区町村の人員確保等、今後も地方消費者行政を充実・強化できるよう、将来にわたる安定的かつ継続的な財源措置をお願いしたい。

【現状・課題等】

地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政推進事業分（旧地方消費者行政推進交付金）について、令和元年度（2019年度）は全国ベースで前年度比約7%（熊本県ベース約24%）、前々年度比約45%（熊本県ベース約51%）の削減となっており、平成30年度（2018年度）に引き続き、県及び市町村でこれまで同事業によって進めてきた（交付金活用期限を残した）事業についても一部中止・縮小を余儀なくされている。

地方消費者行政推進事業の支出限度額は、通常は各都道府県消費者行政予算（市町村含む）総額の1/2までとなっているが、東日本大震災の被災4県及び熊本県については、2/3まで拡大されている。また、新規事業の立ち上げも通常は認められていないが、東日本大震災の被災4県及び熊本県は令和元年度（2019年度）も認められている。平成28年熊本地震から3年を経過しようとしているが、復興には期間を要するため、引き続き支援を継続いただく必要がある。

また、平成30年度（2018年度）に創設された地方消費者行政強化交付金の地方消費者行政強化事業分については、対象事業が限定的であること、特に地方消費者行政の根幹である消費生活相談員人件費への活用ができないこと、活用期間が最長3年間と短いことに加え、平成30年度（2018年度）は1/2だった補助率が、一定の水準（自主財源が前年度比3%以上増加等）を満たさない場合には、1/3へと変更となったこと等により、地方消費者行政の充実・強化を図るには制約の多いものとなっている。

こうした状況は、都道府県及び市区町村共通の課題となっており、平成30年度には全国知事会や全国市長会、全国町村会など、全国規模で同様の提案・要望がなされている。

夢を叶える教育の推進に向けた環境整備

【総務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 学校における働き方改革を推進しながら、より質の高い学校教育を実現できるよう、通常学級における学級編制の標準の引き下げなど定数改善計画の策定をお願いしたい。
また、少人数指導に係る指導方法工夫改善の加配や、通級指導のための加配の基礎定数化においては、より多くの学校できめ細かな指導ができるよう、要件の緩和を行うとともに、特別支援学級の学級編制の標準の引き下げをお願いしたい。
さらに、小学校英語専科指導に係る加配については、より多くの学校で活用できるよう指導者や授業時数に係る要件の緩和をお願いしたい。
- 2 被災した児童生徒等の心のケアを行う「スクールカウンセラー活用事業」とともに、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に向け、関係機関等と連携し児童生徒の家庭環境改善等を支援する「スクールソーシャルワーカー活用事業」については、依然として学校等のニーズが高いため、本県の実情に応じた予算の確保を引き続きお願いしたい。
- 3 発達障がい等の特別な支援が必要な児童生徒の学びを支援するため、小中学校及び高等学校等に配置している「特別支援教育支援員」の配置に係る予算の確保及び拡充をお願いしたい。
- 4 平成30年度(2018年度)から実施している高等学校における通級による指導の充実のため、各都道府県からの申請数に応じた専任教員の加配をお願いしたい。
- 5 解決が困難な状況、法的対応が必要ないじめ事案や虐待事案等の対応について、「いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業」の拡充とともに、「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を更に発展させ、すべての都道府県・政令指定都市が活用できるよう、制度設計と予算の確保をお願いしたい。
- 6 新学習指導要領実施の前提とされている学校におけるICT環境整備について、全ての都道府県及び市町村が計画的に整備を推進することができるよう、安定的かつ持続的な財源確保をお願いしたい。
また、全ての学校が取り扱う電子情報の保全のため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示されたセキュリティ対策の技術的対策を計画的に推進するために必要な経費について、補助制度の創設等の財政支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 平成31年(2019年)3月末に、「公立小・中学校等の教職員定数の中期見通しの策定について」が公表された。普通学級及び特別支援教育に関する児童・生徒数をベースとした試算として、基礎定数は8年間で4.3%となり、うち、通常学級分は8年間で9.1%となっている。

定数改善については具体的な記載がなく、教職員定数の在り方については、各年度の予算編成過程において、学校の現状、教育政策に関する実証研究の進展等を踏まえながら検討を加える必要があるとされている。

学校現場での働き方改革の取り組みには様々な課題がある中、これを推進し、かつ、より質の高い学校教育を実現していくため、普通学級における学級編制標準の引き下げなど基礎定数の改善に資する計画の策定をお願いしたい。

また、本県では、指導方法工夫改善加配を活用した指導を行っているが、同加配の一部基礎定数化にあたり、本県では、基準に満たない200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占

めている。また、障がいに応じた通級指導加配の基礎定数化においても、小規模校が多い本県では、広範囲の小・中学校を担当することになるなど、配置数の減少等により支援ニーズに的確に対応できなくなるおそれがあるため、これら基礎定数化の要件の緩和をお願いしたい。

併せて、特別支援学級の学級数が年々増加しているため、教職員数の増員が必要であり、より充実した指導ができるよう、特別支援学級の学級編制の標準の引き下げについてもお願いしたい。

さらに、小学校英語教育の専科指導に係る加配要件として、高い英語力が求められているため、人材確保が容易ではない。また、専科教員 1 人あたりの担当授業時間数が 24 時間以上という要件から、小規模校を多く有する本県においては、十分に配置できない状況である。同加配についても要件の緩和をお願いしたい。

【参考 1】公立・小中学校等の教職員定数の中期見通しの策定について

【教職員の基礎定数】		
	2018 年度(H30)	2026 年度(R7)
通常学級分	49.7 万人	45.2 万人 (9.1% / 8 年)
児童・生徒数	898.1 万人	805.2 万人 (10.3% / 8 年)
特別支援教育	13.6 万人	15.4 万人 (+13.3% / 8 年)
計	63.3 万人	60.6 万人 (4.3% / 8 年)

【参考 2】特別支援学級数の推移 (単位：クラス)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小学校	491	514	532	565	594	616	655	723
中学校	201	215	229	240	250	253	256	264
合計	692	729	761	805	844	869	911	987

熊本市を除く。H31 は見込み。

- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は、いじめ・不登校等の未然防止及び解消に顕著な効果があり、「いじめ防止対策推進法」等の施行後は、いじめの防止等や家庭環境の改善に関わる心理・福祉の専門家のニーズは高い。さらに、平成 28 年熊本地震で被災した児童生徒の心のケア、住居や職を失った家庭及び貧困等の課題への支援も喫緊の課題であることから、「スクールカウンセラー活用事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を拡充する必要があるため、本県事業の円滑な実施へ向け十分な予算を引き続き確保していただきたい。

【参考 3】補助金の推移 (年度当初) (単位：千円)

	スクールカウンセラー補助金				スクールソーシャルワーカー補助金			
	申請額	内示額	補充額	内示率	申請額	内示額	補充額	内示率
H28	32,178	32,178	0	100%	29,070	20,377	0	70.1%
	108,791	108,791	0	100%				
H29	35,134	35,134	0	100%	29,798	22,438	0	75.3%
	56,988	56,988	0	100%				
H30	43,995	43,995	0	100%	29,744	23,033	0	77.4%
	50,559	50,559	0	100%				
H31	47,422				29,862			
	40,975					5,124		

上段通常配置分、下段地震対応配置分(H28 下段は災害時緊急スクールカウンセラー活用事業(全額国庫補助))

- 3 発達障がい等の障がいのある児童生徒を含め、小中学校の通常の学級や高等学校に在籍する特別な支援の必要な児童生徒への支援を行うため、市町村や県では、「特別支援教育支援員」を配置している。

本県でも、発達障がいのある児童生徒が急増しており、きめ細かな支援を行うためには、特別支援教育支援員の増員が必要である。特別支援教育の充実のため、十分な予算の確保及び拡充をお願いしたい。

【参考4】平成21年度と平成30年度の比較 (単位：人)

	平成21年度	平成30年度
小学校(人)	1,584	4,174
中学校(人)	497	1,728
高等学校(人)	80	632
合計	2,161	6,534

学校が把握している発達障がいの診断を受けている児童生徒数

- 4 小中学校等では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった、「連続性のある多様な学びの場」で障がいのある児童・生徒への指導・支援が行われている。

本県では、高等学校でこれまで行ってきた、一斉指導の場面における見やすい板書の工夫や分かりやすい指示の出し方などの配慮などの授業の改善に加え、特別支援教育支援員(7校に配置)による個別の支援等を行ってきた。併せて、平成30年度(2018年度)からは、3人の専任教員の加配により3校で「通級による指導」を開始し、対象生徒のコミュニケーション力や感情を調整する力の向上などの他、指導に当たる教師の指導力の向上、その他の教師の特別支援教育に関する理解の深まりが見られている。特に、生徒からは、「授業が楽しい。」「苦手なことについてきちんと学ぶことができるようになってきた。」「友達がいっぱいできた。」など、とても前向きな感想が挙げられるなど、確実な成果が認められている。

中学校の特別支援学級等で特別支援教育を受けた生徒の高等学校への進学者数の増加を踏まえると、高等学校における通級による指導の計画的かつ確実な拡充が必要となっており、専任教員の加配申請については、長期的なビジョンに基づく配置数の拡充計画により行っているところである。高等学校における特別支援教育の充実に対する県民の期待や要望が大きい中、一刻も早い体制の整備が求められており、支援を必要とする生徒が必要な支援を受けられるよう、申請数に応じた、専任教員の加配をお願いしたい。

- 5 本県は、平成25年度(2013年度)から「いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業」(以下「外部専門家活用事業」という。)を活用して、弁護士3人を登録し、スクールロイヤーと同様の業務を依頼しているが、現状では重篤ないじめの問題等にしか対応できていない。

また、いじめ問題以外の虐待事案や教職員の指導に係る事案等については、外部専門家活用事業では対応できず、学校等から法的な助言を要する相談があった場合は、県教育委員会の顧問弁護士に間接的に相談している状況である。

国は、平成29年度(2017年度)新規事業として「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」(以下「スクールロイヤー調査研究事業」という。)を始めたが、当該事業は調査研究事業のため、予算・委託数が限られている。

いじめ問題以外での学校等のスクールロイヤーに対するニーズは高まっており、いじめの予防に関する法教育やいじめ問題以外での法的対応を充実させるため、現在の外部専門家活用事業の

拡充とともに、調査研究事業の検証結果を踏まえ、スクールロイヤー調査研究事業を更に発展させ、すべての都道府県・政令指定都市が活用できるよう、制度設計に向けて予算の確保をお願いしたい。

【参考5】予算状況

単位：千円

	いじめ対策・不登校支援等 総合推進事業	いじめ問題等の解決に向けた 外部専門家活用事業	
	国の総事業予算	本県総事業費	交付決定額
H 2 5	4,764,000	2,687	895
H 2 6	4,797,000	1,005	335
H 2 7	4,948,000	1,059	353
H 2 8	5,711,000	990	329
H 2 9	6,114,000	920	306
H 3 0	6,360,000	708	236
H 3 1	6,885,000	1,050	

【参考6】「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業予算

H 2 9年度 3百万円（2地域） 三重県、大阪府箕面市
H 3 0年度 10百万円（5地域） 大分県他
H 3 1年度 8百万円（3地域予定）

6 学校におけるICT環境整備については、新学習指導要領実施の前提となっているため全ての学校における整備が必要であり、計画的な整備及び運用に係る安定的かつ持続的な財源確保が必要である。

また、平成28年度（2016年度）に都道府県レベルで発生した教育情報の漏えい事案やその後も児童生徒の個人情報の漏えい等が散発している。文部科学省からは平成28年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が公表されたとおり、学校で取り扱う電子化された個人情報にはセキュリティ上のリスクを包含している現状がある。

ガイドラインに示されたセキュリティ対策のうち、技術的な対策については、設備投資や運用に多額の経費を必要とし、実施には大きな地方負担が見込まれる。そのため、計画的で継続性のあるセキュリティ対策実施には、都道府県及び市町村の負担を軽減する設備投資等に係る補助制度の創設等の財政支援が必要である。

学校施設整備等に係る財源の確保及び財政支援

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 学校施設の整備について、各設置者が、老朽化対策事業や大規模改造事業などの各種事業を計画どおりに進めることができるよう、当初予算等において必要な予算を確保するとともに、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置をお願いしたい。
- 2 公立学校施設の新増改築に係る負担割合の引上げや人口急増地域における地方財政支援措置の充実をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 国の令和元年度（2019年度）当初予算は、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業分が増額計上されているが、この対策事業分を除いた予算額は、昨年度を下回っている状況。
本県の各市町村における改築事業、大規模改造事業、空調設置事業等の各種事業が円滑に実施できるよう、公立学校施設整備費に係る十分な財源措置が必要。
- 2 本県の熊本市、合志市等は、平成28年熊本地震による被害も大きく、厳しい財政運営を中長期的に強いられる一方で、児童生徒数の増加に伴う学校施設の新増改築が急務となっている。
これらの状況を踏まえ、学校施設の新増改築に係る国の負担割合の引上げや人口急増地域における地方財政支援措置の充実が必要。

【参考】

公立学校施設整備に関する本県分の交付金・負担金の推移表（市町村立学校のみ）

補正予算を含む

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公立学校施設整備費 （全国ベース）	211,586 百万円	135,200 百万円	203,890 百万円
うち熊本県分交付金	3,685 百万円	615 百万円	2,472 百万円
うち熊本県分負担金	1,331 百万円	667 百万円	920 百万円

2019年度当初予算と前年度予算の比較表

	前年度当初予算額	2019年度当初予算	増減
公立学校施設整備費	68,194 百万円	160,816 百万円	92,622 百万円
うち、国土強靱化 関係予算		94,096 百万円	94,096 百万円
うち、上記以外	68,194 百万円	66,720 百万円	1,474 百万円

特別支援学校の教育環境整備

【文部科学省】

提案・要望事項

特別支援学校の教室不足の解消に向けて、新たな特別支援学校（「熊本はばたき高等支援学校」、「県南高等支援学校（仮称）」及び「鹿本支援学校（仮称）」）の整備等を行うため、学校施設環境改善交付金の十分な予算の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県においては、全国で7番目に多い171教室が不足している状況にある。これまで教室不足や過密状況を解消するため、平成23年5月に「県立特別支援学校整備計画」を策定し、新たな学習の場を整備しているが、今後、特別支援学校在籍者数の増加に伴い、ますます教室不足が深刻になると見込んでいる。

教室不足や、今後、増加する児童生徒の受入れのため、県では、「熊本はばたき高等支援学校」（令和元年度開校予定）「県南高等支援学校（仮称）」（2021年度開校予定）及び「鹿本支援学校（仮称）」（2021年度開校予定）の整備等を行うこととしている。

さらに、今後の特別支援学校の整備について、平成30年度（2018年度）に外部有識者を交えた検討会を開催し、県立特別支援学校整備計画【改定版】を策定した。

今後の本県の事業実施において、多額の費用が見込まれるので、学校施設環境改善交付金の十分な予算を引き続き確保いただきたい。

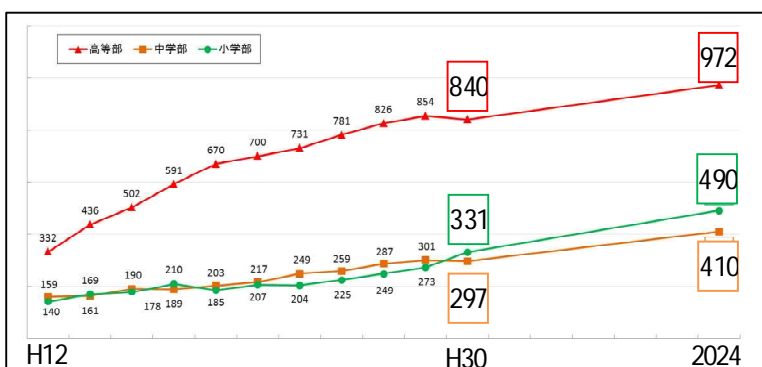
〔H28 公立特別支援学校の教室不足数調査結果〕

平成28年10月1日現在

都道府県名	教室不足数											
	H24.10.1現在	順位	H25.10.1現在	順位	H26.10.1現在	順位	H27.10.1現在	順位	H28.10.1現在	順位	H27	H28の増減
神奈川県	312	3	293	2	337	1	304	1	256	1		48
東京都	302	4	262	3	255	4	259	2	245	2		14
埼玉県	332	2	192	6	208	6	217	4	232	3		15
愛知県	203	6	253	4	277	3	242	3	224	4		18
静岡県	271	5	249	5	254	5	184	6	214	5		30
千葉県	334	1	298	1	298	2	204	5	192	6		12
熊本県	177	7	183	7	183	7	171	7	171	7		0
茨城県	149	8	163	8	178	8	154	8	142	8		12
兵庫県	129	10	160	9	124	9	105	9	133	9		28
福岡県	139	9	156	10	92	10	103	10	130	10		27

〔熊本県の知的障がい特別支援学校在籍者数の予測（重複障がい者数は含まない）〕

H30.5.1現在のデータをもとに予測



安心して私立学校に通える教育環境の実現

【総務省、財務省、文部科学省】

提案・要望事項

- 1 私立学校の学校教育に果たす役割の重要性に鑑み、学校経営の健全性の確保のための財政支援の強化をお願いしたい。また、保護者の経済的負担軽減のための制度の充実を図っていただきたい。
- 2 熊本地震の影響もあり、全国に比べて進捗が遅れている私立学校施設の耐震化を緊急かつ集中的に促進するため、耐震改築事業に対する補助制度を継続していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、高校生の約36%(全国第5位)、幼稚園児の約83%が私立学校で学んでおり、本県の学校教育の振興に大きな役割を果たしている。各学校では多様なニーズに対応する一方、少子化に伴う生徒数・園児数の減少により厳しい経営状況にあり、更に平成28年熊本地震による経済的負担が増しているため、財政支援の強化をお願いしたい。
また、保護者の経済的負担軽減のため、国の高等学校等就学支援金制度及び奨学のための給付金に加え、県の授業料等減免補助に取り組んでいるが、依然として公私間での格差が大きいと、制度の充実を図っていただきたい。
- 2 平成28年熊本地震の際は、指定避難所に指定されていない多くの学校施設が避難所として利用されたが、耐震化が完了していない体育館等無柱空間のある施設の被害が大きく、改めて耐震化の重要性が認識された。
耐震改築事業への補助については令和2年度(2020年度)まで延長されたが、施工業者や建設資材の不足もあり、入札が不調に終わるケースも見受けられ、期限までに耐震化を完了することが難しい学校がある。
また、教育環境の早期回復を目指し、災害復旧工事を優先させたため、非構造部材の耐震化への取組が遅れている学校も多い。
このような状況から、耐震改築事業に対する補助制度を令和2年度(2020年度)以降もぜひ継続していただきたい。

熊本県の私立学校の耐震化率(H30.4.1確定値)

区分	全国	熊本県
幼稚園 ¹	90.4%	90.0%
中学校	96.3%	100.0%
高等学校	88.8%	86.1%
合計	90.3% ²	88.7%

1..幼稚園には幼保連携型認定こども園を含む。

2..全国の合計には、小学校、中等教育学校、特別支援学校を含む。

長寿で安心して暮らせる施策の充実

【厚生労働省、国土交通省、警察庁】

提案・要望事項

本県では、医療や介護が必要になっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、長寿を楽しむ社会づくりを進めており、これらの取組みを更に進め、深めるため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
地域医療介護総合確保基金に対する所要額の確保及び運用に関する制度の見直し
介護従事者等の処遇改善に関する施策の更なる充実
中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援や医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設
地域密着型サービス事業所の整備に関する施策の充実
地域包括ケアシステムに関する地域の実情に応じた市町村支援策の強化のための財源確保
くまもとメディカルネットワークと全国保健医療情報ネットワークの連携推進
- 2 認知症施策の更なる充実
若年性認知症者の受入れ事業所の拡大に向けた支援制度の創設
認知症情報連携ツールの普及促進のための財源確保
運転免許返納後等の移動手段の確保に関する施策の充実及びそのための財源確保
認知症疾患医療センターの機能充実
- 3 がん対策の推進
がん検診の受診率向上や効率的・効果的な受診勧奨を実施するための施策の充実及び十分な財源の確保

【現状・課題等】

- 1 地域包括ケアシステムの構築等の医療・介護サービス提供体制の充実に対する支援
地域医療介護総合確保基金について、令和元年度（2019年度）以降も都道府県計画等に基づく医療従事者等の確保、施設整備等に支障がないよう所要額及び事業執行に必要なスケジュールを確保するとともに、国庫事業からの財源振替は慎重に行うことが必要である。
特に、介護施設等整備分については、介護保険事業支援計画に基づく施設整備数の増加や、地域医療構想を踏まえた介護療養型医療施設等の転換促進等が見込まれるため、少なくともこれらの基盤整備等に対応可能な基金所要額の確保が必要である。
また、医療分については、地域医療構想の達成のためには、現在、国が重点配分することとしている「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」のみならず、「在宅医療の充実」や「医療従事者の確保」のための事業が必要不可欠であるため、事業区分間の額の調整を認めるなど、地域の実情に応じて柔軟な活用ができる仕組みとすること。

県内高齢者の半数以上が要介護認定率の高い75歳以上となっており、介護人材の安定的な確保が求められているが、介護従事者等の離職率が高く、人材確保のための処遇改善が必要である。平成27年度(2015年度)介護報酬改定において介護職員処遇改善加算の充実(月15,000

円相当 月 27,000 円相当) が図られ、平成 29 年度(2017 年度)の臨時の報酬改定においても介護職員処遇改善加算の充実(月 27,000 円相当 37,000 円)が図られた。加えて、令和元年度(2019 年度)介護報酬改定において、更なる充実(経験・技能のある介護職員に月額 80,000 円相当)が予定されているところであるが、引き続き、質の高い人材の安定的な確保及び定着のため、介護従事者等の勤務環境等の向上に向けた処遇改善策並びに改善策を推進するための対策を講じる必要がある。また、軽費老人ホーム・ケアハウスの職員に対する処遇についても、給与面での改善を図るため、介護職員処遇改善加算と同等の措置を実施するための財源確保が必要である。

さらに、幅広い人材が介護の現場で働くことができるよう、元気な高齢者等を地域の介護施設等で受け入れる仕組みづくりや、外国人の就労環境整備(EPAの推進、介護福祉士を目指す留学生及び技能実習生の受入れ体制の整備等)が必要である。

本県では、独自に中山間地域の訪問看護ステーションの強化支援や中山間地域における地域包括ケアシステム構築の支援を行っているが、中山間地域では採算性が悪く在宅医療を提供する医療機関や在宅サービスを提供する事業所の維持が困難である。そのため、中山間地域等での在宅医療・在宅サービスの提供医療機関・事業所に対する設備整備や運営経費への支援及び医療・介護従事者の人件費に上乗せする手当の創設が必要である。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護が必要になっても住み慣れた地域でできるだけ在宅生活を継続できるようにするため、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの普及が重要であるが、収支差や従事者確保等の問題により、計画どおりの整備ができているとは言い難い状況にある。

これらの地域密着型サービスの整備促進のため、地域医療介護総合確保基金による整備補助単価(小規模多機能型 32,900 千円/事業所)及び介護報酬の引上げが必要である。

本県の要介護(要支援)認定率(20.3%)は全国平均(18.0%)を上回っていることから、今後の更なる高齢化に向け、自立支援型の地域包括ケアシステムの基盤強化を図るため、県独自で市町村に対し研修やアドバイザー派遣等様々な支援を行っている。しかしながら、介護予防に関する都道府県支援や民間サービスの充実を通じた自立支援策、生活支援サービスの充実などについては、地域医療介護総合確保基金の対象とならず、地域の実情に応じた施策を展開するための財源が十分ではない。平成 30 年度(2018 年度)から、市町村や都道府県が行う高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するため、保険者機能強化推進交付金制度が創設されたところではあるが、都道府県が市区町村や民間等に対し、地域の実情に応じた必要な総合的な支援を行えるよう、交付金の適切な運用を行うとともに、十分な財源の確保をお願いしたい。

本県では、事業主体の熊本県医師会が、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成 26 年度(2014 年度)から令和 3 年度(2021 年度)までの 8 年間で、医療・介護関係施設で患者・利用者情報を共有するための地域医療等情報ネットワーク(くまもとメディカルネットワーク)の構築を推進している。具体的には、医療・介護関係施設のネットワーク加入を令和 2 年度(2020 年度)までに進め、患者等情報を集約しているセンターサーバを令和 3 年度(2021 年度)に更新することとしており、また、ネットワークに参加する県民数については令和 3 年度末(2021 年度末)までに 5 万人を目指している。他方、国では、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、令和 2 年度

(2020年度)からの本格稼働を目指して検討を進めている。

「全国保健医療情報ネットワーク」の本格稼働時期(令和2年度(2020年度))と、「くまもとメディカルネットワーク」のセンターサーバ更新時期(令和3年度(2021年度))が近接しているため、両ネットワークの連携等について検討するに当たって、全国保健医療情報ネットワークの費用負担者や負担額等、具体的な内容を早期に示していただくとともに、既設のネットワークとの連携のあり方などについて検討していただく必要がある。

2 認知症施策の更なる拡充

県内には800人程度の若年性認知症者がいると推計しているが、介護事業所においては「職員配置が難しい」等の課題から受入れが進んでいない(受入れは100人程度のみ)。

受入れ事業所の拡大のため、若年性認知症者の利用者が一定人数以上かつ一定割合以上(例えば3人以上かつ20%以上など)となる事業所に対して、専従の介護職員の配置経費(1人当たり平均給与月額277千円)について助成するとともに、若年性認知症者の嗜好分析、プログラム調整、対応職員に対する個別の介護指導等に係る経費への支援が必要である。

認知症の症状に応じて適時・適切な医療や介護のサービスを提供していくためには、認知症の方本人やその家族、サービスを提供する医療や介護の様々な関係者の間で既往症や投薬等の情報を共有する必要がある。本県では平成24年度(2012年度)から情報連携ツール「火の国あんしん受診手帳」を開発し、情報の共有に取り組んできたが、この取組を普及させていくため、医療機関や介護事業所等が必要な情報を情報連携ツールにより提供することについて、診療報酬や介護報酬の対象とするとともに所要の財源措置が必要である。

認知症高齢者による自動車運転免許の自主返納や取り消しが増加していることから、認知症の方の安全・安心な暮らしのために、他の交通手段の確保等の省庁横断的な対策が必要である。そのような中、平成29年(2017年)6月、国において高齢者の移動手段確保を含む「高齢運転者による交通事故防止に向けて」がとりまとめられ、取組みが進められているところである。国においては、これらの取組の充実化を図るとともに、免許の自主返納や取消処分を受けた認知症高齢者の代替交通手段の確保や買い物支援など、所要の財源措置を講じる必要がある。

本県では、認知症疾患医療センターへの業務委託において、事例検討会の開催や関係機関との連携の回数を定めるなど、国の基準を上回る水準の業務を求め、認知症疾患医療センターの地域連携機能の充実を図っているところ。これは「熊本モデル」と言われる認知症医療体制を構築するうえで不可欠な機能である。

認知症疾患医療センターの機能を充実させていくためには、このような地域の実情に応じた取組みを補助金上評価する仕組みが必要である。

3 がん対策の推進

本県のがん検診の受診率は、国が実施する国民基礎生活調査では45%程度となっているが、がん検診は市町村だけでなく保険者や事業所で実施されており、市町村がその実態や正確な受診率を把握するのが難しいという課題がある。住民の受診状況を把握し精密検査の受診勧奨等を行い、がんの早期発見、早期治療につなげるためには、保険者や事業所が実施しているがん検診情報を市町村で一元管理できるようにするなど制度を見直す必要がある。

また、がん検診は健康増進法で市町村の努力義務と定められ、検診費用が一般財源化されているが、国が示した第3期がん対策推進基本計画のがん検診受診率50%、がん検診精密検査受診率90%の目標値を達成するためには、市町村が実施する検診受診の周知、未受診者対策、精度管理に必要な経費や、受診者増に対応した検診費用が確保できるよう十分な財政措置が必要である。

障がいのある人やその家族が安心して暮らせる施策の充実

【文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

提案・要望事項

本県では、障がいのある人が地域でいきいきと自分らしく暮らせるよう、就労や活動のステージづくりを進めている。障がいのある人やその家族が安心して暮らせる社会を実現するため、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

1 障がい者やその家族に対する支援

発達障がいを診断・診療する際の診療報酬体系の見直し

重度の障がい児の通学時及び学校（校外活動含む）等における訪問介護サービス利用が可能となるよう制度の見直し

重度訪問介護サービスの人材確保のための報酬体系の見直し

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組への支援

障がい者が就労する農業施設等のバリアフリー化のための施策の充実

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

地域生活支援事業費等補助金（地域生活支援事業・地域生活支援促進事業）・社会福祉施設等施設整備費補助金について、事業実施に支障が生じないよう所要額確保

【現状・課題等】

1 障がい者やその家族に対する支援

本県では、発達障がい児の診断・診療を行う医師が不足し、受診するまでに数か月の待ち時間を要している。小児科医等が発達障がい児を診断・診療する場合、成育歴の把握等に必要な診療時間等が診療報酬に考慮されておらず、積極的に診断・診療しようとするインセンティブが弱い。小児科医等が心理士等の専門職と協働して行う、発達障がい児の診断・診療が促進されるような診療報酬体系に見直すことが必要である。

重度の障がい児においては、学校への通学時や宿泊を伴う校外活動等に、親の付き添いが求められるケースが多く、親の献身がなければ、医療的ケアが必要な大多数の生徒が教育活動への参加に困難を来すという課題が生じている。

本県では、特別支援学校に通学している医療的ケアが必要な児童の92%に当たる保護者が、週に1回以上は登下校や学校生活に付き添うという状況であり、親の社会参加や、兄弟の育児・介護時間の確保にも苦慮している。

学校内の教育活動については、基本的には教育で必要な体制を整えるべきであるが、それまでの間においては、授業中、校外学習等や通学時においても居宅介護・重度訪問介護等の訪問介護サービスが利用できるようなことが必要である。

重度訪問介護報酬の時間単価（30～60分当たり1,840円）は居宅介護の時間単価（30～60分当たり3,920円）と比較して大変低い状況であり、ヘルパー不足の中、安定的な事業運営が困難な状況にある。重度訪問介護では、専門的な対応等が求められることから、それに応じた報酬体系の見直しが必要である。

2 障がい者福祉と農業の連携推進に係る取組みへの支援

農業施設で働く障がい者が安心して就労することができるよう段差解消や休憩施設、トイレ等の整備や既存施設のバリアフリー化が必要である。バリアフリー化については既に様々な補助金はあるが、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金がハウス等の農業施設を補助対象としていないなど、補助対象や補助要件が限定されており柔軟な対応ができないという課題があるため、助成制度の見直しや拡充が必要である。

3 障がい者のニーズに応じた安定的な支援のための財源確保

平成30年度(2018年度)の地域生活支援事業費補助金(45,100百万円)及び地域生活支援促進事業費補助金(4,200百万円)の合計予算額は49,300百万円で、令和元年度(2019年度)は総額49,500百万円という1%の増額にとどまっており、引き続き不足が見込まれることから、事業実施に支障が生じないよう所要額の確保が必要である(本県への平成30年度(2018年度)配分額は約488百万円で、充当率は平均で63.05%)

また、障がい者福祉施設については、施設の老朽化や利用者の高齢化・重度化に伴う改築等のほか、共同生活援助や日中活動系事業所の創設など地域生活移行の受け皿となる施設整備の要望が年々増加している。一方、平成26年度(2014年度)以降、耐震化整備についても社会福祉施設等施設整備費補助金により対応することとなっており、所要額に対する配分が十分ではなかった。令和元年度(2019年度)予算に関しては予算が大幅に増額されたが、障がい者が安心して生活できる環境を整備するため、引き続き所要額の確保が必要である。

障がい者のニーズに応じた支援を行うため、今後の消費税増税分を障害者福祉に充当すること等による安定財源の確保が必要である。

熊本の未来を担う子供を安心して産み育てる施策の充実

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県では、子供の健やかな育ちと子育てを支えるために、多子世帯への子育て支援や病児保育への支援などの取組みを行っている。少子化対策を進め、安心して子供を産み育てることのできる社会づくりを実現するために、国において次の支援策及び財源の確保をお願いしたい。

- 1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援
 - 幼児教育無償化のさらなる拡充及び円滑な実施
 - 全国統一的な子供の医療費助成制度の創設
 - 元気な高齢者が地域子育て支援拠点等で活躍できる制度の創設
- 2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保
教育・保育施設や放課後児童クラブなどの量的拡充、職員の処遇改善や療育支援などの質の改善を行うための財源確保

【現状・課題等】

- 1 子供の健やかな育ちと子育てに対する支援

令和元年度（2019年度）予算において、今年の10月から、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として、保育所等の費用を無償化するための予算が計上された。

少子化対策は喫緊の課題であることから、子育てにかかる経済的負担を軽減するために、多子世帯については、0歳から2歳までの住民税非課税世帯以外の子供も無償化の対象とすることが必要である。

なお、無償化にあたっては、住民への周知、システム改修、事務量の増に伴う人員配置等に相当な準備や期間を要することとなるため、都道府県、市町村等の意見を踏まえたうえで制度設計することが必要であり、できるだけ早期に具体的な内容について示していただくとともに、地方に実質的な負担が新たに生じないよう、必要な安定財源を国の責任で確保いただきたい。

また、来年度以降の地方負担について地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保することとされているが、一般財源総額の同水準確保ルールの外枠で歳出に全額計上していただきたい。

子供に対する医療費助成については、現状では各自治体で受給者基準や受給内容が異なっているが、自治体の財政力等によってサービス水準に格差が生じ、自治体によって子供が受けられる助成内容に差が生じることは望ましくないため、国において子供の医療費助成制度の創設が必要である。

家庭や地域での子育て力の低下が進行する中、子育てに対する不安感や孤立感をもった子育て世帯が増加している一方で、地域には元気な高齢者が多数存在している。

そのため、保育所における入所児童処遇特別加算と同様の制度を地域子育て支援拠点や放課後児童クラブ等においても導入するなど、高齢者ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、児童へのきめ細かな処遇の実現を図ることが必要である。

2 「子ども・子育て支援新制度」「ニッポン一億総活躍プラン」の実施のための財源確保

「子ども・子育て支援新制度」の施行に当たり、教育・保育施設や放課後児童クラブ等の「量の拡充」と、保育士等の処遇改善、保育士の職員配置基準の改善などの「質の改善」との両方を実現するためには1兆円超の財源が必要とされている。本県においては、平成28年熊本地震の影響により需要が高まっているところであり、量の拡充に不可欠な人材確保のためにも、財源について、国において責任を持って確保することが必要である。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で行うこととされている子育て支援の充実のための施策についても、国において責任を持って財源を確保し、実現していくことが必要である。

九州の主要都市をネットワーク化するための 九州の横軸をはじめとする道路ネットワークの整備促進

【財務省、国土交通省】

提案・要望事項

九州の各都市をネットワーク化することで、平常時・災害時においても安定的な輸送の確保が可能となるうえ、観光振興や雇用創出による活力ある地域の形成等のストック効果が見込まれる。また、熊本地震における教訓を踏まえ九州の主要都市や広域防災拠点へのアクセス向上を図ることが重要である。

そのため、次の項目について、特段の御配慮をお願いしたい。

九州中央自動車道

- ・「山都中島西 IC～矢部間」の完成時期の公表と早期整備、及び「矢部～蘇陽間」の計画段階評価の早期着手

南九州西回り自動車道

- ・「水俣 IC～県境間」の完成時期の公表と早期整備

中九州横断道路

- ・「滝室坂道路」及び「竹田阿蘇道路」の早期整備と「熊本～大津間」の早期事業化

有明海沿岸道路（熊本県側）

- ・全線の地域高規格道路としての位置付けの明確化及び国直轄による事業化

熊本天草幹線道路

- ・「本渡道路」及び「大矢野道路」の早期整備のための所要額の確保（県事業）
- ・「熊本宇土道路」及び「宇土道路」の早期整備と「宇土～三角間」の計画段階評価の早期着手（直轄事業）

併せて、道路予算の安定的な総額確保と各路線の重要物流道路への位置づけについて、特段の御配慮をお願いしたい。

【現状・課題等】

九州の各地域、拠点を道路ネットワークでつなぐことで、平常時・災害時においても安定的な輸送の確保が可能となるうえ、距離の制約を克服し、地域・拠点の広域的な連携が可能となる。

また、本県が九州の中心に位置するという地理的特性を踏まえ、‘すべての道はくまもとに通じる’という考えの下、本県と九州内の主要都市を効率的に結び、対流（ヒト・モノ・情報）を促進し九州の一体的な発展を図るとともに、平成 28 年熊本地震における教訓を踏まえ、広域防災拠点として大規模災害時に近隣県に対して支援・救援等が速やかに行えるよう整備等を進める必要がある。

特に、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路については、観光振興や沿線の産業・経済活動に寄与するとともに、今後、南海トラフ地震の発生が懸念される中、熊本と宮崎や大分とを結ぶ「命の道」として整備が急務である。

また、九州の縦軸となる南九州西回り自動車道及び有明海沿岸道路（熊本県側）についても、リダンダンシーの確保と循環型交通ネットワークのミッシングリンク解消を図り、九州全体の経済浮揚に繋げるための道路として整備を促進する必要がある。

更に、熊本天草幹線道路は、陸上交通を国道橋 1 本に依存する天草地域の多重性確保に直結するため、「本渡道路」の事業推進に必要な予算を確保する必要



80 熊本天草幹線道路
[本渡道路完成予想 CG]



熊本天草幹線道路
P9 橋脚の完成 (H31.3)

がある。また、昨年5月に、天草の玄関口となる三角大矢野道路（天城橋）が開通したことで、熊本からのアクセス性の向上がより期待されている。引き続き、大矢野道路の早期整備及び、宇土～三角間の計画段階評価の早期着手が必要である。

これら、九州の主要都市をつなぐ各路線は、地域間の物流を担う路線として、平常時・災害時においても安定的な輸送を確保する必要があるため、重要物流道路に指定するとともに、予算の重点配分をお願いしたい。

九州の高規格幹線道路概要図



地域公共交通(路線バス・地域鉄道)の確保・維持等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望事項

地域住民に必要不可欠な生活交通手段である路線バスや地域鉄道の確保・維持等に対する国庫補助について、必要な予算額の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

路線バスや地域鉄道は、いずれも地域住民の通学・通院・買物等の生活を支える交通手段として必要不可欠なものであるが、人口減少等を背景に各事業者ともその経営状況は厳しく、またそれを支援する県及び市町村の負担も多大となっている。

路線バスの地域間幹線系統確保維持費国庫補助金において、平成28年度(2016年度)の補助額内定時に、同補助金としては初めて、予算の範囲内で補助対象経費の額の調整(減額査定)を行う可能性が示唆された。結果的に減額査定は行われなかったものの、査定の有無は年度末の交付決定時まで明らかにならず、バス事業者としては不安定な状況で運行を継続せざるを得なかった。

また、平成29年度(2017年度)は補助額の内定が行われず(補助要綱上は平成28年9月30日までに内定を行い通知することとされていた)さらに平成30年度(2018年度)からは補助額の内定自体を行わないこととする制度改正が行われている。

このような状況から、今後、全国の国庫補助金計画額が予算額を上回る場合には、満額の補助金が交付されない事態が発生する可能性があり、そうなればバス事業者や県・市町村の負担増加に繋がるとともに、結果として路線の縮小を招きかねないこととなる。

鉄道の安全輸送に必要な設備については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の国の補助金や、それに伴う県及び市町村の支援を受けながら、各鉄道事業者が整備を行っているところであるが、令和元年度(2019年度)においては、全国の補助要望額に対して予算が不足することにより、補助対象となっている車両検査費について予算配分がなされない他、PCマクラギ化以外の設備整備の補助率が1/3から1/4に引き下げられることで、要望額どおりの補助金が交付されない。

当該費用については、事業者若しくは関係市町村が負担する予定であるが、各事業者では設備の老朽化が進んでいることから、今後さらなる費用の増大も見込まれており、このような状況が継続すれば、結果として必要な設備整備が行えずに安全輸送に支障をきたし、ひいては事業継続が困難となりかねない事態となる。

天草地域及び県南地域における交通基盤づくりへの支援強化

【国土交通省】

提案・要望事項

海に囲まれた「天草地域」においては、海上交通が地域住民のライフラインとして重要な役割を果たしており、生活航路を確実に維持・確保していくとともに、近隣地域との交流・観光活性化やリダンダンシー確保につながる交通基盤が必要である。

また、八代市を中心とする「県南地域」は、高速道路、九州新幹線など高速交通網の要衝であるが、そのポテンシャルを活かし、更なる拠点性向上を図るために、天草地域を始めとした九州西岸地域へのヒトやモノの流れを加速させる必要があり、それを支える交通基盤が必要である。

これらの地域は、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」等の世界文化遺産登録、八代港へのクルーズ船寄港増加などにより、県境を越えた広域的な交流が活発化していることから、天草地域及び県南地域における海上交通の維持・確保及び充実を図るために必要な支援をお願いしたい。

併せて、九州圏広域地方計画に位置付けられ、多様なネットワークの形成やリダンダンシーの役割を果たす「島原・天草・長島架橋構想」とともに、地元が進めている「八代・天草架橋構想」など、新たな交通基盤整備の促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

これまで、天草地域及び県南地域の海上交通は、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして、重要な役割を果たしてきたが、少子高齢化による利用者数の減少、就航船舶の老朽化や船員の高齢化などで、多くの航路が休廃止されており、定期航路等の維持確保が喫緊の課題となっている。

本県では、これまで、地元自治体と連携して離島航路及び半島航路の定期航路事業等の運営費に対する補助を行っているが、経営基盤の弱い中小企業においては、船舶の代替船建造や船員確保が喫緊の課題となっていることから、国において財政上の措置等の更なる拡充・充実を図っていただく必要がある。



「島原・天草・長島架橋構想」においては、九州圏広域地方計画に記載されており、関係機関等と連携しながら、実現に向けて要望活動、構想推進地方大会等を継続して実施している。

「八代・天草架橋構想」においては、八代市、上天草市等の県南 18 市町村で構成する八代・天草架橋建設促進期成会が、天草・県南地域の将来的な姿を描く「広域的な物流・観光等発展構想」の策定に向けた調査研究を実施し、その中で本架橋構想による地域への波及効果が検証された。また、両地域の民間期成会による、構想実現に向けた署名活動の実施や今年度に八代・天草架橋建設促進期成会が総決起大会を計画するなど、地元の機運が盛り上がっている。

肥薩おれんじ鉄道に対する支援

【総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 地域住民に必要不可欠な生活交通手段である肥薩おれんじ鉄道の安全運行確保のため、設備投資・整備費に対する支援制度の拡充及び必要な予算額の確保をお願いしたい。
- 2 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線に対する支援策として、赤字補填・運営費助成等の財政支援制度と地元負担に対する地方財政措置を構築していただきたい。
- 3 肥薩おれんじ鉄道をはじめとする並行在来線の安定的な運営を支えるため、自然災害による不通の影響（線路使用料収入の減少）が生じた場合においても、必要な設備整備の計画的な実施を担保することができる安定的な制度を構築していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 肥薩おれんじ鉄道の安全輸送に必要な設備については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の国の補助金（補助率 1/3）及び熊本・鹿児島両県自治体の補助金等により整備を行っているが、施設の老朽化も進んでおり、今後も多大な費用が見込まれるため、補助率の嵩上げ等の支援制度の拡充及び十分な予算額の確保をお願いしたい。

特に、令和元年度（2019 年度）は、全国の補助要望額に対する予算の不足により、車両検査費は前年度に引き続き配分されず、また、P C マクラギ化以外の設備整備に対する国の補助率が引き下げられる（1/3 → 1/4）見込みとなっている。

車両・線路・電路の整備費

平成 16 年度（開業初年度）：299 百万円 平成 29 年度：879 百万円

- 2 肥薩おれんじ鉄道沿線は、県内でも人口減少が著しい地域であるため、他の並行在来線各社と同様、今後一層厳しい経営環境になることが見込まれている。

そのため、現行の設備整備費に係る補助制度のみならず、赤字補填や運営費助成等の財政支援制度の構築をお願いしたい。また、肥薩おれんじ鉄道が主に地域住民の生活交通手段として利用されている実態を踏まえ、同様の（赤字補填等の）支援を県や沿線市町が行った場合、路線バスの確保・維持に要する費用と同様、その費用の 80% を特別交付税で措置していただきたい。

併せて、設備整備補助の財源となる地方債（一般単独事業債）については、交付税措置（現行 30%）の嵩上げをお願いしたい。

経常損失額

平成 16 年度（開業初年度）： 75 百万円 平成 29 年度： 491 百万円

熊本県及び鹿児島県（及び沿線自治体）の公的支援の状況

- ・平成 18 年度～平成 29 年度の両県累計支援額：2,800 百万円余
- ・平成 29 年度末時点の累積赤字額：1,118 百万円余（資本金 1,560 百万円）

- 3 平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）による山陽本線の不通に伴い、鹿児島本線を走る貨物列車が運休し、肥薩おれんじ鉄道の線路使用料収入が約 4 千万円減少。

自然災害等による鉄道ネットワークの分断は、全国の貨物鉄道の運行に影響を及ぼし、並行在来線各社において設備整備等の財源に充てられている線路使用料収入の予期せぬ減少を招くことを踏まえ、並行在来線の安定的な運営を支える仕組みとなるよう貨物調整金制度における配慮をお願いしたい。

立野ダムの整備推進

【国土交通省】

提案・要望事項

立野ダムについて、一日も早い完成をお願いするとともに、景観・環境に配慮した事業の実施や、流域住民の方々の理解を深めていただくための取り組みを継続されるようお願いしたい。

【現状・課題等】

熊本市中心部を流れる白川は、「平成24年7月九州北部豪雨」により至る所で越水が発生するなど、これまでも度々洪水被害が発生している。治水安全度向上には、河川整備計画に位置付けられた立野ダム建設事業や白川河川改修事業の促進など総合的な治水対策の推進が必要である。

現在、白川では下流の直轄区間及び中流の県管理区間、更に上流支川の黒川において河川改修等に取り組んでおり、立野ダムにおいては、平成30年(2018年)8月に本体工事に着工し、10月には転流が開始されるなど、令和4年度(2022年度)のダム事業完了に向け工事が進められている。

立野ダムについては、流域市町村も事業の推進を要望していることから、一日も早い完成をお願いするとともに、景観・環境に配慮した事業の実施や、流域住民の方々の理解を深めていただくための取り組みを継続されたい。

【平成24年7月九州北部豪雨の浸水状況】



白川(県管理区間) : 熊本市北区龍田1丁目

【完成後のイメージ(流水型ダム)】



上流側からダムを望む

【立野ダム起工式】



H30.8 開催 知事祝辞

【流域住民向け見学会の実施状況】



H30.6 開催 南阿蘇村村民見学会

地域の産業基盤としての工業用水道事業への支援

【総務省、経済産業省】

提案・要望事項

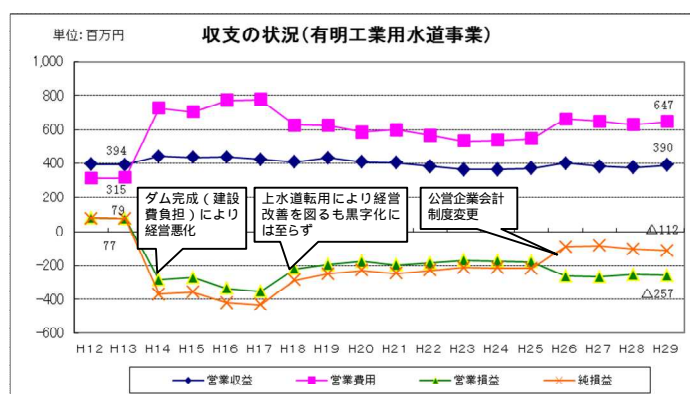
- 1 工業用水道における施設の耐震化や老朽化した設備の更新は全国的な課題であるため、必要な予算枠の確保及び補助率の嵩上げをお願いしたい。
- 2 本県では、全国に先駆けて工業用水道事業における公共施設等運営権方式（コンセッション方式）導入に向けた手続きを進めているが、今後のモデルケースになることから、移行支援にかかる補助制度の創設や設備更新補助等、官民連携実現に向けた支援の拡充をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 本県工業用水道事業は、昭和50年代初頭に給水を開始し、現在、41事業所（従業員約6千人）に供給するとともに、主要施設を上水道等と共同化しており、地域経済や住民生活を支える重要なインフラである。

しかし、産業構造の変化により、重厚長大型の企業立地が進まず、多量の未利用水を抱えており、更に、有明工業用水道ではダム関連経費の負担が経営を圧迫している。

全国的にも工業用水道施設の多くが本格的な更新時期を迎えてきているため、工業用水道事業費補助金の必要な予算の確保及び補助率の嵩上げをお願いしたい。



<参考> 今後5年間の主要設備更新事業費（本県負担分）見込額

単位：百万円

年度	R2	R3	R4	R5	R6
有明工業用水道事業	39	113(2カ年)		22	4
八代工業用水道事業	30	617	190	383	305
計	69	920(2カ年)		405	309

2 本県においては、平成29年度（2017年度）から経済産業省の「工業用水道事業におけるPPP/PFI促進事業」の対象事業者として選定される等、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）による官民連携手法の導入に向けた可能性調査及び詳細調査を行ってきた。その調査結果の報告を受け、有明・八代工業用水道事業において、更なる経営改善策の一つとして、今年度から導入手続きを進めている。

本県が取り組んでいる工業用水道分野でのコンセッション方式は、先行事例がなく、今後検討する他事業へのモデルケースになり、更に、円滑な移行が実現でき成果が出れば、他の工業用水道事業者や上下水道事業者にも波及効果をもたらすものである。そのため、今後、予定している募集要項資料や要求水準書の作成、事業者選定の審査及び基本協定案の作成等にかかる経費に対する財政支援をお願いしたい。

また、コンセッション方式への移行を確実に進め、官民連携を実現するため、移行前において県が行う緊急性の高い設備の更新工事に対する補助等の支援をお願いしたい。

所有者不明土地の取得に係る制度の充実

【法務省、国土交通省】

提案・要望事項

公共事業を進める中で、所有者不明土地の取得が遅延している。
先の国会で、所有者不明土地の利用を円滑にする仕組みの法整備をしていただいたが、登記上の所有者と実際の所有者を一致させるなど、所有者不明土地が発生しないような制度改正をお願いしたい。

【現状・課題等】

所有者不明土地については、社会資本の整備はもとより、まちづくりや産業振興など、地方創生の観点からも整理すべき課題である。

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興事業を進める中で、所有者不明土地取得の遅延により復旧工事が施工できていない被災箇所がある。

所有者不明土地の取得には、多くの権利者の所在確認や同意取得に努め、最終的には財産管理制度及び土地収用制度等を利用しているが、相当の時間と経費を要している。

国においては、「土地所有に関する基本制度や民事基本法制の見直し等の重要課題については、平成 30 年度（2018 年度）中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、令和 2 年（2020 年）までに必要な制度改正を実現する」（H30.6.1 所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）とされ、現在、民事基本法制度及び土地基本法制度の改正に向けて、それぞれ審議会で御議論いただいている。

○是非とも、公共事業の着実な推進のため、登記上の所有者と実際の所有者が一致する制度としていただきたい。

（参考 1）平成 30 年度（2018 年度）土木部所管事業（280 箇所）において、隘路事案のうち所有者不明土地・相続多数が占める割合。

隘路事案数	うち所有者不明土地・相続多数事案
189	66 (35%)

（参考 2）国土交通省においては、ノウハウや人員不足の問題等を抱える市町村等に対する支援を目的として、平成 31 年（2019 年）1 月に九州ブロックの「九州地区所有者不明土地連携協議会」を設立。熊本県としても、国や関係機関と連携し、情報共有等課題解決に向けて取り組む予定。

「九州を支える広域防災拠点構想」の推進

【内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震の経験により、南海トラフ地震等、近い将来に予想される次の大災害に備えるため、庁舎の防災機能強化や支援・受援のための防災拠点の充実・強化、並びに、これらの拠点と被災地とを結ぶ道路整備の重要性を改めて認識した。

これらを踏まえ、本県が広域防災拠点としての役割を担えるよう、次の施策の推進をお願いしたい。

- 1 自治体が計画的に防災・減災対策の充実・強化を図れるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化や、同事業債への対象事業の追加（新たな防災拠点庁舎の整備）など、更なる財政支援の充実・強化をお願いしたい。
- 2 政府現地対策本部の設置候補施設とされた熊本地方合同庁舎の必要な施設整備を早急をお願いしたい。併せて、大規模な広域防災拠点として、国主体による阿蘇くまもと空港の機能強化等をお願いしたい。
- 3 大規模災害時に近隣県と相互に支援・受援が速やかに行えるよう、九州の横軸となる中九州横断道路や九州中央自動車道の早期の整備を図っていただきたい。

【現状・課題等】

熊本県は、「九州を支える広域防災拠点構想」を策定し、先駆的に阿蘇くまもと空港の近接地に、防災駐機場や備蓄倉庫等の整備を進めていた。このため平成 28 年熊本地震では、防災駐機場は、他県等からの延べ 150 機の応援ヘリの受入れ拠点として利用したほか、備蓄倉庫は、物資の集積拠点として使用するなど、被災地支援の拠点としての役割を担った。

一方、地域防災の要として機能する必要がある行政庁舎が被災し、機能低下に陥るなどの課題が明らかになったほか、本県と大分、宮崎を結ぶ国道 57 号や県道熊本高森線などの主要な道路が被災したことで、物資などの輸送は困難を極めるなど横軸の脆弱性が露呈した。



（防災駐機場に集結した他県応援ヘリ）

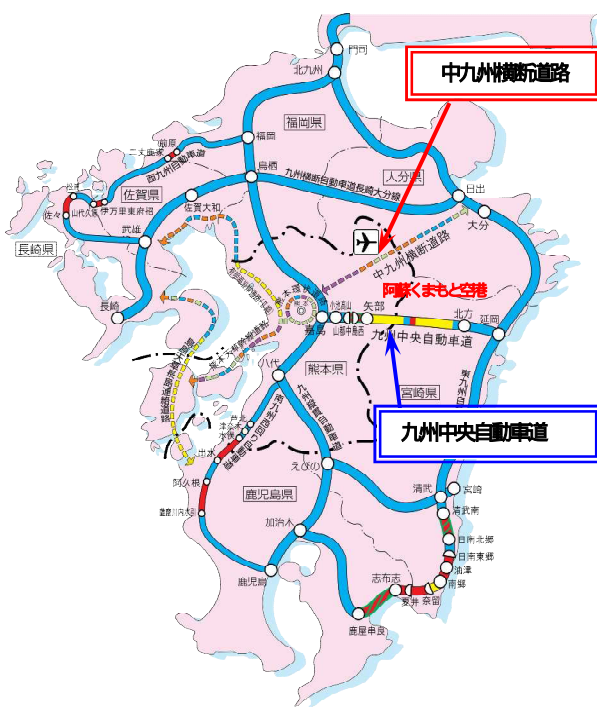
- 1 大規模災害に備え、自治体においては計画的に防災・減災対策の充実強化を図っていく必要があるため、緊急防災・減災事業債の恒久化や、同事業債への対象事業の追加（新たな防災拠点庁舎の整備）など、更なる財政支援の充実・強化が不可欠である。
- 2 九州における政府現地対策本部の設置候補施設に熊本地方合同庁舎 B 棟が選定されたことから、その機能を果たせるよう災害時にも利用可能な同施設と県との通信手段の多重性を確保するなどの施設整備を早急に行う必要がある。

また、阿蘇くまもと空港が「大規模な広域防災拠点」として、県境を越える救助活動や広域医療搬送・物資搬送の拠点としての役割を担っていくため、国としても救援物資や燃料保管施設の整備などを主体的に行う必要がある。

3 九州の広域防災拠点としての本県の機能強化を図るうえで、大規模災害時に隣接する大分県や宮崎県と相互に物資や人員を迅速かつ円滑に輸送するために、九州の横軸となる道路網整備が急務である。

中九州横断道路については、平成30年(2018年)に熊本県内で初めて、滝室坂道路において本格的なトンネル工事が開始され、滝室坂と大分県の竹田市を結ぶ竹田阿蘇道路が本年度新規事業化されたところであり、滝室坂道路及び竹田阿蘇道路の整備促進に併せて、熊本～大津間においても早期事業化を図り、整備を促進する必要がある。

また、九州中央自動車道については、小池高山IC～山都中島西ICが平成30年(2018年)12月に開通したが、引き続き、事業中区間である山都中島西IC～矢部間の整備促進を図る必要がある。

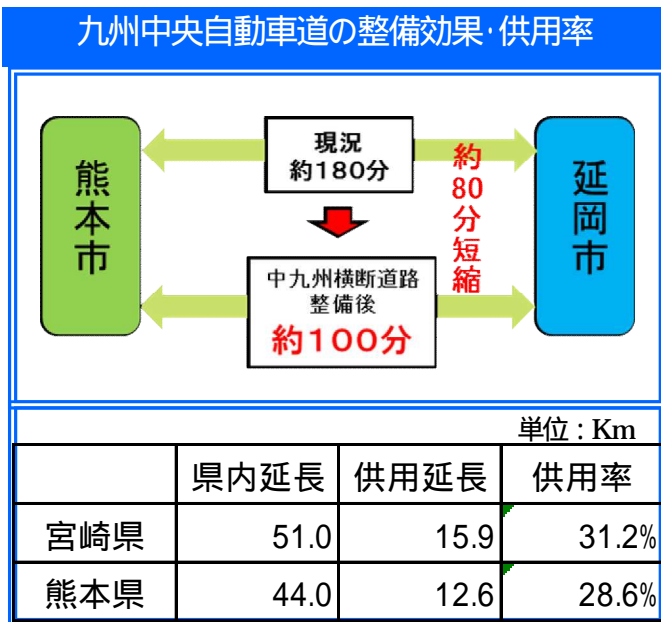
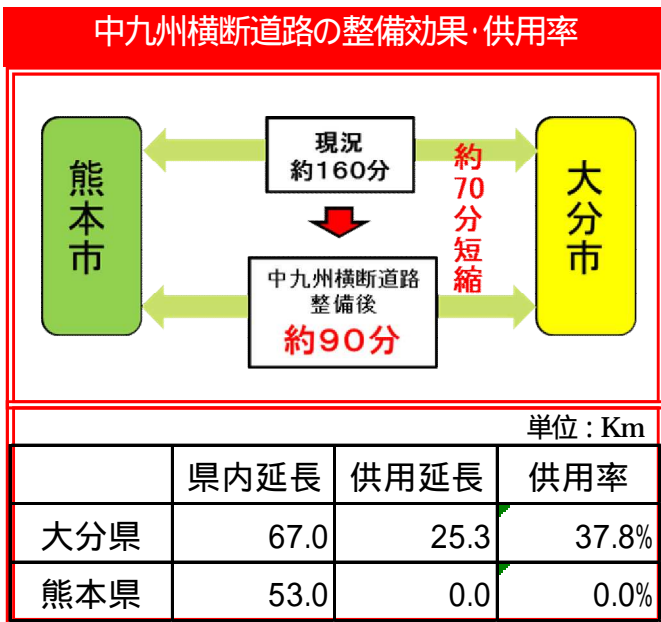


中九州横断道路

- 滝室坂道路・・・早期整備
- 熊本～大津間・・・早期事業化
- 竹田阿蘇道路・・・早期整備

九州中央自動車道

- 山都中島西IC～矢部間・・・完成時期の早期公表
早期整備
- 矢部～蘇陽間・・・計画段階評価の早期着手
- 蘇陽～五ヶ瀬・・・早期事業化



「阿蘇」の世界文化遺産登録及び「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」の維持保全等に係る支援

【内閣官房、文部科学省】

提案・要望事項

本県で取組みを進めている資産の世界文化遺産登録及び既登録資産の適切な維持保全について、次のとおり、取組みの推進をお願いしたい。

- 1 「阿蘇」の世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る審議、助言・指導 等
- 2 「明治日本の産業革命遺産（万田坑、三角西港）」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（天草の崎津集落）」の資産の維持保全や修復整備等に係る財政支援の充実や助言・指導 等

【現状・課題等】

1 「阿蘇」については、暫定一覧表候補のカテゴリー a に位置付けられており、県と関係市町村が共同で世界文化遺産登録に向けた取組みを進めている。これまでに、国重要文化的景観の選定をはじめ構成資産の文化財国指定・選定の取組みが着実に成果をあげているほか、平成30年（2018年）8月には有識者による「阿蘇世界文化遺産学術委員会」を設置し、世界遺産としての価値の明確化や構成資産、範囲等の検討を進めている。

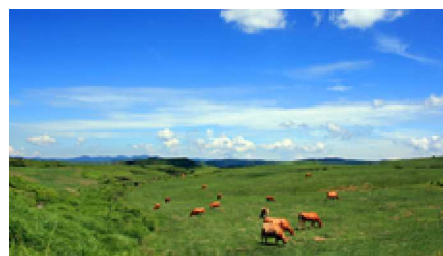
「阿蘇」が早期に暫定一覧表に記載されるためには、暫定一覧表への資産の追加記載の時期・方法も含めた国による審議の実施とともに、「阿蘇」の学術的価値付け、文化財国指定・選定、保存管理計画策定、関係機関との調整に係る助言・指導が必要である。

また、平成28年（2016年）4月に発生した「平成28年熊本地震」によって構成資産の一部が被害を受けており、今後の資産の復旧や維持保全に係る助言や財政措置等が必要である。

2 「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、世界遺産登録時に出された課題である資産の適切な維持管理や修復・整備、開発事業に関する遺産影響評価、来訪者対策等を実施していくにあたり、登録資産に特化した財政措置や助言等が必要である。

資産名称	構成資産（本県内）	備考
1 「阿蘇 - 火山との共生とその文化的景観 - 」	阿蘇の文化的景観、阿蘇山（米塚・草千里ヶ浜）、阿蘇神社、中通古墳群、豊後街道	国内暫定一覧表候補資産
2 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」	三池炭鉱万田坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三角西港	平成27年（2015年）世界文化遺産登録
3 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」	天草の崎津集落（崎津諏訪神社・旧崎津教会跡・崎津教会）	平成30年（2018年）世界文化遺産登録

阿蘇



国立公園満喫プロジェクト推進の支援

【国土交通省、環境省】

提案・要望事項

世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」を着実に推進し、世界に誇る阿蘇の自然を体感できる環境を再生するとともに、外国からの来訪者等が阿蘇の自然の雄大さをより一層満喫できるよう国において次の措置を講じ、阿蘇の創造的復興に向けて全力で取り組んでいただきたい。

- 1 中岳火口見学への観光客回復に向けた退避壕の整備など万全の安全対策を実施していただくとともに、風向きや火山ガス濃度により中岳火口見学に規制がかかる状況を踏まえ、見学増加に向けて地元と連携した取り組みをお願いしたい。また、草千里や火山博物館の活性化、国立公園区域全体の景観の改善、海外への魅力の発信など、国による確実な実施をお願いしたい。
- 2 阿蘇の雄大な景観を阻害する看板・立竹木の撤去、草千里をはじめとした草原景観の維持・再生、阿蘇の雄大さを体感できるトレッキング・ランニング・サイクリングロードの整備など、インバウンド拡大に向けた取り組みに対する財政措置をお願いしたい。
- 3 更なるインバウンド需要の拡大に向け、阿蘇くじゅうを体感できる公園内への宿泊施設誘致に係る適地調査やインフラ整備への財政支援及び規制緩和、並びに地元が取り組む新たなアクティビティ・着地型観光プログラムの開発に対する財政支援をお願いしたい。
- 4 九州自然歩道や高森南阿蘇山上線等における歩道整備や多言語対応看板の設置など、自然公園施設の国際化対応を含めた改修・整備について、必要な予算額の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

2020年に向け、訪日外国人の国立公園利用者を倍増させるため、阿蘇ならではの観光資源を磨き上げ、震災からの復興を契機としたインバウンド増加に取り組む必要がある。

そのため、中岳火口園地の安全対策などについて、引き続き、直轄事業による確実な実施をお願いするとともに、景観阻害要因の改善に係る支援をお願いしたい。

また、阿蘇を体感するトレッキングロードなどの整備のほか、宿泊施設誘致や観光プログラムの開発など、インバウンド需要の拡大に向けた取り組みへの支援をお願いしたい。



【中岳火口周辺園地（避難壕6基）の現況】



【阿蘇中岳火口周辺トレッキングルート】

地下水の硝酸性窒素対策への支援

【厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

限りある資源である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐため、地下水の硝酸性窒素による汚染メカニズムの解明や、地下水への窒素負荷の削減対策に対する技術的・財政的支援を行っていただきたい。

【現状・課題等】

地下水は水循環基本法により「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」として位置付けられており、地域の特性に応じた水資源保全に取り組むことが重要である。

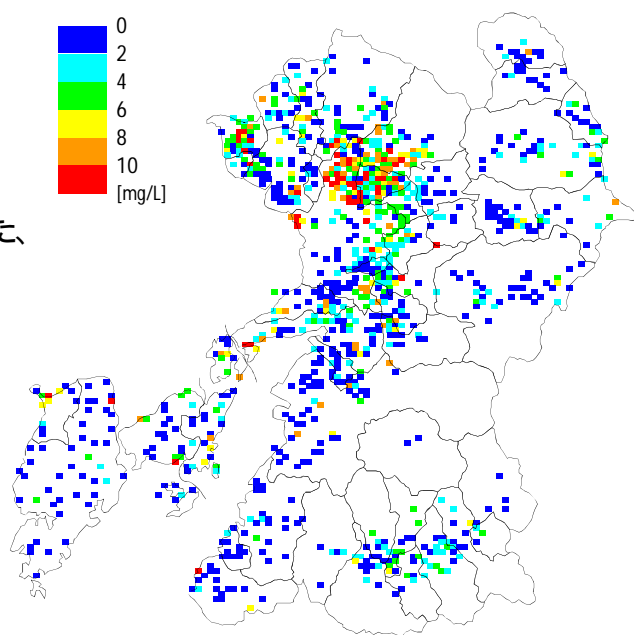
本県は、水道水の約8割を地下水に依存し、また、地下水が県民生活や産業活動の基盤となっていることから、貴重な財産である地下水を豊富かつきれいな姿で将来に引き継ぐ必要がある。

本県では、これまで、硝酸性窒素による地下水汚染の要因とされる生活排水、家畜排せつ物の適正処理・管理や肥料の使用量の適正化など窒素負荷の削減対策と併せて地下水の涵養量を増大させる対策に取り組んできた。その結果、硝酸性窒素濃度の経年的傾向は全体平均としては横ばい又は微減と、一定の効果が現れてきていると考えられる。

- しかしながら、一部の地域では硝酸性窒素等の濃度が上昇傾向を示す地点が見られることや、原因物質の地下水質への影響メカニズムには未解明な部分も多いことから、将来的な地下水汚染の拡大が不安視される地域もある。

こうしたことから、本県では、引き続き硝酸性窒素等の削減対策、地下水質のモニタリングや汚染メカニズム解明、地下水量の保全対策に取り組むとともに、平成27年(2015年)4月には「熊本県地下水と土を育む農業推進条例」を施行し、農業の持続的発展を通じた地下水保全と土づくりに関する恒久的な取組みを開始したところである。

- 国においては、地方公共団体が取り組む硝酸性窒素等の削減対策、地下水質モニタリングや汚染メカニズム解明調査などに対し技術的・財政的支援をお願いするとともに、引き続き、本県の地下水と土を育む農業推進のため、環境保全型農業直接支払の取組拡大、家畜排せつ物の堆肥化や広域流通に必要な施設の整備及び調査研究などの取組みへの支援をお願いする。



地下水の硝酸性窒素の濃度分布 (H19~H29)

有明海・八代海の再生

【農林水産省、国土交通省、環境省】

提案・要望事項

- 1 環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会報告書（以下「報告書」という。）を踏まえ、関係省庁連携の下、具体的な再生目標と、効率的かつ現実的な再生手順を具体的に示すとともに、特措法に基づく促進協議会の機能強化など関係省庁の役割を明確にしたスキームをつくり、必要な事業の創設・拡充及び予算の確保を行っていただきたい。また、特措法第 8 条に定められた特定事業に係る国の補助率嵩上げ期間について、「平成 33 年度（2021 年度）まで」とあるのを 10 年間延長するなどの法改正を行っていただきたい。
- 2 国と有明海沿岸 4 県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）協調の取組みにより実施した調査・実証事業等については継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものは、国が主体となって大規模な海底耕うんなどの実証事業を行っていただきたい。また、泥土の堆積進行メカニズムの解明や、泥土除去及びその処分方法の確立などの抜本的な底質改善対策についても、関係省庁が主体的に関与して、集中的に行っていただきたい。
- 3 八代海について、データの蓄積が不十分であり各種調査の充実・強化が必要であることが報告書にも記載されていることを重視し、調査の充実・強化を積極的に行っていただきたい。特に、八代海湾奥部では、土砂堆積の進行による海域への影響等が懸念されており、現地調査、シミュレーションモデル構築、対策案の効果検証等を行った上で対策を実施することが必要と考えられるため、国が主体となり早急にこれらの取組みを進めていただきたい。
- 4 河川から流入する流木等のゴミは、海域の環境悪化を招くため、これらの漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理等に係る十分な予算確保と地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物・海底ゴミは、法的な処理責任が明確でない中で、漁業者など地元による補助制度を活用した対応等では限界があるため、国主導による大規模な回収処理を実施していただきたい。さらに、大雨等の災害に伴い発生した海域を漂流する流木や流出土砂の堆積等に迅速に対応できるよう新たな災害復旧事業創設等、対策の充実強化をお願いしたい。
- 5 近年、国際的な環境問題となっているプラスチックごみについて、閉鎖性海域である有明海・八代海の海域環境の保全のためには、発生抑制・回収処理等の対策の充実が必要不可欠である。また、海岸漂着物処理推進法が改正され、プラスチックごみの減量や適正処理に係る規定が盛り込まれており、法の実効性を高めるために必要な施策の拡充と対策に必要な予算の確保をお願いしたい。特にマイクロプラスチックの汚染状況については、環境省で実施されている各海域での調査を、閉鎖性が高い有明海・八代海でも実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 有明海・八代海等の再生については、国や関係県と連携しながら、環境改善に向けた総合的な対策に取り組んでいるところ。しかしながら、海域環境はなかなか改善の兆しが見られず、また、赤潮やノリの色落ち被害の発生など漁業生産に不安定な状況が続いており、一刻も早く抜本的な対策に取り組む必要がある。

有明海・八代海等総合調査評価委員会では、平成 28 年度末（2016 年度末）に、有明海・八代海等における再生目標や再生方策等を記載した報告書を取りまとめたところであるが、具体的な再生目標が示されておらず、また県として求めてきた抜本的な再生方策の提示には至っていない。再生への取組みを効果的に進めるには、具体的な再生目標及びそれを達成するための手順につ

いて関係者間で認識を共有することが重要である。また、具体的な施策を進めるためにはスキームが整うことが必要であり、特措法に基づき関係省庁や県等で構成する促進協議会が設置されていることから、東京湾再生プロジェクト等の先進事例を参考に、当協議会の機能強化を図るなどしてスキームづくりを進めていただきたい。

また、特措法第8条では、特定事業（漁港漁場整備事業）に係る国の補助率嵩上げ期間は「平成33年度（2021年度）まで」とされているが、有明海・八代海等の再生は道半ばの状況であるため、補助率嵩上げ期間を10年間延長するなどの法改正をお願いしたい。

2 4県協調による調査や実証事業は、二枚貝類等の資源回復のために体系的に実施されている重要な取組みであり、継続・拡充するとともに、成果が見え始めたものについて国主体で大規模な実証事業を行うことで、再生への取組みを加速化させていただきたい。また、本県では、泥質化を要因とした海域環境悪化やアサリ・クルマエビなど水産資源の減少が指摘されている。底質環境改善対策として実施されている覆砂、作れい、海底耕うんは対症療法として効果はあるものの永続的ではないため、泥土堆積進行メカニズムの解明が必要である。併せて、抜本的対策である泥土の除去やその処分方法の確立についても、水産庁や農林水産省だけでなく、関係する省庁が主体的・集中的に実施していただきたい。

3 八代海は、有明海に比べ海域環境・資源状態に関する調査結果の蓄積が不足している。しかし、八代海における漁船漁業、干潟域での採貝業及び海苔養殖業の不振は深刻であり、有明海同様一日も早い対策の実施が求められている。

また、八代海湾奥部については、不知火干拓が海域に突き出した特殊な地形であるため、同干拓北部では土砂堆積が進行している。これにより海域環境への悪影響が懸念されるが、泥干潟で調査が困難なこともありデータが極めて乏しい状況である。まずは現地観測や調査データを蓄積したのち、それを基にシミュレーションモデルを構築し、モデルを用いて対策案の効果を検証した上で、対策の実施につなげることが必要であり、国主体で一連の取組みを行っていただきたい。

4 海域環境の保全等の観点から、漂着物、漂流物及び海底ゴミの回収・処理や発生源対策を支援する海岸漂着物等地域対策推進事業について予算額を確保するとともに地元負担の軽減をお願いしたい。また、漂流物及び海底ゴミについては、漁具を破損させたり船舶航行の妨げになるなど弊害をもたらしている。これらは漂着物のように法的な処理責任が明確でないことから、現状として漁業者など地元が国の補助制度を活用するなどして回収・処理を行っているが、それでは限界があるため、国主導による大規模な回収・処理をお願いしたい。

併せて大雨等の災害が発生するたびに、海域を漂流する流木や堆積土砂等による漁場環境の悪化が危惧されるが、海域を漂流する流木等は、現行制度では十分対応できないため、新たな支援の枠組みづくりをお願いしたい。また、堆積土砂対策として、災害復旧のため速やかに取り掛かれるよう水産環境整備事業の制度見直し又は新たな災害復旧事業の創設をお願いしたい。

5 プラスチックごみの問題は今年の主要7カ国首脳会議（G7）でも議題とされるなど、国際的な環境問題として取り上げられている。有明海・八代海の閉鎖性海域としての特性に鑑み、プラスチックごみの発生抑制及び回収処理は海域の環境保全を確保するにあたり喫緊の課題である。

特にマイクロプラスチックの汚染状況については、実態解明のために海域等での調査が必要である。現在、環境省では海域、河川、湖沼等でマイクロプラスチックの実態調査に着手されているが、これまで有明海・八代海での調査は行われていない。同海域は閉鎖性が高く、豪雨時には大量のプラスチックごみが海岸に漂着するなど、マイクロプラスチックの汚染状況が懸念される。自治体単独での調査は過度の費用負担が生じるとともに、調査内容についても全国統一的な手法のもとで実施する必要があることから、有明海・八代海において同省による調査を実施していただきたい。

海岸漂着物処理推進法が改正され、プラスチックごみの減量化や適正処理の規定が盛り込まれており、プラスチックごみの減量対策の具体化や、海岸管理者・自治体等が実施する回収処理に要する事業の拡充と、必要な予算の確保をお願いしたい。

世界と戦えるくまもと農林水産業の実現

【農林水産省】

提案・要望事項

本県が平成28年熊本地震による被害を克服し、世界と戦えるくまもと農林水産業の実現に向けた取組みを加速化するため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 TPP11等並びに日米物品貿易協定(TAG)交渉への対応
農林水産業の経営安定化・競争力強化等に向けた万全な対策の継続的な実施、日米TAGのTPP協定を超えた譲歩を行わないよう、粘り強い交渉
- 2 スマート農林水産業の推進への支援
生産性向上につながるスマート農林水産業の実証、普及推進に必要な関連事業の十分な予算確保並びに、生産現場の実態に応じた技術の早期開発等
- 3 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
強い農業・担い手づくり総合支援交付金、農業農村整備事業等の十分な当初予算確保と重点配分等
新たな米政策の実現に向けた支援の充実・強化、経営所得安定対策等の助成水準維持
輸出拡大に向けた非関税障壁撤廃等、6次産業化、輸送体系効率化等への支援強化
国営土地改良事業における宇城地区の新規事業着手と八代平野地区等の計画的な推進
- 4 農地集積の加速化と安定的な事業展開
農地中間管理機構の継続的な財政支援と集積意欲を継続できる制度の弾力的な運用
農地集積と一体的に実施する大区画化等に必要な基盤整備の予算確保
- 5 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援
新たな森林管理システムのもと、森林整備や木材利用促進に必要な森林整備事業、「奥球磨地域」の着実な推進も含めた林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保
新技術・新工法(CLT等)を活用したモデル的な整備等の十分な予算確保等
- 6 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援
プランに掲げる取組みを着実に推進するための関連事業の十分な予算確保と重点配分等
- 7 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取組みへの支援
県版GAPをはじめ、国際水準GAP等への取組みに対する支援と本県産量表等のPR

【現状・課題等】

- 1 TPP11等並びに日米物品貿易協定(TAG)交渉への対応
TPP11及び日EU・EPAに関し、地方の基幹産業である農林水産業、農山漁村の維持・発展へ影響が及ばないよう、今後とも必要な予算を確保するなど、万全の対策を講じていただきたい。
また、日米TAGの交渉内容について、十分な情報提供を行うとともに、農林水産物の市場開放は、TPP協定を超える譲歩を行わないよう粘り強く交渉を行っていただきたい。
- 2 スマート農林水産業の推進への支援
本県では、令和元年度(2019年度)を本格的なスマート農林水産業の推進元年と位置付け、労働力不足や高齢化等に対応した省力化、生産性向上等に向けた取組みを開始している。引き続き、強力に施策を展開できるよう、産地のモデル実証等を支援する事業の十分な予算確保と実証成果の早期提供に加え、普及推進に必要な十分な予算確保をお願いしたい。また、平坦地域から中山間地域等様々な産地や品目に応じた導入しやすい低価格な技術等の早期開発をお願いしたい。
- 3 競争力強化による稼げる農業の実現への支援
地震からの復旧・復興を果たし、稼げる農業の実現に向けた取組みを加速化するため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業及び農業農村整備事業等、競争力強化に資する事業について、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。
本県において、全国のモデルとなる施設園芸産地を形成してきた排水機場などの農業生産基盤整備の計画的な推進のため、農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業、農山漁村地

域整備交付金など、当初予算での必要額の確保をお願いしたい。

今後とも、新たな米政策に産地が円滑に対応できるよう、作付動向等の情報提供と過剰作付地域への働きかけをお願いしたい。また、生産者が安心して需要に応じた生産を実現するため、経営所得安定対策等の助成水準の維持と十分な予算確保に加え、産地交付金では地域の主体的な取り組みを反映できる運用・配分に御配慮いただきたい。

農林水産物の輸出拡大を図るため、市場情報やハラール、検疫等の情報提供と、台湾やベトナム等に対する非関税障壁撤廃等の働きかけ強化に加え、海外市場との商談機会創出支援や生産加工集荷拠点の整備支援等をお願いしたい。国の支援策について、輸出の取り組みが先行する団体等が活用できるよう採択要件緩和と県や市町村が取り組むことができる事業創設をお願いしたい。

また、国の6次産業化関連事業について、十分な予算の確保と県外等への販売を視野に入れた意欲ある事業者が小規模でも取り組むことができるよう、採択要件を御配慮いただきたい。

さらに、青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けて、産地における出荷調整機能の高度化や、モーダルシフトを活用した新たな輸送効率化に対する支援をお願いしたい。

競争力強化に大きく寄与する国営土地改良事業について、「宇城地区」の新規事業着手及び「八代平野地区」等継続地区の計画的な推進をお願いしたい。

4 農地集積の加速化と安定的な事業展開

本県では、平成24年度(2012年度)から県独自の事業を創設するなど、知事が先頭に立った農地集積の取り組みを進めている。農地中間管理事業の5年後見直しを踏まえ、農地集積の加速化と人・農地プランの実質化に向けて、継続的かつ安定的な財政支援に加え、地域集積協力金については、地域の集積意欲が減退しないよう、交付要件を判断する期間は単年度に限らず、複数年度でも可能とするなど、柔軟な対応をお願いしたい。

本県では、農地集積と一体的に大区画化等の基盤整備を推進し、生産性の飛躍的な向上を目指しており、農業競争力強化基盤整備事業等について、合意形成や農家の営農計画との事前調整が不可欠であるため、計画的に推進できるよう、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

5 豊富な森林資源と旺盛な需要による山のしごとシステムづくりへの支援

県内の人工林の約6割が本格的な利用期を迎え、木材輸出や木質バイオマス発電用等新たな需要が高まっており、林業者の所得向上や山村の活性化、資源の循環確保等を図る必要がある。そのため、令和元年度(2019年度)から開始した新たな森林管理システムのもと、森林集約化の推進、路網整備や高性能林業機械導入、主伐後の確実な再造林等に必要となる森林整備事業、林業成長産業化総合対策等の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、林業成長産業化地域に指定された「奥球磨地域」の着実な推進に必要な予算確保をお願いしたい。

公共施設の木造化に加え、新技術・新工法(CLTやBP材等)による施設整備、非木造が一般的であった建築物の木造化・内装木質化など新たな需要創出に向けた取り組みと、モデル的な整備等支援の十分な予算確保や補助対象緩和をお願いしたい。

6 「浜の活力再生プラン」による稼げる水産業の実現への支援

水産資源の減少や魚価の低迷、漁村地域の過疎化・高齢化など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。このような中、県では、漁村地域の活性化や所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」及び「浜の活力広域再生プラン」の策定を推進しており、プランに掲げる取り組みを着実に推進するため、関連事業の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

また、マグロの種苗生産技術開発に必要な受精卵の本県への供給とともに、将来的な安定供給体制の構築をお願いしたい。

7 東京オリンピック・パラリンピックへの本県農林水産物供給に向けた取り組みへの支援

本県では、くまもと県版GAP等によるオリンピック・パラリンピックへの農林水産物供給に向けて取り組んでいる。引き続き、県版をはじめ、国際水準GAP等を推進していくため、指導員や生産者の認証取組支援への継続的な支援と必要な経費に対する支援等をお願いしたい。

また、オリンピック・パラリンピックは、和の文化を国際社会にPRする絶好の機会であり、選手村や競技会場等において、本県産の畳表、木材、茶等の積極的な活用をお願いしたい。

意欲ある担い手の確保・育成及び経営安定支援策の充実強化

【農林水産省】

提案・要望事項

本県の農林水産業の担い手の確保・育成及び経営安定を図るため、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化
農業次世代人材投資事業の十分な予算確保と親元就農への交付要件の柔軟な運用
認定農業者等中心的な担い手に対する強い農業・担い手づくり総合支援交付金及び農業経営法人化支援総合事業の十分な予算確保と運用見直し等
本県で新たに開校したくまもと林業大学校において、即戦力となる担い手の確保・育成に向けた緑の青年就業準備給付金事業の予算確保と長期研修に対する支援
新規漁業就業者確保支援策の見直し及び定着支援のための給付金制度の創設
- 2 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火、赤潮）及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化
国土強靱化に資する臨時・特別の措置の十分な予算確保と重点配分等並びに農村地域防災減災事業等の支援充実等
収入保険制度の加入推進に向けた万全な周知、農業共済制度の充実強化
施設園芸等燃油価格高騰対策の制度拡充、漁業者等の資金繰り円滑化支援の充実等
- 3 鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラなどの海外悪性伝染病対策の強化
水際防疫対策の強化、処分家畜の処理対策の充実、防疫資材の備蓄の充実、産業動物獣医師の安定確保・育成、防疫措置に係る財政支援の充実
- 4 水産政策の改革の推進に向けた十分な予算確保と地方に配慮した制度構築等
水産政策の改革に係る行程も含めた丁寧な説明と、新たな資源管理への取組みに対する漁業経営安定対策等支援の十分な予算確保、漁業関係者等の意見を踏まえた制度構築等
- 5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化
担い手の規模拡大・経営安定に必要な移植機等省力機械の導入や畳表価格安定制度等の充実・強化とこれらの国内い業振興に向けた法整備
- 6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化
花粉交配用蜜蜂の安定確保や在来種マルハナバチへの転換に対する支援の充実等

【現状・課題等】

- 1 新たな担い手の確保・育成と認定農業者等中心的な担い手に対する支援策の充実・強化

本県農業の持続的発展に重要な就農者の円滑な就農・定着の拡大に向け、今後とも要件を満たす全ての申請者が受給できるよう農業次世代人材投資事業の十分な予算確保と、農家子弟は、親族と同一経営内容であれば交付が認められないが、経営開始の際には、新規参入者と同等のリスクを有することから、現場の実態に応じた柔軟な運用をお願いしたい。

地域農業の重要な担い手の認定農業者や法人等は、農地の維持・継承にも大きな役割を果たし、継続的な支援が必要であるため、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の十分な予算確保と、経営品目で不平等感が生じないよう、経営面積の拡大に関する配分基準ポイントは、拡大面積ではなく、拡大比率で判定する等に見直ししていただきたい。また、県において、法人化や経営多角化等農業者が抱える多様な課題解決を支援するため、平成30年度（2018年度）に設置した「くまもと農業経営相談所」の安定的・効果的な運営に向けて、農業経営法人化支援総合事業の十分な予算確保と設置が要件である費用は支援対象とするようお願いしたい。

平成31年（2019年）4月に開校したくまもと林業大学校において、即戦力となる林業担い手の確保・育成に不可欠である林業就業前の青年へ給付金を支給する緑の青年就業準備給付金事業の十分な予算確保と重点配分とともに、国による支援の前提となる長期研修は、単県事業である林業大学校人財づくり事業により実施しているため、支援をお願いしたい。

漁業就業者減少と高齢化が進む中、意欲ある担い手を確保する必要があり、漁業学校等での知識の習得を支援する漁業人材育成総合支援事業の予算が不足しているため、十分な予算確保と重点配分と、重要な担い手である親元就業者を支援対象とするよう制度見直しをお願いしたい。さらに、新規就業者の増加・定着に向けて、就業直後の経営が不安定な期間の所得確保のため、農業分野の農業次世代人材投資事業と同様の給付金制度の創設をお願いしたい。

2 自然災害（地震、豪雨、台風、噴火、赤潮）及び経営環境の悪化等のリスクへの対応強化

地震、豪雨、台風など頻発化、激甚化する災害による影響を可能な限り小さくするため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置については、十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。特に、農山漁村地域整備交付金については、十分に予算を確保いただくとともに、農地海岸施設は、農山漁村地域整備交付金を活用して整備しているが、優良農地保全に加え、地域住民の安心・安全にも大きく寄与しており、国土強靱化に資する重要施設であることから、計画的な整備につなげるため、農村地域防災減災事業等の補助対象としていただきたい。また、阿蘇中岳等の噴火に係る防災営農施設整備計画に基づく施設整備等に係る十分な予算確保をお願いしたい。

セーフティネットとして十分な効果のある収入保険制度について、引き続き推進するため、青色申告の加入推進を含め、制度の周知徹底をお願いしたい。また、令和元年産（2019年産）から見直しが行われた農業共済制度への更なる加入推進による経営安定等に向け、品目によっては加入率が低い現状を踏まえ、加入率向上のための運用改善等と十分な予算確保をお願いしたい。

施設園芸農家の経営安定を図るため、施設園芸セーフティネット構築事業において、平年より気温が低下した際の影響をさらに軽減できるよう低温特例措置の拡充等とともに、対策の継続と十分な予算確保をお願いしたい。また、燃油・飼料価格の高騰等に対応した漁業経営が展開できるよう、漁業者等を対象とした資金繰り円滑化支援の充実をお願いしたい。

3 鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラなどの海外悪性伝染病対策の強化

鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等が継続発生しているアジア等からの観光客の靴底消毒徹底や畜産物等の不正持ち込み摘発等、空港等での水際防疫対策の継続的な強化をお願いしたい。また、本県で鳥インフルエンザが発生した際、殺処分鶏を埋却処分したが、地下水への影響を懸念する声があったため、レンダリング処理装置等の主要産地への配備等を含め、処理体制の充実並びに、大規模発生時のまん延防止措置を迅速に図るため、国家単位での防疫資材の備蓄をお願いしたい。

近年、産業動物獣医師不足が深刻であるため、獣医系大学における産業動物獣医師の入学定員枠を設けるよう、関係省庁との協議に着手いただきたい。また、都道府県の獣医師職員の技術向上に向けた研修体制の拡充強化をお願いしたい。

4 水産政策の改革の推進に向けた十分な予算確保と地方に配慮した制度構築等

水産業の資源管理と成長産業化に向けた「水産政策の改革」を推進するため、改革の行程の早急な提示も含め十分な情報提供と丁寧な説明をお願いしたい。また、漁業者が中長期的な展望を持って、安心して経営展開できるよう、新たな資源管理システム構築に伴い必要となる漁業経営安定対策等の十分な予算確保とともに、新たな公的漁場管理制度の創設について、漁業関係者等の意見を踏まえた制度構築をお願いしたい。

5 い業の担い手に対する支援策の充実・強化

本県は、国産畳表需要のほとんどを担ういぐさ産地であるが、農家数、栽培面積減少が続き、産地維持が難しくなっている。い業の担い手が意欲を持って営農継続と規模拡大に取り組めるよう、製造再開の協議を進めている移植機の速やかな導入に対する支援や、畳表製織専門組織を畳表価格安定制度の対象に加える等の充実・強化と、これら国内い業振興に向けた法整備をお願いしたい。

6 花粉交配用蜜蜂の安定確保等への支援の充実・強化

本県は全国一のハウス面積を有しており、花粉交配用のハチの確保が欠かせないため、花粉交配用蜜蜂の安定確保に向けた支援の一層の充実をお願いしたい。また、セイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換に向けた取組みに対する継続的な支援をお願いしたい。

中山間地域対策の充実強化及び農山漁村の生産基盤に対する支援

【農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

地域の基幹産業である農林水産業を基軸とした中山間地域をはじめとする農山漁村の活性化を推進するため、国の支援策の充実・強化、並びに十分な予算確保と本県への重点配分など、以下の事項について御対応をお願いしたい。

- 1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実
多彩な中山間地域の取組みへの支援制度拡充及び予算確保
基盤整備における農家負担軽減のための促進費の創設
農作物の鳥獣被害防止対策の十分な予算確保と重点配分
ジビエ倍増モデル地区に対する支援の創設
中山間ふるさと水と土保全対策事業等基金の取崩し上限枠の緩和等
- 2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援
日本型直接支払制度の十分な予算確保と運用見直し
環境保全型農業直接支払交付金の安定的な制度運用と支援の継続
- 3 漁港等における放置船対策に対する支援
所有者不明船舶の廃船処理経費に対する財政的な支援措置の拡充と、廃船処理に係る制度構築

【現状・課題等】

1 中山間地域等の農業生産活動を維持・継承していくための支援の充実

中山間地域は、総農家数で県全体の約5割、経営耕地面積で約4割を占めているが、生産条件が厳しく、高齢化や後継者不足も深刻な状況にある。このような状況を踏まえ、本県では、基幹産業である農業を持続させ、地域社会を守っていく観点から、本県では、「中山間農業モデル地区支援事業」を平成29年度（2017年度）から開始し、各地区が作成したモデル地区農業ビジョンの実現に向けた取組み（小規模基盤整備、高単価作物の導入、簡易ハウス整備等）をモデル的に支援している。

そのような中、国においては「中山間地農業ルネッサンス推進事業」の中に、令和元年度（2019年度）から「元気な地域創出モデル事業」が創設され、高収益作物の生産に資する試験圃場整備や機械器具購入等の支援ができるようになった。しかし、1つのモデル地区で1つの支援メニューしか選択できないなど、地域の多彩な取組みを総合的に支援する仕組みとはなっていない。そのため、国においては、本県のような中山間地域等の多様な取組みに対するきめ細やかな支援ができるよう、更なる制度拡充と十分な予算確保をお願いしたい。

中山間地域の基盤整備において、農村集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型）により農地の整備を実施する場合、競争力強化農地整備事業と同様に、農家の負担軽減のため、促進費を交付する制度の創設をお願いしたい。

中山間地域等の鳥獣被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲減退に直結し、農業生産活動の維持・継承のためには、野生鳥獣被害の防止が不可欠であるが、市町村の要望に対して予算が不足している状況にある。国においては、対策の根幹である鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。

国のジビエ倍増モデル指定を契機として、料理人や若い農家と県内外の流通加工業者が参加する「くまもとジビエコンソーシアム」を設立し、ソフト・ハード両面からの取組みを進めている。今後、ジビエで「稼げる農業」を実現させるためには、本コンソーシアムが核となって、流通販

売の仕組みづくりや認知度の向上、国産ジビエ認証を進める必要があることから、ジビエ利用モデル地区に対する継続した支援策の創設をお願いしたい。

中山間地域における多面的機能の発揮等のため、本県においても中山間ふるさと水と土保全対策事業等により基金を造成して振興を図っているが、毎年の基金取崩しは、基金残額の3%の範囲内に限られている。中山間地域振興に向けて、地域の特性に応じた更なる多様な支援が必要であるため、基金取り崩し枠の上限拡大や、ソフト事業だけでなく簡易なハード整備事業も対象とするなど、弾力的な運用と制度見直しをお願いしたい。

2 日本型直接支払制度など農業・農村の多面的機能を発揮するための支援

多面的機能支払交付金は、農地や農業施設の補修・更新等、地域ぐるみの活動に大いに活用されており、円滑な事業実施に必要な推進交付金も含めて十分な予算確保と重点配分をお願いしたい。また、資源向上活動（施設の長寿命化を図る共同活動）について、令和元年度（2019年度）から工事の費用上限（200万円未満）が設定され、周知や理解の期間が短く地元活動組織において混乱が生じた。このような大幅な運用の変更の際には十分な周知期間を確保するとともに、費用上限を超える工事の取扱いについては、県が定める要綱基本方針による各地域の実情に応じた弾力的な運用ができるようご配慮いただきたい。

さらに、中山間地域等直接支払交付金は、本県の中山間地域の農業・農村の維持・活性化をさらに進めるため、次年度からの5期対策に向けては、第3期から4期へ移行する際に「集落協定を5年間続ける自信がない」として協定締結断念が生じた経緯を踏まえ、協定期間の短縮や共同取組活動費の弾力的な運用、事務の簡素化を図るとともに、新たな取組みの掘り起し等、積極的な推進ができるよう、市町村推進費の十分な予算確保をお願いしたい。

併せて、交付対象農地が保管理されなくなった等の事態が生じた場合、事業期間内に受けた交付金を遡及返還しなければならず、制度への取組意欲が減退する懸念があるため、多面的機能の維持・発揮の取組拡大に向けた後押しとして、事実発生年度からの返還とする等、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の運用見直しをお願いしたい。

環境保全型農業直接支払交付金について、本県では、積極的な活用を推進しており、環境保全効果が発揮に大きく寄与している。引き続き、農業者が意欲を持って継続的に取り組むことができるよう、第2期対策に向けては、事業期間内の大幅な変更を行わない等現場の混乱が生じないようご配慮いただくとともに、安定的な制度運用と十分な予算確保をお願いしたい。

3 漁港等における放置船対策に対する支援

本県の水産業は、漁村地域を支える基幹産業であるが、水産資源減少に加え、就業者減少や高齢化等厳しい状況が続いている。また、漁業生産の拠点である漁港施設等の老朽化も深刻化する中、適正な維持管理を行う必要があるが、漁港のみならず、港湾、河川及び海岸における所有者不明の放置船の増加により、漁業活動への支障、船舶の航行障害、台風等自然災害時における他船舶・係留施設、河川管理施設や海岸保全施設への損傷、河川や海岸の環境悪化など様々な影響が顕在化している。

そのため、長期間放置・係留されている所有者不明の放置船を、施設管理者がやむを得ず廃船処理する際の経費に対する財政的な支援措置の拡充をお願いしたい。併せて、関係省庁で連携・協力して、自己責任による廃船処理の徹底や公費負担の軽減にも繋がるよう、船舶購入時にリサイクル料金を預託・積立する自動車リサイクル法と同様の制度等の構築をお願いしたい。

震災からの復興に向けた中小・小規模企業等への支援の強化

【経済産業省】

提案・要望事項

平成 28 年熊本地震発災後の本県経済は、グループ補助金や小規模事業者持続化補助金などにより施設等の復旧が図られ、順調に回復してきた。しかしながら、今後、復興需要が落ち着くにつれて、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は厳しくなることが予想される。県内企業の活力を維持・発展させていくために、中小・小規模企業の販路拡大、生産性向上、事業承継の支援や、経営支援体制等の充実・強化に向け、次の措置を講じていただきたい。

- 1 震災により減少した中小・小規模企業の売上を回復させるため、販路拡大や生産性向上等への支援を強化していただきたい。また、それらの総合的窓口となる「よろず支援拠点」の体制強化について、継続的に支援いただきたい。
- 2 地域経済を維持・発展させるためには、円滑な事業承継の促進が重要である。昨年度拡充の事業承継ネットワークによる支援体制及び事業承継補助金等を継続し、今後も強力に支援いただきたい。
- 3 商工会・商工会議所の伴走型支援の機能強化及び災害時における小規模事業者の事業継続のため、新たな経営発達支援計画等の策定及び計画の着実な実施に向けた支援を強化いただきたい。

【現状・課題等】

グループ補助金の交付決定を受けた事業者を対象に本県が行った調査では、地震前と比べ売上げが減った事業者の割合は、震災年度(H28)時点で 48.2%、直近(H30)で 37.6%と回復基調にあるものの多くの事業者が未回復であり、経営課題に応じた支援及び支援体制の充実強化が今後の課題である。

- 1 平成 28 年熊本地震後の売上回復等に、「小規模事業者持続化補助金」は大変有効であった。また、今年度創設された「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」は、復興期における施策推進の大きな後押しとなり、本県の他の支援策と連携して手厚い支援が展開できる。地震を乗り越えた企業が持続発展していくためには、継続的支援が必要である。
(参考)小規模事業者持続化補助金の地震後の本県採択数 3,303 件

「よろず支援拠点」については、公益財団法人くまもと産業支援財団にコーディネーター17名(地震後に7名増員)を配置し実施しているが、ワンストップ窓口として事業者からの評価も高く、体制強化の維持が必要である。

(参考)本県の実績：相談件数 8,173 件、来訪件数 4,430 件(H30.4~H31.3)

- 2 本県の事業承継支援は、平成 29 年度(2017 年度)に事業承継ネットワーク構築事業により支援機関の連携体制を構築し、平成 30 年度(2018 年度)にプッシュ型事業承継支援高度化事業により体制強化を図っているところであるが、この取り組みを維持発展させていくためにも、当事業

の継続が必要である。また、事業承継補助金の拡充により、本県採択件数が増加している状況であり、継続的支援が必要である。

(参考) 本県の実績 事業承継ネットワークによる事業承継診断 H29 : 1,864 件、H30 : 1,078 件
事業承継補助金 H29 : 採択 3 件、H30 : 採択 21 件

- 3 小規模事業者への伴走型支援機能強化及び災害時の事業継続のため、小規模事業者支援法改正に伴う新経営発達支援計画及び事業継続力強化支援計画の策定支援や、商工団体における所要額確保に向け、補助事業(伴走型小規模事業者支援推進事業等)の対象経費に人件費を含めるなどの支援の充実が必要である。

(参考) H30 本県の当補助金採択状況 7 商工会議所 14 商工会 計 21 団体

再生可能エネルギー導入促進のための系統連系対策及び 小水力発電や地熱・温泉熱発電の系統への優先接続

【経済産業省】

提案・要望事項

送電線等の容量不足が特に厳しい状況となっている九州において、再生可能エネルギーの導入促進を図るために、系統への接続可能量の拡大等系統連系対策を計画的に進めるとともに、小水力発電等ベースロード電源で、かつ、小規模の発電事業（200kW程度）については、政策的な観点から系統へ優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行っていただきたい。

【現状・課題等】

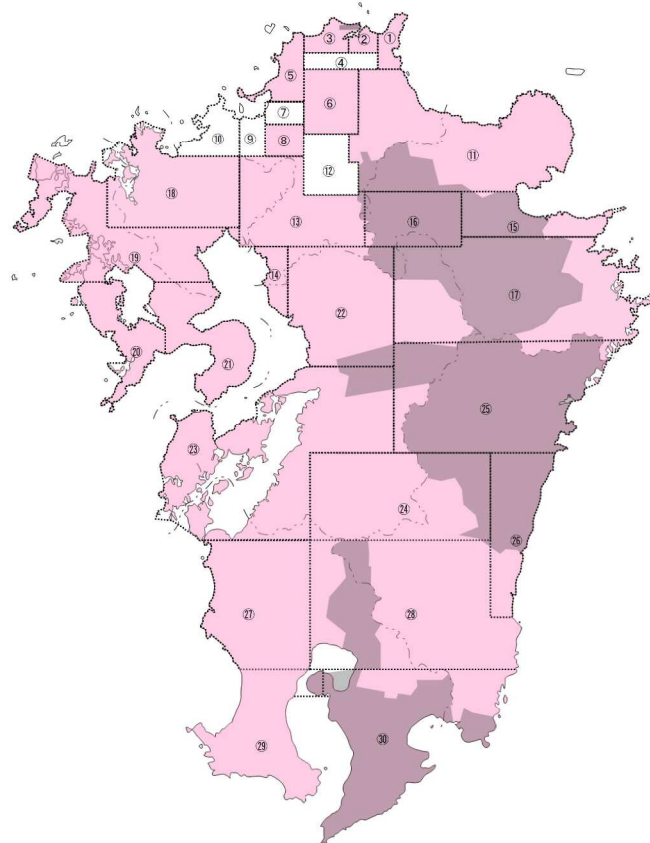
再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入を今後さらに進めるためには、送電線容量の制約問題の解消が大きな課題であり、特に九州は全国に比べて送電線等の容量不足が厳しい状況となっている。

熊本県では、地域の恵まれた資源を最大限生かした、地場の再エネ事業者による小水力発電や地熱・温泉熱発電等の導入を通じた地域の活性化を進めている。

しかし、再エネのポテンシャルが高い地域ほど上位系統も含めた対策が必要になっており、再エネの導入に取り組んでいる地場の事業者は、事業実施の見通しを立てられない等、導入促進の大きな障害になっている。

再エネの一層の導入を促進するため、系統への接続可能量の拡大等系統連系対策を計画的に進めるとともに、ベースロード電源である小水力発電や地熱・温泉熱発電等で、かつ、系統への影響も大きくない小規模の発電事業（200kW程度）については、低圧（50kW未満）案件と同様に上位系統対策の対象とせず系統に優先接続できるよう、法令の改正等必要な制度の見直しを行う必要がある。

【参考】九州電力管内の発電機連系制約マップ
2019年3月現在 九州電力ホームページより



〔凡例〕

- 電力系統分割エリア
- 容量面で制約が発生している地域
- 電源接続案件募集プロセスを実施中のエリア

大規模太陽光発電所等の建設に伴う周辺環境への被害の防止及び発電終了後の撤去等適正処理

【農林水産省、経済産業省、環境省】

提案・要望事項

大規模な太陽光発電所の建設による景観の悪化、災害や土砂流出等による周辺環境への影響、発電終了後の撤去等に係る課題に対して適切な対応が図られるよう、現在、国において検討が進められている内容を踏まえ、開発や撤去・処理等における統一的な基準や関係法令を早急に整備していただきたい。

また、地域住民の理解を得ないまま建設を進めることのないよう、国が責任を持ち、事業者への指導を徹底していただきたい。さらには、地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務付けるなどの法整備をお願いしたい。

【現状・課題等】

本県においては、太陽光発電所の整備が進み、再生可能エネルギーの導入拡大に大きく貢献している。

一方で、森林、農地及び原野において、数十ha規模で樹木の伐採や造成等が行われ、土砂流出や河川の汚濁等周辺環境へ影響を及ぼす事例がでてきている。

今後更に、大規模な開発も計画されており、地域住民等に説明がないまま開発が進められることで、景観や災害等による環境への影響等を心配する地域住民との関係悪化等が懸念される。

なお、太陽光発電設備の撤去・処理については、国において平成30年(2018年)7月に閣議決定した『第五次エネルギー基本計画』で「太陽光パネルの廃棄問題について、法制度の整備も含めた検討を行う」といった方向性が示された他、以下の取組が実施・検討されている。

- ・今夏、環境影響評価法の対象に大規模太陽光発電施設が追加予定(環境省)
- ・昨年、太陽光パネルの不法投棄防止のため、FIT認定事業者による廃棄費用に関する報告が義務化。今後、廃棄費用を外部機関に強制的に積み立てさせる方針。(資源エネルギー庁)
- ・昨年、「太陽光発電設備のリサイクル等推進に向けたガイドライン第二版」を作成。(環境省)



大規模太陽光発電所



洪水調節池

海外に向けた観光物産振興策の推進

【経済産業省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 東京オリンピック・パラリンピックに向けた地方への誘客促進のため、政府観光局（JNTO）で実施されているプロモーション事業等において、九州、熊本の観光情報発信を連携して行うとともに、現地旅行会社に対して、本県での周遊が含まれる旅行商品造成の働きかけを行い、地方への誘客を重点的に進めていただきたい。
- 2 今後ますます増加することが見込まれるインバウンド対策の事業を着実に進められるよう、国際観光旅客税の税収の一部を財源とした、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等を創設していただきたい。
- 3 海外経験の乏しい県内中小企業の新たな海外展開への取組みへの支援のため、JETRO熊本の機能拡充等により、海外展開を重点的に支援していただきたい。

【現状・課題等】

- 1 本県では、令和元年（2019年）にラグビーワールドカップ及び女子ハンドボール世界選手権（本県単独開催）が開催される。本県では、この2つの国際スポーツ大会を平成28年熊本地震の被災地のイメージを払拭し創造的復興を推進するチャンスととらえ、特に欧米豪市場に向けて観光プロモーションを実施してきた。しかし、いまだ、東京・京都・大阪のいわゆるゴールデンルートが主流であり、九州をはじめとした地方まで足を伸ばすようになるには時間を要することが見込まれる。

また、本県観光をけん引してきた阿蘇は、平成28年熊本地震で甚大な被害を受け、交通インフラも復旧中であり、現在も海外からの観光客の足に少なからぬ影響を与えている。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックにより増加が見込まれる欧米豪からの観光客に対しては、九州、ひいては熊本まで足を伸ばしてもらえよう積極的に観光プロモーションを展開したいが、特に、欧米豪市場に対しては、東アジア市場と比較して、いまだ九州のブランドイメージが定着しておらず、今後も引き続きオール九州でプロモーション活動を行っていく必要がある。

- 2 国においては、観光促進のための税として平成31年（2019年）1月7日から国際観光旅客税を施行し、特にハード面を中心に観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が図られているところである。

しかし、例えば九州各県と経済界が広域的にインバウンド誘客を主目的として実施する「祭りアイランド九州（R1（2019）.9.28～29）」等の取組み（総事業費1億2千万円）については、使用できる財源はなく、すべて各県が負担して実施することとなっている。このような広域的な取組みなどのインバウンド対策事業を着実に進めていくことが求められている。

- 3 県内中小企業の中には、震災の影響を受け、休業等を余儀なくされた事業者が多数いるが、一

度絶たれた販路の回復には相当の時間を要する。創造的復興を果たすためには、国内の販路回復だけでなく、アジアを中心とした海外の活力を取り込むことが重要である。しかし、県内中小企業には海外展開の経験が不十分なところが多く、新たな海外展開に取り組むためには、それぞれの企業が抱える課題に対応した丁寧な支援が求められている。このような中、豊富な情報とノウハウを持つJETRO熊本への相談件数も増加傾向にある。

熊本地震からの創造的復興に係る人材確保等

【内閣府、厚生労働省】

提案・要望事項

本県においては、少子高齢化など社会的な課題に加え、平成 28 年熊本地震からの復興需要を受けて人手不足が深刻化・恒常化し、有効求人倍率は全国平均を上回る高い水準で続いている。

このような中、平成 28 年熊本地震からの創造的復興を支える人材の確保・育成は喫緊の課題であることから、以下の対策をお願いしたい。

- 1 人手不足解消のため、本県が取り組む若年者や県外からのUIJターン就職希望者等の就職支援事業について、地方創生推進交付金等による手厚い財政支援を継続していただきたい。
- 2 地域を担う産業人材育成のため、職業能力開発施設（開発校）の老朽改築及び技能検定施設の整備について、補助算定基準の要件緩和や弾力的な対応をお願いしたい。

【現状・課題等】

- 1 全国的な労働力不足に加え、震災前からの本県の課題であった若年層の大都市圏への人口流出という構造的な問題及び震災の影響による慢性的な人手不足に対応するため、若年者の地元就職及び定着を促進する必要がある。

このような中、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」において、東京圏からの移住促進に向けた新たな制度を創設され、地方創生交付金の交付対象事業として、本県及び県内市町村が申請した「くまもと版地方創生移住支援事業」に対し、交付決定していただいた。

本県では、大都市圏からの還流を促進するため、UIJターンを希望する求職者等の相談窓口として「熊本UIJターン就職支援センター」を東京と熊本に設置しているが、その流れを加速すべく、本県からの転出が多い大阪、福岡窓口を新たに設置することとしたところである。

引き続き、本県が実施する若年者の県内就職促進のためのプライト企業認定の取組みや県内外の学生を対象としたインターンシップ、UIJターン就職支援等を強化していく必要があることから、地方創生推進交付金の措置等による手厚い支援を継続していただきたい。

- 2 職業能力開発促進法に基づき各都道府県で必置とされる職業能力開発施設（開発校）について、本県においては熊本県立高等技術専門校（開発校）の実習棟が築 50 年を超えるなど老朽化が著しいことから数年以内に建替えを検討しており、併せて技能検定の安定的な実施のため、人材開発センター（技能検定試験場等）を開発校敷地内に整備することを検討している。

しかしながら、現行の補助算定基準においては寄宿舍（現行の補助対象面積は定員 1 人当たり 8 m²となっており、居室以外のトイレ、風呂場、調理室・食堂、洗濯室等の寄宿舍に必要な部屋に国庫補助が無い状況となっている。）や交通部分（補助対象面積×35%）などの面積要件が厳しく、必要最低限度の訓練環境とせざるを得ないことから、職業訓練を通じた産業人材の育成に支障をきたすおそれがある。地域の実状に応じた面積要件の緩和や個別協議による弾力的な対応をお願いしたい。

外国人材の活躍機会の拡大

【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

提案・要望事項

- 1 外国人材の均衡ある受入れについて
新たな在留資格「特定技能」での外国人材受入れに当たっては、大都市その他の特定の地域に外国人が集中することなく、地域の人手不足に的確に対応できるよう、国において実効性のある施策を講じていただきたい。
- 2 技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加について
技能実習制度における技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加に向けて、業界団体に対する積極的な情報提供と支援の充実をお願いしたい。
- 3 多文化共生社会の実現について
外国人との共生に当たっては、多文化共生に取り組む自治体への財政支援も含め、日本語教育や外国人が安心して働き生活していくための支援などについて、国が責任を持って取り組んでいただきたい。

【現状・課題等】

- 1 外国人材の均衡ある受入れについて
新たな在留資格「特定技能」での外国人材受入れについては、最低賃金の地域間格差により、外国人材が賃金の高い大都市や特定の地域へ集中することが懸念される。地域の人材不足に対応し、地域が継続的に発展するには、そうした地域間の偏りを是正する施策を求める必要がある。
- 2 技能実習2号移行対象職種・作業の早期追加について
製材業及び漁業（魚類養殖）では、技能実習2号移行対象職種・作業としての認定に向けた各業界団体での手続き等が進められているが、追加には至っていない。今後、各現場における外国人材の受入が早期に実施されるよう、外国人技能実習制度における職種・作業の追加に向けて、積極的な情報提供と受入体制整備等に関する支援の充実を求める必要がある。
- 3 多文化共生社会の実現について
外国人との共生に当たっては、多文化共生の実現に取り組む地方自治体への財政措置を含め、日本語教育や様々な生活支援について、国が責任を持って取り組む必要がある。

高度な知識・技能や国際的素養を身に付けた人材の育成

【文部科学省】

提案・要望事項

- 1 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の事業について、指定の継続、指定校の拡大及び十分な事業費の確保をお願いしたい。
- 2 「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」、「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）」の各事業の後継事業についても、指定校の拡大と事業費の確保をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 指定校の継続及び事業費の確保について

本県ではSSH、SGH、SPHの指定校を「熊本県スーパーハイスクール」と位置付け、合同研究発表会や教員向けの研修を行い、特に「探究活動」の充実における先導役となっている。

指定校による合同研究発表会には、県内外の高校生や教員も見学を訪れており、複数の指定校による多様な取組みの効果が、その他の高校へも波及するなど、指定校は、本県全体の教育の中心的役割を担っている。そのため、現在の指定校の指定の継続と、これらの先進的な取組みが可能となるよう十分な事業費の確保が必要である。

なお、本県の指定校のなかには、委託費が前年度と比較して減額されている学校もあり、研究を進める上で影響が生じているため、指定校に係る事業費の確保も併せてお願いしたい。

事業費及び本県指定校の推移

主な事業名等	H29 年度当初予算 熊本県配当 (熊本県指定校数)	H30 年度当初予算 熊本県配当 (熊本県指定校数)	H31 年度当初予算 熊本県配当 (熊本県指定校数)
スーパーサイエンスハイスクール (SSH)事業	2,219 百万円 40 百万円 (4 校)	2,219 百万円 37 百万円 (4 校)	2,219 百万円 32.5 百万円:4 校分 (4 校)
スーパーグローバルハイスクー ル(SGH)事業	869 百万円 13.8 百万円 (2 校)	843 百万円 13.4 百万円 (2 校)	424 百万円 5.6 百万円 (1 校)
スーパー・プロフェッショナル・ ハイスクール(SPH)事業	173 百万円 4 百万円 (1 校)	149 百万円 10.2 百万円 (2 校)	85 百万円 4 百万円 (1 校)

2 新規事業の指定校の拡大と事業費の確保について

SGHについては、環境問題をテーマに課題研究を進めている。国内外での研修や外部講師による講演会等を通じて研究内容を深める一方で、即興型英語ディベートに取り組むなど、コミュニケーション能力全般の向上を図っている。現指定校以外にも、県内の多くの高校がグローバル人材育成に熱心に取り組んでいる。SPHについては、平成28年度(2016年度)に指定を受けた農業分野(平成30年度(2018年度)で指定終了)に加え、平成30年度(2018年度)より工業分野(熊本工業高校)が指定を受けた。産業界で必要とされる高度な専門知識・技術の習得のための先導的・汎用的モデルとなる手法(カリキュラム等)の普及・確立を図り、各専門高校のレベルアップにつなげたいと考えている。

SGH、SPHについては、新規の募集が中止となっているが、後継として新規事業(「WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業」)「地域との協働による高等

学校教育改革推進事業」)が令和元年度(2019年度)から立ち上げられ、本県から「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」に2校指定されている。県内の多くの高校が、地域と協働した教育活動やグローバル人材育成等に熱心に取り組んでおり、これらの後継事業についても、指定校の枠の拡大と事業費の確保をお願いしたい。

阿蘇くまもと空港等機能強化及び天草エアラインへの支援

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 阿蘇くまもと空港及び熊本港・八代港のC I Q（税関、出入国管理、検疫）体制について、急増するアジア等からの来客及び貨物に対し迅速かつ適切に対応するため、充実・強化を図っていただきたい。
- 2 天草エアラインについて、地域航空ネットワークの安定的な確保のため、各種支援制度の創設・拡充を図っていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 阿蘇くまもと空港の国際線は、地震発生後、全ての路線が運休となったものの、平成 29 年（2017 年）11 月には地震発生前の国際 3 路線全てが再開され、旅客数も開港来の過去最高を記録している。令和 2 年（2020 年）4 月からの空港運営の民間委託や 2020 年東京オリンピック・パラリンピックなどの全国的なイベント開催を控え、今後、外国人旅客は更に増加していくことが予想されるため、円滑な出入国手続きの実現のために、人員の増員などの対応が必要である。
そのため、海上貨物の増加やクルーズ船の寄港の大幅増が見込まれる熊本港・八代港も含め、C I Q体制の充実・強化を図っていただきたい。
- 2 天草地域は、県を中心である熊本市からの移動に 2 時間以上を要するなど地理的状況は離島部と類似している。平成 12 年（2000 年）に就航を開始した天草エアラインは、天草地域の唯一の高速交通機関として、地域住民の足、地域の医師確保を含めたライフラインとして必要な存在であるが、1 機だけの運航のため、整備及び乗員訓練による運休又は欠航が課題となっている。
この課題を解決するため、今後、同機材を保有する航空会社と機材・部品等が融通できるように、国庫補助金で購入された部品等を融通できる仕組みづくりが必要である。また、平成 27 年度（2015 年度）に新機材（ATR 42 - 600）への更新を行ったことに伴い、機材の最大離陸重量が増加したことから空港使用料が増大し（約 3 千 1 百万）経営を圧迫している。
そのため、地域航空ネットワークを安定的に確保するためには、更なる公租公課の減免やその基準の見直しなど支援制度の創設・拡充が必要である。

八代港における海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる港湾施設の整備促進

【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

提案・要望事項

- 令和2年(2020年)4月のクルーズ拠点供用開始に向けたクルーズ船専用岸壁の確実な整備をお願いしたい。併せて、クルーズ船寄港増加に対応するC I Qの体制強化をお願いしたい。
また、魅力あるクルーズ拠点とするため、今年度新規に事業化された「クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業」に応募したところであり、特段の御配慮をお願いしたい。
- 県内最大の物流機能を持つ八代港の更なる機能強化に必要な水深14m岸壁関連港湾施設の着実な整備促進をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 国際クルーズ拠点の整備について

八代港では、令和2年(2020年)4月のクルーズ拠点供用開始に向け、国におかれては、クルーズ船専用岸壁(一部耐震強化岸壁)の工事を進めていただいております。引き続き、確実な整備をお願いしたい。なお、本県は今年1月に駐車場造成工事に着手、船社も4月にターミナルの工事に着手したところである。

クルーズ船寄港増加に円滑に対応できるよう、C I Q(税関、出入国管理、検疫)の体制強化をお願いしたい。

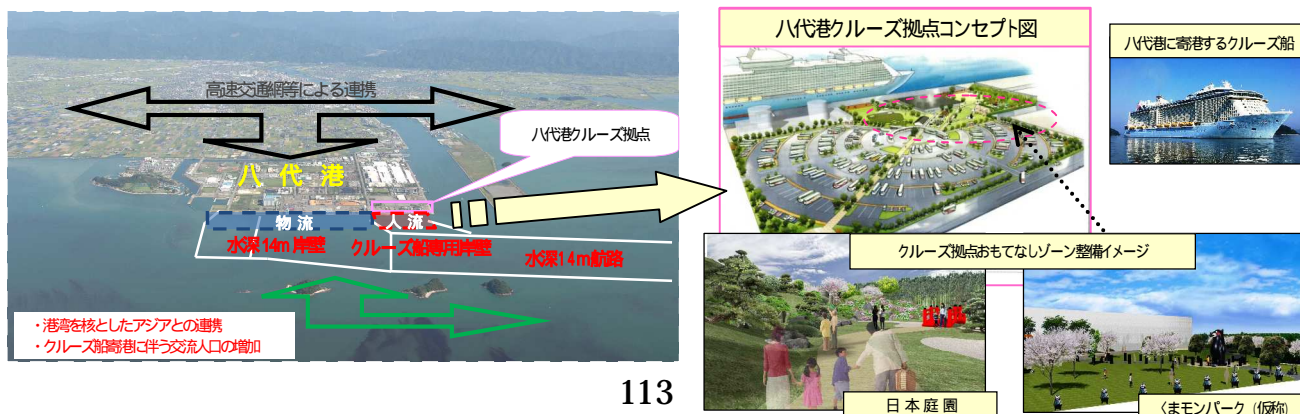
魅力あるクルーズ拠点とするため、県が実施する関連施設整備の予算確保に向け、「クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業」に応募したところであり、特段の御配慮をお願いしたい。

2 水深14m岸壁関連港湾施設の整備について

八代港は、県内最大の物流機能を有し、九州の経済・産業活動に大きな役割を果たすアジアに向けた物流拠点であり、平成30年(2018年)4月には新コンテナヤードを供用開始するなど、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道等の高速交通網と連携し、更なる利便性向上に取り組んでいる。

八代市を中心とした産業集積に向けて「くまもと県南フードバレー構想」や「やつしろ物流拠点構想」を策定し、八代港を活用した輸出の拡大に向けた様々な取組みを推進している。

これらの取組みを推進するためには、物流機能の更なる強化が必要であり、引き続き水深14m岸壁関連港湾施設の早期完成を図ることが極めて重要である。



熊本港における海外からのヒト・モノの流れをつくり 地域の活性化につながる港湾施設の整備促進

【国土交通省】

提案・要望事項

- 1 熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港においては、取扱貨物量が順調に増加している状況等から、港内の静穏度確保のため、引き続き防波堤の着実な整備促進をお願いしたい。
- 2 土砂等の堆積が著しい本港においては、航路・泊地の水深確保のため、交付金による浚渫事業の採択要件緩和及び必要な予算確保をお願いしたい。
- 3 本港が災害時の支援活動の拠点として機能を果たせるよう、コンテナ船の大型化やクルーズ船寄港にも対応可能な耐震強化岸壁、航路及び泊地整備について、国直轄事業による早期着手をお願いしたい。

【現状・課題等】

1 防波堤の整備について

本県では、熊本都市圏の物流機能の強化を図るため、熊本港の整備を推進する必要がある。平成24年(2012年)10月にガントリークレーンが完成、平成30年(2018年)3月には、コンテナヤードの拡張が完了したことなどから、取扱貨物量は、近年着実に伸びており、引き続き官民一体となったポートセールス活動を積極的に展開し熊本港の利活用を促進していくこととしている。

人流機能としては、長崎県と熊本県とをフェリーで結ぶ海陸交通の結節点として、さらに、平成26年度(2014年度)には、外国船籍のクルーズ船が初寄港し、平成30年(2018年)4月と10月にも寄港するなど、今後さらに熊本都市圏を中心とした経済効果が期待されている。

これらの取組みを推進するためには、港内静穏度の確保等、港湾機能の向上を図る必要があり、国により進められている防波堤の着実な整備促進をお願いしたい。

2 交付金の浚渫事業採択要件緩和について

本港は、有明海特有の潮流や閉鎖性等に起因する土砂の堆積が著しい状況にあることから、航路等の水深確保に多額の費用を要するため、交付金による浚渫事業の採択要件(堆積規模・浚渫頻度)の緩和及び必要な予算確保をお願いしたい。

3 国直轄事業による耐震強化岸壁等の早期着手について

災害時には海上からの支援活動拠点が必要となることから、コンテナ船の大型化やクルーズ船寄港にも対応可能な耐震強化岸壁、航路及び泊地整備について、国直轄事業による早期着手をお願いしたい。



H24.10 ガントリークレーン完成
H25. 9 岸壁(-7.5m)完成



選手育成と地域のスポーツ振興

【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

提案・要望事項

- 1 次世代を担う選手たちが、国際競技力を身に付け、世界の檜舞台で活躍することができるよう、本県のトレーニング拠点施設の拡充や設備の充実に必要な国庫補助制度の創設をお願いしたい。
- 2 障がい者スポーツのトップアスリートの育成のため、障がい者スポーツの競技団体の実情に即した強化費の拡充、組織基盤の強化のための運営費補助など必要な財政支援を講じていただきたい。
- 3 東京五輪等を契機として、地域のスポーツ振興を図るため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。
- 4 文化の祭典でもある東京オリンピック・パラリンピックにおいて、熊本の伝統文化等で平成 28 年熊本地震からの復興の姿を発信できるよう、開閉会式等における地域文化の発表の場の確保や、文化プログラムの推進に必要な財政支援を講じていただきたい。

【現状・課題等】

- 1 国際的なスポーツ大会等での本県選手の活躍は、復興へ歩みを進める県民への後押しになっている。
しかしながら、トップアスリートを育成する環境は、中央都市圏の大規模施設に集中しており、本県（地方）で同等の施設設備や先進的トレーニングの環境が整っているとは言えない現状である。また、一貫指導体制として、ジュニア期においては地方での選手育成が不可欠である。
今後、次世代を担う選手たちが国際大会等で活躍できるようこのような取り組みや強化策を充実するためには、県営トレーニング拠点施設等の拡充や用具設備の充実が必要である。
- 2 パラリンピック等を目指す障がい者の多くは、収入が少なく、県内外や海外で開催されるスポーツ大会への遠征費やスポーツ用具の購入等に要する費用の確保に苦慮している。また、選手の育成・指導等を行う障がい者スポーツの競技団体の多くがボランティアで運営されており、収入も助成金や募金等で賄われており組織基盤が弱い弱である。
本県では、選手の育成を目的として、平成 27 年度（2015 年度）から「2020 東京パラリンピック選手育成・強化推進事業（補助金）」を開始したが、強化費の拡充や組織基盤の強化に加え、2020 東京パラリンピック以降も引き続き海外で活躍できるアスリートを育成するためには、国による支援措置が必要である。（指定選手：平成 27 年度（2015 年度）20 人、28 年度（2016 年度）16 人、29 年度（2017 年度）13 人、30 年度（2018 年度）9 人）
- 3 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者がスポーツを楽しめる地域密着型のスポーツクラブとして、スポーツによる地域の活性化に重要な役割を担っている。
平成 30 年（2018 年）7 月現在、県内には 69 クラブが設立され、約 16,000 人の会員が活動を行っている。
同クラブは安定したクラブ運営が求められているが、日本スポーツ振興センターからの助成金

削減を受け、運営が厳しい状況にある。

特に、安定したクラブ経営のためには、優秀なクラブマネージャーの存在が必要であり、各クラブへのクラブマネージャーの配置等が不可欠なため、総合型地域スポーツクラブの育成支援に必要な予算を確保していただきたい。

- 4 近年のオリンピックは「スポーツと文化の祭典」となってきており、国は東京五輪を契機に全国各地で行われている文化の催事を文化プログラムとして位置づけ、我が国の文化芸術の魅力を国内外へ発信することとしている。

本県においても、伝統芸能をはじめ、熊本ならではの文化の魅力と、文化による熊本地震からの復興の姿を発信するため、県内の文化団体等と連携した取組みについて検討を進めているところであり、五輪会場等での地域文化の発表の場の確保や文化プログラムの推進に対する財政支援が必要である。

